

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第6号>

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月22日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会記録<第6号>

開会の日時

年月日 平成24年3月22日 木曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時53分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第15号議案 沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例
- 3 乙第16号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 4 乙第17号議案 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
- 5 乙第35号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 6 乙第36号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 7 乙第37号議案 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第38号議案 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例
- 9 乙第39号議案 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 乙第50号議案 訴えの提起について
- 11 乙第51号議案 訴えの提起について
- 12 乙第52号議案 下地島空港の操縦練習使用料に係る覚書の継続確認等に関する申立てについて

- 13 乙第56号議案 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 14 請願第4号、陳情平成20年第64号の2、同第68号、同第72号、同第115号、同第133号、同第136号、同第137号の2、同第149号、同第152号、同第160号、同第162号、同第183号、同第185号、同第187号、同第192号の2、同第201号の2、同第202号の2、陳情平成21年第18号、同第24号、同第33号、同第35号から同第37号まで、同第63号、同第74号の4、同第76号、同第90号、同第107号、同第109号、同第118号、同第119号、同第131号、同第134号、同第135号、同第140号、同第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、同第172号、同第174号の3、同第181号、同第188号、同第191号の3、同第194号の2、陳情平成22年第3号、第42号、同第48号の2、同第68号から同第70号まで、同第85号、同第91号から同第93号まで、同第102号、同第126号、同第155号、同第169号の2、同第170号、同第173号、同第177号、同第190号、同第205号、陳情平成23年第6号の3、同第14号、同第20号、同第22号、同第23号、同第25号、同第30号の3、同第31号から同第33号まで、同第38号、同第51号、同第52号、同第56号、同第57号、同第64号、同第67号、同第68号、同第73号の4、同第78号の3、同第79号、同第81号、同第91号、同第93号、同第102号、同第115号の4、同第127号の2、同第128号の2、同第130号、同第132号、同第133号、同第142号、同第145号、同第153号、同第158号、同第165号、同第176号の2、同第181号、同第187号、同第189号、同第190号、同第192号の2、陳情第9号から同第11号まで、第24号、第38号、第39号、第46号から第48号まで、第50号、第55号、第57号から第59号まで、第60号の4、第61号、第62号、第64号、第65号の3、第70号及び第72号の3
- 9 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	當山眞市君
副委員長	照屋大河君
委員	新垣良俊君
委員	嶺井光君
委員	池間淳君
委員	新垣哲司君
委員	崎山嗣幸君

委員 嘉陽宗儀君
 委員 大城一馬君
 委員 平良昭一君
 委員 新垣安弘君
 委員 吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	下地寛君
環境生活統括監	下地岳芳君
環境整備課長	大浜浩志君
自然保護課長	富永千尋君
県民生活課長	具志堅全助君
生活衛生課長	阿部義則君
平和・男女共同参画課長	原田直美さん
企業局長	仲田文昭君

○當山眞市委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第14号議案から乙第17号議案まで、乙第35号議案から乙第39号議案まで及び乙第56号議案の条例議案10件、乙第50号議案及び乙第51号議案の議決議案2件、請願第4号1件、陳情平成20年第64号の2外128件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第14号議案沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。
下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは、環境生活部所管の条例議案について、お手元の資料の平成24年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）により、御説明いたします。

43ページ、乙第14号議案沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、平成21年度から平成23年度までの期間に限り、国が交付した地域環境保全対策費等補助金を活用し、地球温暖化対策並びに廃棄物及び海岸漂着物等の対策を推進することを目的とした基金を創設し、県が行う事業の費用及び市町村等が行う事業を支援するための費用の財源に充ててきたところであります。

このたび、国の定める地域環境保全対策費等補助金交付要綱及び実施要領の一部改正に伴い、海岸漂着物等の対策を引き続き実施するため、基金の設置期間を1年間延長することから、当該条例の一部改正を行うものであります。

以上、乙第14号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 現在の海岸漂着物は処理することになってはいますが、具体的にどういう取り組みをしているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 沖縄県内の海岸を91の重点対策区域に指定しまして、その区域において、海岸管理者が回収事業を行っております。

○嘉陽宗儀委員 それぞれの地域で海岸漂着物を回収して、どのような処理をしているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 基本的には、海岸管理者が業者に委託して回収しますが、海岸に漂着した木くずなり、廃プラスチックなりがあります。沖縄県内におきましては、中国からの漂着ごみが多いということで、そういった漁具類、それからペットボトル類が多く回収されている状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 この漂着ごみの処理は、具体的にどのようにやっていますか。焼却するとか。

○大浜浩志環境整備課長 基本的にこの事業で実施する場合には、産業廃棄物としての認定がございますので、産業廃棄物処理施設で焼却なり、埋め立て処分を行う形になっております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄県内に漂着するごみの総量は幾らですか。

○大浜浩志環境整備課長 総量でございますけれども、平成22年11月から平成23年11月の1年間、重量で2042トン、容量で2万3310立方メートルが漂着している状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 さっき、91の重点対策区域に分けたと言うのですけれども、与那国島からずっと全県、全海岸ですか。

○大浜浩志環境整備課長 基本的に有人島を含めて、与那国島まで含めて全海岸で91区域と指定してございます。

○嘉陽宗儀委員 これは、きちっと回収してこれだけなのか。やはり回収し切れないものがあるから、まだ大分実態として残っているのか。どちらですか。

○大浜浩志環境整備課長 漂着ごみにつきましては、毎年度押し寄せてくるということがございます。時期によっても夏場、冬場で違いますので、そういったことを念頭に置きながら回収を進めておりますけれども、すべての細かい海浜までできているかということになりましたら、そのところはできていないところもございますので、来年度、平成24年度はこの辺のものも中心に回収を行っていく考えでございます。

○嘉陽宗儀委員 海外からの漂着物については、沖縄県はかなり独特だと思う

のですけれども、漂着物の量の多さは全国と比べてどうなのですか。

○大浜浩志環境整備課長 全国的な量の把握はしておりませんが、九州地方とか、中国地方あたりでの海外からの漂着物は、韓国製の物が多いという特徴がございます。一方、沖縄県の場合には季節風に乗って、地理的なものがありますので、中国製の物が多いという形になっております。

○嘉陽宗儀委員 全国的に見ても、沖縄県は東京都に次いで海洋面積が大きい。それだけに漂着ごみも多い。当然、そのための処理費用もかかる。基金を積み立てて事業を行うのは大いに結構なのだけれども、基本的に解決するためには、これは地方交付税の算定基準に入れるべきだと思うのですけれども、環境生活部長、地方交付税の算定基準はどうなっていますか。

○下地寛環境生活部長 基本的には基金で今回やっておりますけれども、漂着物対策は、地方交付税の算定基準には入っていないと思います。

○嘉陽宗儀委員 まあ、総務部長ではないのでよろしいです。

算定基準、今の地方交付税はやはり陸地面積でいろいろ算定すると。それから京都府だったか、日本海側の舞鶴市のサンゴ礁域の部分を陸地面積に入れて計算することになっておりますけれども、今、全国都道府県議会議長会でも海洋面積—これは当然、基準財政需要額に入れて算定して、沖縄県はちゃんと出しなさいと。沖縄県に地方交付税としてくるべき金額は4600億円です。漂着物対策との関係もあって、これを調べて、我々議会サイドで今、そのお金をどうやって出させるかという研究をしていますけれども、皆さんもちょっとやってみてはどうですか。

○下地寛環境生活部長 これについては、竹富町からも少なくともサンゴ礁域の内側を陸地換算して、地方交付税措置の対象にできないかという要請などもあって、今後の新しい沖縄振興の法律の中でもそういう議論があったことは聞いております。ただ、こういったことはなかなか難しいことでもありますので、考え方としては、沖縄県は広大な海域の中で、特にサンゴ礁域はサンゴ礁も含めて保全しないといけないということがありますので、その考え方に沿って、今後は常にそういう気持ちを持っておきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 この件については、全国都道府県議会議長会でも全国の皆さ

んが沖縄の訴えを聞いてもらって、政府に要請するかという議論にまできていますから、肝心の沖縄からそういう声を上げないと、漂着物はますますひどくなるばかりだと思います。皆さんの頭の中にも入れておいて、御努力をお願いします。最後に決意を。

○下地寛環境生活部長 漂着物についてはこの基金一來年度で終わりますけれども、その後も、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律—いわゆる海岸漂着物処理推進法はあります。その中で、国もある程度支援をするということは言っております。具体的にはまだなのですけれども、そういった国の考え方、それから委員がお話しの海洋を守るという視点で、ぜひ、これでもって今後いろいろな形で対応といいますか、要望などもしていきたいと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○大城一馬委員 さきの答弁の中で、海岸管理者において収集していると。この海岸管理者というものは、何か資格等があるのですか。

○下地寛環境生活部長 海岸管理者は海岸法で規定されており、県では土木建築部海岸防災課、農林水産部漁港漁場課などが所管しているほか、市町村が管理する漁港海岸などもありまして、それぞれ区分けされております。そういった海岸管理者に対して、事業の資金に関しては我々から予算の分任をしまして、そこで執行すると。その管理者が企業等に委託して、収集して処分させると。そういう仕組みになっております。

○大城一馬委員 委託業者は資格といいますか、何か特殊な資格が必要なのですか。それとも普通のごみ収集としてやっているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 基本的にはその地域の建設業者の中で、産業廃棄物の収集・運搬等を職としている方々が、委託を受けている状況でございます。

○大城一馬委員 沖縄全域でこういう漂着ごみが多いと。そして、外国からの物が多くを占めているという中で、私どもは離島へ行ったり、あるいは地元の

海岸でよく見るのですが、やはり中には素人が見ても、これは薬品ではないかとか、いわゆる有害物質とか危険物質、そういった物のより分けはどうかされているのですか。

○下地寛環境生活部長 何年か前に、たしか韓国由来の物だったと思いますけれども、廃酸とかそういった有害物質がポリタンクに入って漂着したことがあります。そういったいわゆる危険性を伴うような薬品等の入った漂着物があった場合は、当然、住民などからの通報といたしますか、そういったものもありますけれども、その場合には、地域の保健所が第一義的に調査しまして、回収もしまして、内容的に衛生環境研究所でしっかり調査をした上で、どういう処理をするかということを決めて、ちゃんとした処理施設で処理するという対応をとっております。

○大城一馬委員 その有害あるいは危険物質を判定するときに、例えば地域の住民が、これは、と思うと通報すると。実際に収集する業者は、危険物質か、有害物質かという判断がつくような知識は持っているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 そういうこともございますので、平成21年度、平成22年度にかけて業者等が回収する場合の回収マニュアルをつくりました。その中で、そういったものがあつた場合の通報体制、それから回収・処理という部分を示しておりますので、それに基づいて海岸管理者一委託した業者が処理していく手はずでございます。先ほど環境生活部長が申し上げたように、保健所等に通報が行きますので、一般の方々に対してこのような物には手を触れないでほしいという形で、別途マニュアルもつくっておりますので、それも含めまして体制を確立しているところでございます。

○大城一馬委員 実際、ここ二、三年でそういった事例は全くないということですか。

○大浜浩志環境整備課長 この二、三年という状況でいえば、有害物質が漂着したということはそんなにございませぬけれども、たしか平成18年、平成19年にあつて、各海岸に漂着したという事例がございます。

○大城一馬委員 昨年、東日本大震災—3・11ですが、例えばよく新聞で、米国サンフランシスコあたりにも震災による瓦れき等が漂着したという報道があ

りました。我が沖縄県の海岸では、震災による瓦れきは漂着しているのですか。

○下地寛環境生活部長 まだそういった事例があったという報告はないですし、我々もそれを確認はしていませんので、ハワイ大学などが実施したシミュレーションがあります。基本的に、可能性としては非常に薄いのですが、1.5年から3年後ぐらいに沖縄に漂着する可能性もあるというシミュレーション結果は出ております。

○大城一馬委員 今現在では、瓦れきが漂着していないということで断定しているのですか。それとも調査する必要があるのかどうか。

○下地寛環境生活部長 来年度の漂着物対策については、基本的にはそういったものも注意しながら、漂着物の回収作業を行おうと考えておりますので、そういった中で、仮に東北地方から流れてきたと思われる廃棄物が発見されれば、それをもとにその後の年はしっかり監視していく、調査していくというつなげ方にしていきたいと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 例えば太平洋側、東シナ海側と分けて考えると、漂着物は大体どこに漂着しますか。やはり東シナ海側ですか。

○大浜浩志環境整備課長 漂着物でありましたら、やはり北側から西側に行くような方向で多く見受けられるという実態があります。

○吉田勝廣委員 そうすると、東シナ海側に来るということですね。それは海流によって夏、冬は変わってくるわけですね。いわゆる12カ月間のうち、どこに漂着するかということは、個々の市町村では大体石垣島とか、与那国島とか想定されると思うのです。そういうことからすると、先ほど嘉陽委員のお話にあったように、基準財政需要額にこれをどう入れるかという一そうしないと、財政はもたないと思うのです。これは毎年漂着するわけだから。

もう一つは、皆さんが分析してみて、漂着物の種類に変化があるかどうか。

○大浜浩志環境整備課長 漂着物の種類についてはほとんど同じで、廃プラス

チック類、漁具等が多くございます。

○吉田勝廣委員 結局、浮く物ですね。

○大浜浩志環境整備課長 はい。さらに海流によることというよりも、季節風によることが多いということで、冬場が多いわけです。それを踏まえて、効率的な解消一時期が設定される形になります。

○吉田勝廣委員 例えば地震があったり、洪水があったりして、その漂流物で材木とかが流れてくると、船舶に対する被害はどうだとか、その辺はどうですか。

○大浜浩志環境整備課長 現在のところ、船舶航行に異常があったという情報はございません。

○吉田勝廣委員 異常があったかどうかを聞いているのではなくて、そういう材木が金武湾であるとか、私たちが海岸に行くと漂着しているわけです。大きな船舶には余り関係ないかもしれないけれども、小さい漁船などには大きな影響が出てくるわけです。そういうところは、例えば材木だとかそういう漂着物はあるのかないのか。それがどういう影響を与えるのだろうかということを聞いているのです。

○大浜浩志環境整備課長 所管が海上保安庁になることもございますので、把握はできておりませんが、少なくとも漂着した物については回収していくということでございます。

○吉田勝廣委員 だから、さっき漂着物の種類を聞いたのは、プラスチック類とかそういうものだという話があって、海流ではなくて、季節風にかかわりがあると。しかし、重い物、沈む物は、やはり海流に関係すると思うのです。そういうところは材木関係から調べてみると、その材木がどこに漂着しているのかという一これは太平洋側もあるし、恐らく東シナ海側もあると思うのだけれども、今のところその辺のデータはないわけですか。少ないからデータがないのか、調べていないのか。

○大浜浩志環境整備課長 そういう細かいデータはありません。

○吉田勝廣委員 結局は漂着物がふえて、こういう基金制度をつくらざるを得なかったわけですね。そこで今後の見通しですよ。例えば1年延ばしても、今後、毎年毎年漂着物が来るわけだから。しかも中国だから、経済が活性化してくると一延々とまでは言わないけれども、何十年か続くわけです。そうなってくると、その辺の見通しを立てながら、財政基盤をどうするのかということが大事だと思うのです。環境生活部長は将来の見通しとして、どう考えていますか。

○下地寛環境生活部長 今回の漂着物回収事業も、海岸漂着物処理推進法一本当はもう少し長い名前の法律ですけれども、その法律に基づいて実施しているわけです。そして、平成25年度以降もこの法律に基づいて、国が何らかの財政的な措置といいますか、支援といいますか、そういったものをしてもらうように全国各都道府県も要請しているわけです。まだ明確にはなっておりませんが、そういう国の役割として法律に明記されておりますので、今後も何らかの形でそういう漂着物対策は出てくるとは思います。

もう一つは、もちろん日本、韓国、中国、台湾とかいろいろな近いところの国との話し合い、協議の場も設けておりますので、それぞれの国からの排出抑制といいますか、そういったものも各国で協力しながらやっていると。この2つの面で、今後は対策を進めることになると思います。

○吉田勝廣委員 もう一つは、さっき私が質疑した、恒常的にそういうものを一国の責任もそうだけれども、要請する必要があるのではないかということが1点。これはもうよいです。それから、漂着物には、いわゆる国から排出されるものと船舶から排出されるものがあります。船舶から排出されるという状況は、今までないですか。

○下地寛環境生活部長 船舶から流れるという事象は、事故等によって、先ほどおっしゃるように材木が流れたことがありますけれども、そういった場合は、当然、海上保安庁が航行警報などを出して対応すると思います。基本的に船舶からというものは、きっちり海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律—海洋汚染防止法といったものの中で、海上保安庁が取り締まっていると思いますので、私は、そういったものは余りないと理解しております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○**新垣哲司委員** 漂流物対策を引き続き推進していきたいと、県の事業についての費用の確保、市町村の事業の支援についてということですが、この漂流物は、例えば諸外国—中国、韓国、特に北朝鮮あたりから、非常にわけのわからないものが大量に流れる場合もあるし、特に離島に多いのです。そして、私たちの各市町村には木とか、雑草とか、あるいは台風における残留物があって、実際は違反かもしれませんが、地域の人が燃やせる物は燃やしているのです。燃やせるごみについては、ある意味では私は非常によいと思います。そうでもしないと、散乱してもだれも片づけないのです。そこで県が指導するとか、あるいはまた市町村がやるといっても、見て見ないふりです。地域の人には毎日かわりがあるので、場合によってはこちらに逆らって、いやいや、ずっと見ていますからと。また、寒い冬の場合はたき火をするとか。こういう状態が実際に多いのです。その辺については、皆さんは把握していますか。

○**下地寛環境生活部長** そういうたき火程度は特に問題ないと思います。基本的には、海岸であろうがどこであろうが、廃棄物を収集して焼却することは法律では認められていませんので、それは程度によると思いますけれども、そういうことがないような形で、指導はやっていきたいと考えております。

○**新垣哲司委員** わざと言ったのですが、皆さんはこのような実態を見たことがありますか。あえて言っているのは、このようなところにも足を運んで、状況を見ることも大事ではないのですかと。もちろん、沖縄は諸外国から来る漂着物が多いです。いろいろな物が来ます。それはそれで予算を組んで、対策できるのでよいですが、日ごろの実態の積み重ねが大事です。しっかり把握しないといけないよということなのです。外国から来るものは取り締まろうと思えばできるわけですから。方法として巡視船もあるし、海上保安庁もあるし、いろいろなことができるわけですから。その辺の区別をはっきりしてと思っておりますが、そういう実態はどうですか。

○**下地寛環境生活部長** 今回の基金による漂着物の回収に関しても、事前にほとんどの海岸で実態調査もしておりますし、もちろん、その地域の皆さんが、そういう形で漂着物の一部を活用していることも我々は理解しております。しかし、漂着ごみは特に簡単には処理できないものが大半でございます。今回の基金は、地域の皆さんが日常の中で処理できないものを処理するという視点で

できましたので、とりあえずそういう処理が厳しい困難なものを、今回の基金事業でまずは一たんしっかり片づけようという考えであります。そういったものを踏まえて、その後、地域の皆さんとも協力しながら、いつまでもきれいな海岸保全を今後とも継続して取り組みたいと考えております。

○新垣哲司委員 市町村に資金を流すのは結構ですが、市町村の実態を把握しなければならぬわけです。そこをしっかりと一地域の皆さんや集落はみんな囲みあっていますから、それぐらいの文化があるわけですから。その辺のごみは大きなものではないのですが、台風が来たらいろいろなものが飛んできますよ。そういうことも踏まえて、ぜひ調査していただけたらと思っております。

何か、地球温暖化対策—大きな政策を立てて、それで本当にできるようなことかなと思って、もっと身近なことからやらないといけないなど。これが実情ですので、言わせていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは44ページ、乙第15号議案沖縄県立自然公園条例及び沖縄県自然環境保全条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、国における自然公園法及び自然環境保全法の一部改正を受け、県としてもすぐれた自然風景地の保護及び自然環境の保全を推進するとともに、生物の多様性を確保するため、沖縄県立自然公園条例により指定される県立自然公園、及び沖縄県自然環境保全条例により指定される自然環境保全地域において、規制の強化等を行う必要があることから、第1条で沖縄県自然公園条例を改正し、第2条で沖縄県自然環境保全条例を改正することとしております。

初めに、沖縄県立自然公園条例に関する改正内容を御説明いたします。

主な改正内容としましては、第1に、条例の目的に、生物の多様性の確保に寄与することを追加しております。

第2に、公園事業に対する監督機能の強化を図るため、沖縄県立自然公園条例施行規則において規定している公園事業の執行について、条例で定めております。

第3に、特別地域における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内での木竹の損傷、本来の生息地等以外への動植物の放出等を追加しております。

第4に、県立自然公園における生態系の維持または回復を図るため、県または公共団体等が生態系維持回復事業を行うことができることとしております。

第5に、条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った多良間村が処理することとしております。

第6に、公園事業の執行に関する規定についての罰則規定を追加しております。

次に55ページ、下から8行目になりますけれども、沖縄県自然環境保全条例に関する主な改正内容としましては、1つ目に、条例の目的に、生物の多様性の確保を追加しております。

2つ目に、特別地区における知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内での木竹の損傷、本来の生息地等以外への動植物の放出等を追加しております。

3つ目に、自然環境保全地域における生態系の維持または回復を図るため、県または公共団体等が生態系維持回復事業を行うことができることとしております。

4つ目に、罰金の引き上げによる罰則の強化を行っております。

以上、乙第15号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず、44ページに（4）生態系維持回復事業と書いています

けれども、具体的にはどういうことをやるのですか。

○富永千尋自然保護課長 生態系維持回復事業ですけれども、これは、特に本土においてはシカがふえて、公園内の生態系に大きな影響を及ぼしているということで、こういったシカの被害とか、外来種の被害を抑えるための事業でして、県知事がその事業計画を認める形になっております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄にはそういうシカはいないわけだから、沖縄ではどうするのですか。

○富永千尋自然保護課長 今回の条例改正の部分は、県立自然公園に関する部分になります。現在危惧されるものがインドクジャクの問題でございます。これが主に爬虫類とか、希少種を食べるということがございまして、場合によっては、こういうことが一つの想定になるのかなと考えております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄の、ヤンバルの貴重なヤンバルクイナとか、ノグチゲラとか、自然公園の中であのようなものは入るのですか。

○富永千尋自然保護課長 ヤンバルは現在、県が管理する国定公園が一部ございます。これはヤンバル全域ではなくて、与那覇岳の周辺が国定公園になっております。その範囲内での事業は想定されると思いますけれども、特にマングースとかそういうものは生態系維持回復事業とは別に事業化して、そういった希少種に対する外来種の脅威を排除するという事業を行っております。

○嘉陽宗儀委員 この希少種の生態系保持については、私は非常に素晴らしい事業だと思うのです。今、具体的に沖縄の希少種が直面している危機的状況はたくさんあります。どういう貴重種が、どういう危機的状況にあるということは見つかっていますか。

○富永千尋自然保護課長 1つはレッドデータブック。これは平成18年に改定して、そこで危機に瀕する種をリストアップして、注意喚起を行っております。もう一つは、沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）というものを現在つくっております。その中で、これは特に希少種だけに限らず、一般的な危機として人の活動による危機とか、外来種による危機、それから地球温暖化による危機。こういったものを挙げているところです。

○嘉陽宗儀委員 私はいつもヤンバルの林道建設とか、皆伐問題を取り上げてきましたけれども、實際上、ノグチゲラの巣があるところを切り倒していることがあるわけでしょう。今度皆さんのこの条例の一部改正で、これはストップできるのですか。

○富永千尋自然保護課長 今回の改正は、国の法律も同じように改正になっていて、それに伴って県立自然公園についても適用するという改正です。今回の改正部分については、県立自然公園についての適用になりますので、例えばヤンバル地域には県立自然公園はございません。それとは別ということになります。

○嘉陽宗儀委員 実際上は余りないわけだから、これはざる法になりませんか。沖縄県はほとんど国立公園でしょう。

○富永千尋自然保護課長 自然公園の概要を少し説明させていただきます。国立公園は県内に1カ所ございます。これは主に西表島、石垣島を中心にして区域が設定されております。国定公園は2カ所です。まず、沖縄海岸国定公園—これは、沖縄本島北部の海岸と与那覇岳の一部周辺、それから本部町のカルスト大地が公園に指定されています。あと、沖縄本島南部に沖縄戦跡国定公園がございます。それ以外に4つの県立自然公園という構成になっていて、あくまで公園内での規制というものが、ここで決められているということです。

○嘉陽宗儀委員 前に進みますけれども、45ページの下(1)第15条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告を云々という罰則のようなものがあります。これは、具体的にどういうことを想定しているのですか。

○富永千尋自然保護課長 45ページにある、第15条第1項の規定による報告をせずという部分は、今回の改正で公園事業に対する監督の強化が行われることになっています。公園事業とは何かというと、自然公園は、1つは保護も図るのですけれども、利用を図っていくことが非常に大事な部分で、その利用に当たっては、民間でも宿舎を設置できる形になっています。公園計画に基づいて民間で宿舎を設置する場合、これは知事の認可事項になりますけれども、それに対する監督ということです。こういったもので虚偽の報告をしたり、立ち入り検査を拒むということに対する規制の強化という部分で、この条文が入っております。

○嘉陽宗儀委員 次に49ページ。真ん中ほどの第13条の下のほうで、知事が指定する区域内において、木竹を損傷することをなぜ加えているのですか。

○富永千尋自然保護課長 この部分は、特別地域におけるいろいろな規制事項について追加する条文が入っております。今、委員御指摘の（3）であります、知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。これは、国の法律にも同じように改正になっていて、これは主に特別地域内にたくさんの観光客が来て、そこを踏み荒らしたりする場合を想定して、規制するための条項となっています。

○嘉陽宗儀委員 これはあくまで国の法律で規定されているからであって、沖縄で今、こういう問題に直面しているから、わざわざ入れたのではないですね。

○富永千尋自然保護課長 実際に、公園区域外ですけれども、そういったケースは出始めています。今後、例えば観光という中で、沖縄のそういう自然資源を使いながら、しかもそれを大切にしながら使っていくという場合は、活用していく条文になるのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次、50ページの第36条。生態系維持回復事業に関する計画をつくることができると書いてあるけれども、これはつくる予定はあるのですか。実際につくっているのですか。

○富永千尋自然保護課長 これは、先ほど説明申し上げました自然公園内において、そういう外来種やもともといる生物が異常にふえた場合に、それをコントロールするための事業ですけれども、今回、国の改正に準じて県立自然公園でも改正しておりますが、現時点ではどの種についてどうということは、まだ具体的には動いていません。ただ、先ほど説明したとおり、危機としてインドクジャクが少し気になるところでございます。

○嘉陽宗儀委員 策定することができるわけだから、策定はするのですよね。するのでしたら、いつごろまでに策定しますか。

○富永千尋自然保護課長 これは、策定することができるということですので、その事象がなかなか看過できない状況、もしくはそういうことが予想されるという場合には、策定していくことになると思います。要するに、今つくって何

とかというのではなくて、その状況を見ながらになるのではないかと考えています。

○嘉陽宗儀委員 このようなものは後追いではなくて、今どういうものが危機に瀕しているか、そういう実態を調べて早急に手を打つことが大事です。ぜひ、そういう立場で努力してほしいと思います。

59ページ、第29条中、海中保全地区を海域保全地区に改めるのは、なぜこのように変えるのですか。

○富永千尋自然保護課長 旧条文の海中保全地区は、対象が海面よりも下の部分でございました。今回、海域保全地区ということになりますと、例えば岩礁みたいなものがあると、上の部分まで含めて考えられるということで、対象としては、それまでの海中保全地区は魚とか海産生物だったのですけれども、海域保全地区になると、その上にとまる水鳥とかもいろいろと視野に入れられることになります。

○嘉陽宗儀委員 例えば、沖縄市泡瀬干潟は渡り鳥の貴重な地域ですけれども、そういう意味では、向こうを海域保全地区にすれば、皆さんがかなり手を加えなくてはいけなくなると思うのですけれども、それは対象に入っていますか。今、ラムサール条約に登録せよという声まであるのですけれども。

○富永千尋自然保護課長 今、自然環境保全地域に指定されているのは県内で11カ所ございますけれども、沖縄県においては、まだ海中保全地区または海域保全地区の指定はされておられません。

○嘉陽宗儀委員 対象からいえば、泡瀬干潟も入りますよね。

○富永千尋自然保護課長 その前に、条例に基づいて地域を指定する手続が必要となります。

○嘉陽宗儀委員 その上で、当然後から泡瀬干潟が入ってくるのでしょうか。環境省も保全せよと言っているのだからということで聞いているのです。重要湿地と位置づけられているでしょう。

○富永千尋自然保護課長 そういう条件に合うかどうかという検討を踏まえ

て、ということになるかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 環境省が、泡瀬干潟についてどういう分析を行って、どういう位置づけで保全するようにと指示しているかということは、何も調べていないのですか。ラムサール条約登録条件の問題も含めて。

○富永千尋自然保護課長 まず、ラムサール条約湿地に登録申請するためには、そこが法的に担保・措置されていることが一つ重要です。県内ではラムサール条約湿地が4カ所ございます。これはすべて国の鳥獣保護区に指定されております。

○嘉陽宗儀委員 ラムサール条約の登録に関して環境省にも行きましたけれども、条約の登録条件としては何も言うことはないけれども、地元の自治体が申請しないとイケないということで、今はストップになっているのです。そういう意味では、国でさえもそのように認めて、泡瀬干潟は大事ですと言っているのに、環境行政の皆さんが後追いになって、それをまた十分認識しないということはやはり問題です。きちっと調べて、今言った生物多様性保全のためにしっかりやってください。

○富永千尋自然保護課長 確かに、沖縄県のラムサール条約湿地4カ所は、北海道に次いで2番目ということで、島嶼という環境もあって、渡り鳥の中継地になっている特色があります。そういったものも踏まえた上で、かつそれが地域振興にもつながるような形で、その鳥獣保護区なりの拡大ということは今後も進めていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 シカがふえているということでの改正があるという話だったのですけれども、ケラマジカがいますよね。慶良間諸島は自然環境保全地域に入っているのですか。

○富永千尋自然保護課長 慶良間諸島は国定公園ということで、国が指定して県が管理する公園になっております。

○新垣良俊委員 ケラマジカの頭数を調べたことがありますか。

○富永千尋自然保護課長 ケラマジカ—あれは歴史的には移入種、もともと沖縄に土着していたシカではないです。ただし、移入種ですけれども、長い間慶良間諸島にすんでいるので、天然記念物として指定されている状況です。頭数については今手元になくて、これは天然記念物ですので、教育庁文化財課で把握されているかと思います。

○新垣良俊委員 頭数が減っているという話を聞いたものですから、そういうことで今、聞いています。対策については環境生活部ではなくて、教育庁文化財課になるのですか。

○富永千尋自然保護課長 天然記念物の保全という視点でいえば、教育庁文化財課ということになります。

○新垣良俊委員 生態系維持回復事業には該当しないということですか。

○富永千尋自然保護課長 これは、例えば実際に被害が甚大で、何らかの対策を立てないといけないという場合は、そういった計画をつくることができます。今回の条例改正は、国の法律も同じように改正になっていますけれども、おおむね国立公園においても、例えばそういった計画をつくれば、公園の中で事業をするときにいろいろな許可が必要になりますけれども、これがちょっと緩和される内容になっております。

○新垣良俊委員 例えば、ケラマジカが食べる草木が少なくなって、アダンも少なくなって、民間の野菜畑におりてくる。こういうさく等についても事業に入るのですか。

○富永千尋自然保護課長 実は私も慶良間諸島に行ったことがあるのですが、向こうは畑を網等で囲ってやっています。他県でもシカ垣みたいな形で、シカが畑に入って来ないように垣をつくったりしています。恐らく、対策としてはそういう対策が考えられると思うのですが、例えば条例の中で、対策の予算措置は特に規定されておりません。ですから、それぞれ事業で措置していく形になるかと思います。

○新垣良俊委員 このシカ垣の事業費は、環境生活部から出るのですか。

○富永千尋自然保護課長 このシカ垣の事業費そのものは、ここの中では想定されておりません。ですから、その場合は別途、事業を組んでいくことになると思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 このような自然環境を保護するための条例をつくる目的は何ですか。

○下地寛環境生活部長 条例自体はこれまでもあるわけですがけれども、こういう地域はしっかり保全しないといけないという視点、ほかにはないような、沖縄の特別な自然環境の資源を保護する、場合によっては、県民、観光客の皆さんにしっかりPRする、利用してもらおうという視点があると思います。

○新垣哲司委員 これは非常によいことだと思います。その逆もあると思うのです。ハブとマングースを退治するような条例を出したらどうですか。ハブとマングースはいろいろな生態系を壊す。沖縄においてはいろいろな植物を荒らし、動物を殺します。これを撲滅するような条例を出したらどうですか。

○下地寛環境生活部長 マングースは、沖縄の貴重なヤンバルクイナ、ノグチゲラとかを害すると。それからもっと爬虫類などもいますけれども、そういう視点でまずいということで、駆除しております。そういう視点でいえば、マングースは非常に害なものなのです。ハブについては咬傷事故なども起きて、場合によっては亡くなる方もいらっしゃいますけれども、ハブを完全に撲滅するという事は、ハブも自然の生態系の一部という考えもあります。やはり、それぞれの事案に応じて一マングース自体も完全に撲滅することは、実態として不可能に近いと思いますので、なるべく沖縄の持っている貴重な動植物を守るという視点で対応せざるを得ないと思います。

○新垣哲司委員 聞けば聞くほど、わかりにくくなるわけです。

そうではなくて、ほかの弱い動植物を荒らすから、例えばマングースでも補助金を出して、しっかり捕獲する仕組みをつくったらどうかということです。

完全にはなくなるとか、少しぐらい消したほうがよいとか、ますますわけがわからない。年間、ハブにかまれて亡くなる人は何名ぐらいいますか—わからなければよいです。ハブとマングースは、野原ではけんかしないのです。箱に入れた場合にけんかをするのです。そういう状態ですから、ちゃんと行政がしっかり減らそうとしないとなくなるといけません。場合によってはかまれて亡くなった人もいます。あのようなものは必要がないから、これもぜひ頭に入れていただきたいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

池間淳委員。

○**池間淳委員** 自然を保護していくということは、非常に大事なことでありますので、これはきちっとやっていただきたいと思います。沖縄の独特な自然、まず、どういうところを残していきたいのですか。

○**下地寛環境生活部長** 少し例を挙げてお話ししますと、自然環境保全地域とは、特に県が指定をして一要するに、沖縄独特の地域は残さないといけないということはありませんけれども、国が指定した自然環境保全地域は、西表島の崎山湾があります。ほかに県が指定した保全地域でいいますと、与那国町では久部良岳とか宇良部岳。ほかには、伊平屋村は特異な山の地形を持っておりますけれども、後岳とか腰岳とか。また、伊是名島のものも県が指定して、この地域はしっかり残さないといけないという形で守っているところがあります。

○**池間淳委員** 私はいつも取り上げるのですが、自然再生、これも大事ではないかと思って、沖縄21世紀ビジョンにも、きちっと基準にするようにということで入れてもらいました。やはり、沖縄の観光にも大きく貢献しているのは海と空—きれいな海をどう残していくか、浜をどう残していくかということですが、壊れているところもたくさんあるのです。そのあたりの再生については、皆さんはどのような考えで一自然も残しながら、再生も行っていくことも大事ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○**下地寛環境生活部長** おっしゃるように、かなりの海岸線などが、ある意味では人工構築物になっているわけですが、ちょうど来年度予算の中に、そういう沖縄らしい自然海岸であるとか、もちろんサンゴ礁海域もそうなのですが、いわゆる自然の海岸であって、なおかつ地域を例えば塩害とか、

台風とか、高波などからも守ってきたという自然が昔、あったと思うのです。そういったものを調査しながら、今の人工護岸だけではなくて、自然の海岸で守るように自然を再生しながら、なおかつ防災機能まで持てるようなものにまで回復しようという調査を来年度から行うことにしています。そういった調査を踏まえて一当然、こういった事業は我々だけではできませんので、土木建築部であるとか、農林水産部とも連携して、防災機能を付与した自然回復事業を、ぜひ次年度から取り組んでいきたいと考えております。

○池間淳委員 ぜひ環境生活部長、これは確かに環境生活部だけではできないと思います。やはり土木建築部、農林水産部、これは一緒になってやらないと。海岸については、土木建築部あるいは農林水産部が大分壊してしまっているところがたくさんあります。砂浜がなくなったところもたくさんあります。これはぜひ再生・回復できるように頑張ってくださいたいと要望して、終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 ちょっと残念なことは、沖縄全体の生物多様性から考えると、生物は移動して生きていきますよね。いわゆる自然公園だけで、自然環境保全地域だけで生息するわけではないから。本当の生物多様性というか、本当の生態系維持回復事業とはそこだけにとどまらなくて、ある意味では河川があり、山があり、海があり、そういう全体の中から考えていかないと、これは全然片手落ちというか、非常に狭い範囲の議論になるわけです。自然保護課長、そこを今後、どう広げていくのかと。小さな河川にもいろいろな生物が生きているわけです。まさにレッドデータブックに掲載されているものも生きているわけです。そこをどういう形で保護するかということが大事だと思います。ただ自然公園の環境だけではなくて、特に沖縄はもっと広い概念でとらえないと守れないのではないかなと。その辺をどなたでもよいですから、どうですか。

○下地寛環境生活部長 この県立公園条例と自然環境保全地域条例は、すばらしい資源があるところはしっかり守りましょうということですがけれども、委員がおっしゃるように、やはり生物多様性は生態系のいろいろなものがいろいろな形—例えば山があつて、深い森があつて、川があつて、生き物がいて、海があつてと。これは一つの一連の形として守らなくてはいけないということがあります。今、我々が策定している沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）の中で地

域ごとに、例えば川があって、その周りの自然といいますか、それはやはり総体として、全体として守らなくてはならないと。そして、なおかつ生物多様性には利用という視点もありますので、そこら辺がうまくできるような形で沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）の中で規定して、今後取り組んでいきたいと考えています。

○吉田勝廣委員　これまで、例えば1972年の本土復帰から今、沖縄振興特別措置法の議論もして、可決されるようだけれども、その高率補助に基づいてたくさんのお事業が行われてきて、河川は三面張りになったり、さっき言った砂浜の海岸線は全部いろいろな波の関係からいうと、いわゆる防災を中心として考えられて、波返しとかそういう海岸線になってきた。あれは平成15年ぐらいでしたか、そういう反省に基づいていわゆる自然再生推進法という法律ができて、その法律を適用している箇所はどこかと問うたことがあるわけですがけれども、基本的にはやっていないのです。その自然再生推進法という法律を適用して、源河川の流域をもとの自然に戻そうではないかということによっていろいろやってきたけれども、なかなかこれがうまくいかなかったと。ですから、例えば今の河川からいうと、三面鏡を蛇行に戻して、自然環境に豊かなものにしようではないかと。いわゆるもとの回復です。そうすることによって生物の多様性だとか、まさに生態系の回復になるわけです。そういうことを見逃しておいて、ただ自然公園だけですと掲げるようになるとちょっと狭いかなと。そういう中では守れないのではないかと。これはこれから全体で考えるべきだと思うけれども。

もう一つは、さっきマングースの話が出たけれども、マングースはやはりヤンバルを北上する。北上してヤンバルクイナとか、飛べない鳥を食べる。そこで、北上する過程はどうなっているのかと。沖縄本島中部にもマングースはたくさんいます。北部にもたくさんいる、北上していくわけです。犬も猫も捨てられている。そういうところも網を張って、そこだけの問題にとらえるのではなくて、沖縄全体としてどうとらえるかと。私が何年前かにタイワンシロガシラ、これも蔓延する、それで彼らが生態系に影響を及ぼすと議論したのです。それはなぜかという、メジロとか他の生物が虫を食べる、そして食べ物がなくなったら自然淘汰されて、弱いものは静かに死んでいくわけです。だから、そういうところのいわゆる生物多様性であるとか、生態系は今まさにインドクジャクの問題とか出てきたものの、例えばセラピアもそうでしょう。河川に行ったら、みんなセラピアでしょう。それからグッピーも全部そうです。基本的にはそういうことを放置するなど。そういうものが来て、今生きているものがなくなって、食べるものがなくなって、自然淘汰されていって、強いものだけ

けが生き延びていく。これは生物の世界だから。そういうことをどうするかということを、基本的には大きな観点から考えていかないと、ちょっとまずいのではないかなということ。そう考えていかないと。この条例はよいのだけれども、そういう大きな観点から物事を考えてもらいたいわけ。特に、沖縄はそういうものが生きているわけだから。

○下地寛環境生活部長 繰り返しになりますけれども、今の沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）は、委員がおっしゃっているようなことを総体的に、沖縄全体の中で、しかも、地域によって違うわけ。今、インドクジャクがいるところもあれば、例えばケラマジカがいるところもある。そういう地域ごとにいろいろな資源を把握し、そして問題があれば、問題はどういうことになっているのかを把握した上で我々県民、住民はどういう行動をするのか。だれがそういう行動をするのか、そういった細かいところまで規定して取り組む形をつくろうとしていますので、ぜひ今、委員のおっしゃる方向で、その戦略の中で県として取り組みを進めていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 これは、皆さんだけではないわけ。土木建築部、教育庁から総合的に、農林水産部も含めて考えていかないと。沖縄総体で考える議論だから、市町村もあるし、自然保護課でそういうものを巻き込んで、一つの生物多様性地域戦略をぜひつくっていただきたい。その地域戦略をつくるリーダーはだれですか。

○下地寛環境生活部長 生物多様性地域戦略は、基本的には県がつくるという意思決定を行って、自然保護課長を中心に自然保護課でやっておりますけれども、リーダーといえは一部長が決定するので、私かなとも思いますけれども、しかし私は、生物多様性地域戦略そのものをつくる主体は県民だと思っています。そういう視点で、専門家による策定検討委員会を開いたり、それからワークショップというその地域の小さな単位で、いろいろなそこでの環境とか、いろいろなものにかかわっている人たちの意見も聞いていますので、そういったものをいろいろな形で組み立てながらつくっていくという意味では、リーダーは県民ではないかなと私は思っております。

○吉田勝廣委員 県民をまとめていくのがリーダー、それが環境生活部長だったら、まさに沖縄の将来がかかっていますよということだけ言って、終わります。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○**下地寛環境生活部長** それでは62ページ、乙第16号議案特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、特定非営利活動促進法の一部改正により、NPO法人の認証事務及び認定事務が地方自治体へ移管されたこと等に伴い、当該認証事務及び認定事務に関して、規定を定める必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。

特定非営利活動促進法施行条例に関する主な改正内容としましては、1つ目に、改正NPO法に認定制度、仮認定制度が導入されたことに伴い、趣旨規定の改正をしております。

2つ目に、法人の設立認証申請書及び添付書類について、手続の柔軟化及び簡素化を図るため、規定を改正しております。

3つ目に、法人に対する信頼性向上のための措置として、情報開示の充実等を図るため、規定を改正しております。

4つ目に、認定特定非営利活動法人制度の国税庁長官から都道府県知事への移管に関する規定を新たに設けております。

以上、乙第16号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當山真市委員長** 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 NPO法人は、いろいろな分野でどんどんふえていますけれども、実数はどのぐらいあるのですか。

○具志堅全助県民生活課長 2月末現在で521法人です。

○嘉陽宗儀委員 これは認可なのか、登録なのか。その辺はどうなっていますか。

○具志堅全助県民生活課長 認証という言葉を使っております。

○嘉陽宗儀委員 NPO法人に対する課税免除規定がありますよね。これはどういう中身になっていますか。

○具志堅全助県民生活課長 基本的には認定特定非営利活動法人ということで、平成13年度に租税特別措置法が制定されて、その時点から所得税の減免措置が講じられております。今回、法律改正があって、地方公共団体の県税条例あるいは市町村税条例で規定することによって住民税も控除できますという仕組みができましたので、これを受けて県税条例等を改正する必要があるということになります。

○嘉陽宗儀委員 今、各自治体の字というか、集落で法人化されていないところは財産登記ができなくて、かわりに地域の有力者の共同名義にして登記したのだけれども、亡くなった後に相続問題が起こったり、トラブルが何回かあるのですけれども、こういう法人には適用できるのですか。

○具志堅全助県民生活課長 契約関係とか、資産の登記というものは、NPO法人として認証を受けて、それで登記して初めて法人になるわけです。法人になれば、独自で資産の取得もできます。

○嘉陽宗儀委員 私は、今の何カ所かで集落の法人化ということで、任意団体として法人化して、財産登記させることで解決してきたのですけれども、このような任意団体をNPO法人にできたら、なお便利ですよ。

○具志堅全助県民生活課長 今、委員がおっしゃられた団体等については、NPO法人そのものになるという条件が整ってないと思われます。

○嘉陽宗儀委員 私が相談を受けているのは、今言ったように地域の自治体、字・集落は任意団体での法人登記をさせているのです。これによると当然、字・集落が法人になるわけですから、財産登記もできるし、免税措置もあると。これで非常に助かるなど。私はただ自治体の字・集落までNPO法人登記できるようにになれば、NPO法人として認められれば、かなり助かるのにとこの思いがあったから聞いているのです。

○下地寛環境生活部長 NPO法人とは、基本的には法人の中の会員に対するサービスよりは、少なくとも半分以上は外に対するサービス、不特定多数の人に自分たちがやっている活動の恩恵を与えるといえますか、そういったものが主なのです。今おっしゃるような集落の中での自分たちの利益・財産を守るという形は、なかなかNPOにはなじまないのではないかと思います。それは当然いろいろな審査をして、認証という形をとりますけれども、具体的な中身がわからないと、明確にNPO法人になるかどうかという断定はできないと思います。

○嘉陽宗儀委員 親切な答弁だけれども、対外的な活動をどんどん集落行事に入れれば大丈夫なのですか。

○下地寛環境生活部長 例えば、集落でNPOをつくって、この集落の活動の半分以上は地域の事業を行うとか、市町村とも連携して別の事業を行うとか、集落内の会員のためだけの事業でなければ、NPO法人として認証される可能性はあると思います。

○嘉陽宗儀委員 非常に参考になりました。そういう方向で進むかも知れませので、よろしくお願いします。

それで今現在、NPO法人の認証を受けている種別というのですか、分野別内訳はありますか。どういう団体がNPO法人になっていますか。

○具志堅全助県民生活課長 NPO法人の分野は法律によって規定されておりまして、これまで17分野ということで、例えば保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、地域安全、消費者保護とか、あるいは男女共同参画という形で17の分野が指定されておりました。今回の法改正で、観光振興を図る事業とか、農村地域の振興を図る事業というものが追加されております。

○嘉陽宗儀委員 ありがとうございます。もうちょっと中身を勉強したいと思いますので、その資料や必要な手続のやり方など、関係資料を持って後で教えに来てください。よろしくをお願いします。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 それでは66ページ、乙第17号議案沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、平成21年度から平成23年度までの期間に限り、国が交付した地方消費者行政活性化交付金等を活用し、消費者安全の確保に関する相談機能を強化し、活性化させることを目的とした基金を創設し、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充ててきたところであります。

この度、国の定める地方消費者行政活性化基金管理運営要領の一部改正に伴い、消費者安全の確保に関する相談機能の強化等を推進することを目的として、引き続き事業を実施するため基金の設置期間を1年間延長することから、当該条例の一部改正を行うものであります。

以上、乙第17号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第56号議案沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、環境生活部長の説明を求めます。

下地寛環境生活部長。

○**下地寛環境生活部長** それでは、平成24年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その4）の1ページをお開きください。

追加提案いたしました、乙第56号議案沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、沖縄県男女共同参画センター（ていりる）の指定管理者に対する指定期間が平成24年3月31日で満了し、同年4月1日から同施設の管理を行わせる指定管理者が存しないことに伴い、同日から指定管理者による管理が開始されるまでの間、知事が同施設を管理する必要があるため、当該条例の一部改正を行うものであります。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の主な改正内容としましては、1つ目に、平成24年4月1日から指定管理者による管理が開始されるまでの間、知事が施設の管理を行うために必要な規定を追加しました。

2つ目に、知事が施設の管理を行うことに伴い、施設の使用許可及びその他の施設の管理に関し必要な規定を追加しました。

以上、乙第56号議案について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當山真市委員長** 環境生活部長の説明は終わりました。

これより、乙第56号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 今、説明があったとおり、管理・運営主体でありますけれども、具体的に施設管理と啓発・相談事業その他の管理・運営主体について、明

確に説明してくれませんか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 このているるに関する管理につきましては業務が2つございまして、施設の管理と男女共同参画推進事業がございまして。施設の管理につきましては、事業主体は知事の直接管理でございまして。男女共同参画推進事業につきましては公募をいたしまして、委託事業ということで行っていきたくて考えております。

○崎山嗣幸委員 両方に分かれまますけれども、図書情報室とか施設、その分についての管理・運営主体であります、これは知事が行うということでありまます。この分の職員の定数、それから委託するという啓発・相談事業の職員の定数について、説明してもらいたいと思います。

○原田直美平和・男女共同参画課長 施設管理の部分でございまして、定数ということではなくて、当課に過員で2人の職員の内示が出ております。2人ではこの管理ができませんので、賃金職員を2人公募いたしました。委託事業につきましては、こちらから人数を示すというよりは、こちらで事業内容を示しまして、人数については受託業者が定めることとなります。

○崎山嗣幸委員 図書情報室と施設管理で聞きますが、現行の人員体制はたしか9名だったと思います。今の説明では職員2人、賃金職員2人ということですが、現行体制の9人とこれから直営でやるものとの差異はどういうことですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 現行は、開館時間が午前9時から午後9時までということになっておりますが、知事が管理することになりますと、午前9時から午後5時までの開館時間になります。そのため、夜間の職員が必要なくなるということでございます。

○崎山嗣幸委員 ということは、従前からやっていたものから、知事が管理したらサービスが低下するという理解でよろしいですか。

○下地寛環境生活部長 これは、指定管理者制度のねらいとして、民間能力の活用によって、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上を図る観点がございます。そういった意味では、残念ながら指

定管理ができなかったわけですので、県の直接管理になりますと沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の規定もありますので、基本的には午後5時15分までしか開館できないという事情がありますので、そういう意味でのサービスの低下は、やむを得ないけれども起こるものと理解しております。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは住民サービスの低下をあえて選択して、そして、あえてそこで働く10年余りの皆さんを解雇して、そういったロスというか、女性の地位向上の拠点としてのサービスを低下させてまで、働いている人たちを解雇した。これは、県民にとってよいことなのか。

○**下地寛環境生活部長** 我々としては、男女共同参画センターの設立の意義を踏まえまして、もちろん職員の雇用という大事なところはあると思いますけれども、そこでいろいろな方に働いてもらって、人材を輩出するという視点を持って、我々は指定管理を実施しているわけです。そういった県の趣旨を、今回残念ながら同意が得られなかったということで、県が直接管理せざるを得ないという中で、やむを得ず時間的に若干サービスの低下を招くことになってしまったことについては、もちろん我々県にも責任はあると思いますけれども、なるべくサービスの低下を招かないように取り組んでいきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 環境生活部長は従前から、そこで働く人たちは、ここで学んだ知識や経験を外で生かしてもらいたいということを話しています。それから、財団法人おきなわ女性財団の理事長が、そこで働いていた方が市長になったり、議員になったりしているということを論壇に載せてありますが、この論理は環境生活部長も一緒だと思います。こういう経験をなされた方々が、ここで働いている嘱託職員、それから図書情報管理等その方々が市長になったり、非常勤職員の皆さんが議員になったりしていることの例示なのですか。彼らは出向したり、そういった身分の違いがあるのではないですか。

○**下地寛環境生活部長** いろいろなパターンがあって、地方議員になられた方とか、首長になられた方がどういう業務についていたかということとはわかりませんが、基本的には男女共同参画という事業に参加したと。それは相談事業であったり、啓発事業であったり、場合によってはそこで開かれた研修会に参加した、講座に参加したという方々の中から、そういう方が出たと私は理解しております。

○**崎山嗣幸委員** わかりませんが、この方々は出向職員であったり、あるいは会館の館長になったり、あるいは銀行から派遣されているのであって、戻れば身分はあるわけでしょう。今の問題は、8年も9年も10年もそこで嘱託員だったり、指定管理で雇われている非正規職員の皆さんが、プロパーとして働いた皆さんが論点になっているのです。あなたはその方々も市長になれるかもしれない、議員になれるかもしれないという論理なので、そこで働いている皆さんが市長になったり、議員になったりしていることがあるのですかと私は聞いているのであって、わかりませんが、そういう方々は実際にいたのですか。

○**下地寛環境生活部長** そういう研修に参加した、それから、そこで嘱託員として働いた方が、そういう職業になった可能性は十分にあると思います。

○**崎山嗣幸委員** そういう方がいたのですかと聞いているのです。理事長がそういう方がいたと論壇に載せているから、あなたと意見が一緒でしょうと聞いたら、そうですと言うから実績があったのかと聞いているのであって。論点は曲げないでください。可能性はありますではなくて、いたのかという論点です。

○**下地寛環境生活部長** 新聞に書いてあることは、議員とかそういったことですけれども、それは個人的なことですので、どなたかということは、私は知っておりません。

○**崎山嗣幸委員** あえて言いませんが、そこで働いている皆さんは非正規職員として働いて、5年も10年も皆さんの都合によって、県の嘱託だったり、指定管理になったり、翻弄されながらここまできている人たちが3月末で解雇されるわけです。これを皆さんは、解雇される人たちにそういうことになりますよとすりかえているのではないかと私は言っているのであって、この皆さんは失職するのです。戻るところがないのです。皆さんが言っている例は、県職員が出向して館長になったり、銀行から来ている皆さんが役員になっている場合であって、その皆さんは戻る部署があって、保障されている皆さんが議員になったり、市長になっているかもしれないが、このプロパーは戻るところもないし、失職するのでしょうかと私は言っているのです。違った理屈はつけられないほうがよいのではないですかと私は言っているのであって、これらの見解はいかがですか。

○**下地寛環境生活部長** ているるで働いている職員は、今問題になっている継続雇用の職員だけではなくて、ほかにたくさんおります。いわゆるJVで働いている方もいますし、財団法人おきなわ女性財団自体で働いている人もおりますけれども、そういった両方の団体を含めて、この機関は人材育成機関ということで考えておりますので、当然、そこである程度—3年間相談事業とか、啓発事業に携わった職員がその後やめて、いろいろなところに行くという中で、さまざまな機会、当然議員になる方もいるし、いろいろな職業につく方もいると。そういう意味で、人材育成機関としての役割をかなり果たしているという意味で、今の話をしているわけです。

○**崎山嗣幸委員** これまでずっと議論してきたので、重複は避けませんが、何でも皆さんの部署があえて継続雇用をしっかりと求めないかについては、県が指定管理者に対して継続雇用を求める、求めないという一貫性がないということで私は従来言ってきました、他の部署では、新しい指定管理者に継続雇用をお願いしますとやっているのではないかとということで3カ所、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、沖縄コンベンションセンター、万国津梁館、そこでしっかり継続雇用されて、経験とノウハウを生かして順調にいつているわけです。それで皆さんは、これから職員2人と賃金職員2人とっていますが、これは経験がない方を賃金職員として採用して、運営するということですが、これはさっき言った時間帯のものも含めて、住民サービスが低下すると思っておりますけれども、と言っています。皆さんの採用計画として、解雇される皆さんには応募資格はないのですか。どのような計画で賃金職員を採用しようとしているのですか。

○**下地寛環境生活部長** 今、我々が考えているのは、県の職員みずからが管理するというので、先ほど説明があったように、今のところ2人を派遣しようと考えております。それにプラスで管理部門、それから図書情報室部門におおむね2人をつけて管理していくという考えでやります。あと、ハローワークを通じて公募する予定にしていますので、それは自由だと思います。

○**當山真市委員長** ただいまの答弁につきまして、平和・男女共同参画課長から答弁の訂正・補足説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。
原田直美平和・男女共同参画課長。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 賃金職員の公募につきましては、3月12

日から19日までの8日間、ハローワークを通じて公募いたしました。3名の応募がありまして、2名に雇用する旨を連絡いたしております。ハローワークで公募を開始した際に、雇用主である現在の指定管理者を介して、募集中であるということは伝えてあります。

○**崎山嗣幸委員** これも、一方において経験を持った皆さん方を解雇して、そういう形態をとるとということは、私は極めて問題があると思っております。そういう形態で、多分に皆さんの考え方そのものが一根本的に、従前から働いている皆さんの経験と専門性について生かしたくないという本音から出たと思っておりますので、それはそのように理解します。

それと、その他の啓発事業と相談事業を委託すると言っておりましたが、これは財団法人おきなわ女性財団に委託するつもりですか。

○**下地寛環境生活部長** 委託事業につきましては、公募する予定でございます。

○**崎山嗣幸委員** そうなると、財団法人おきなわ女性財団は、県からあれだけの補助金を出していて、県職員の出向もいて、こういった業務がなくなっていくと、この財団の意味というのか、業務の内容について減少するのではないですか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 財団法人おきなわ女性財団は、現在も県の委託事業のほかに、基金の果実を活用した自主事業を行っております。

○**崎山嗣幸委員** それはわかりませんが、従来やっていた財団法人おきなわ女性財団とJVはているの運営管理がなくなるわけでしょう。なくなって県から財政的支援もして、出向職員もいる中において、業務量が少なくなるのではないかということに関して、業務内容は全く変わらないのですかと聞いているのです。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 財団法人おきなわ女性財団にはプロパー職員がおりませんので、もし事業の規模が縮小すれば、それなりに人数を減らして、実際に自分たちの事業内容にあった形で存続していくことになると思っております。

○**崎山嗣幸委員** 財団法人おきなわ女性財団への皆さんの出向の定数とか、あ

るいは予算等についての変動はあるのですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 出向職員は、平成24年度から1人減になります。現在補助金等の支出はございません。

○崎山嗣幸委員 これは今、財団法人おきなわ女性財団がしているの指定管理を受けなくても、今言われているような人数で、現行体制上はそんなに影響がないと理解してよいのですか。それは大差ないということで理解してよいのですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 公募の結果、財団法人おきなわ女性財団が委託事業を受託することができなければ、財団法人おきなわ女性財団の事業規模は縮小いたします。

○崎山嗣幸委員 この財団が受託できなくなって、事業規模が縮小するという意味では、この財団における県からの役割というか、業務というか、このことも大きく変化することになるかと思いますが、皆さんは今後、ているの開館運営については、財団法人おきなわ女性財団は想定されていないのですか。今、皆さんの提案は県がやることになっているが、県がやる期間は何カ月ですか。その後も含めてこの財団を、皆さんは想定されていないのですか。県の直接管理の期間とこの説明をお願いします。

○原田直美平和・男女共同参画課長 知事が直接管理をすることは、緊急避難的な措置であると考えております。私どもは既に作業を始めておりまして、6月ごろに公募をしまして、最速で9月定例会に新たな指定管理者を選定して、議案として提案する予定でございます。

○崎山嗣幸委員 今回のものは暫定的な措置だという説明ですが、これは財団法人おきなわ女性財団そのものが、結果的にしているの開館運営業務はこの財団が果たすべき役割だと私は思っているのですが、その後についてもこの財団がそこを指定管理として受注するということを、皆さんは想定しているのですかと聞いているのです。

○原田直美平和・男女共同参画課長 指定管理者の想定につきましては、財団法人おきなわ女性財団が応募すれば、選定の土俵に上がるといいますか、ただ、

こちらとしましては公募ですので、どちらの団体が指定管理者になるかどうかということは、今のところ想定しておりません。

○崎山嗣幸委員 そうなると、前から言っているように、財団法人おきなわ女性財団の役割というのか、今までの経験からして、今回も指定管理を受けたのはこの財団1者だけだったのですよね。結局、ここが受注しなければならないというシステムで、指定管理者制度上そうなっているわけです。民間の企業がみずからの予算とみずからの職員体制で受注することは、ほとんどこの財団にはかなわないから、この財団がその権利をとることになると思います。こういう形態が、指定管理そのものの矛盾をはらみながら、今後も続くと思います。次回の皆さんの考え方は、公募だから複数あると思いますと言っていますが、実績からいって前回もこの1者だけでしたね。次もこの財団が想定されるのではないかと聞いているのです。

○原田直美平和・男女共同参画課長 今回の指定管理者は3期目を選定したわけですがけれども、1期目においては4団体の募集がございました。2期目におきましても2団体ございまして、今回も3団体応募していたのですが、書類の不備で選定から漏れたという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 皆さんは、複数団体が応募することを想定していると理解してよろしいですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 そうでございます。

○崎山嗣幸委員 そうなると、皆さんはこの指定管理の問題と財団法人おきなわ女性財団の問題について、県からの出向職員は1名減と言っていましたが、その次の、県の直営管理が終わった後、指定管理者を選定するときのこの財団の形態はどう想定しているのですか。今、平和・男女共同参画課長がお話をされた1名減の状態の中で、この財団は、指定管理者を公募するときにはそういう状況で応募するのですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 財団法人おきなわ女性財団の規模が縮小するということは2つ考えられまして、まずは指定管理者の部分を担当していた職員は、4月から皆さん解雇されると思います。男女共同参画推進事業につきましてはこれから公募いたしますので、もし、それを財団法人おきなわ女性財

団が受託することになれば、財団法人おきなわ女性財団の従業員はその男女共同参画推進事業を担う方々となります。指定管理者に応募してくる場合は、その事業を推進できるだけの人数をそろえて応募してくることになると思います。

○**崎山嗣幸委員** もう一点ですが、直接管理するときの管理者の勤務形態は、勤務時間を含めてどのような形態になるのですか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 平成24年4月から知事が管理するに当たって、窓口時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。貸し館時間につきましては、事前の準備や事後の確認等がございますので、午前9時から午後5時までということになります。

○**崎山嗣幸委員** どなたが管理責任者になるのですか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 平和・男女共同参画課に配属されます副参事が、あちらで勤務することになります。

○**崎山嗣幸委員** この副参事の勤務形態はどうなりますか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 基本的には午前8時30分から午後5時15分の勤務でございます。ただ、土日開館になっていて、月曜日が閉館日になっておりますので、休日は変更になります。

○**崎山嗣幸委員** 休日は変更ですか、出勤しないことになるのですか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 土日出勤いたしますので、その分を月曜日の閉館時に1日休み、また平日に振りかえて1日休むことになります。

○**崎山嗣幸委員** 従前の運営状態と直接管理する運営状態が若干変わって、サービスというか、利用勝手は悪くなると思いますが、少なくともこの半年後に再開すると思いますが、これは皆さんは利用者一県民に対してどういう考え、立場をお持ちなのですか。

○**原田直美平和・男女共同参画課長** 4月1日以降の貸し館につきましては、

4月1日以降に受ける予約につきましては午後5時までの対応になりますけれども、既に受けている予約につきましては、副参事あるいは職員の超過勤務で対応することにしております。

○崎山嗣幸委員 最後に環境生活部長、9名の皆さんが3月末をもって解雇になりますけれども、ずっとこの間議論されてきたように、嘱託員から指定管理に入って、その経過の中におきまして、議会の考え方としては、継続雇用してもらいたいということで陳情を全会一致で採択したのですが、環境生活部長が向こうに行かれて努力したということがありました。これは実現かなわなかったのです。あと何日もなくて失職するのですけれども、これに対して環境生活部長として、ほかの面における新たな就職のあっせんとか、そういったこともされていないと理解するのですが、一気に非正規職員の皆さんを一10年勤めた方もいます。その本人たちは継続雇用されるという期待を持って、希望を持ってずっとやってきた経過は、ここまで私は話してきた。皆さんの要綱の中にも、1回更新して、2回更新して、それから後は皆さんの平和・男女共同参画課長と相談するという項目があったのを皆さんは削除して、これはしなくてもよいということになった経緯があるのです。ここを含めて当然、本人たちは期待するという事を繰り返し言っていますが、そういうことも含めて、皆さんはバシッと切った形になるのですが、胸の痛みというのか、あるいはほかへのあっせんをしなかったことの気持ちはどうなのですか。私は何回も那覇市の例も言いました。年金課の職員が、年金事務を地方から国へ移管することになったとき、当時那覇市の場合は、身分を移管する人たちも一緒に努力して国に向かっていったのです。こういう配慮が余りにもないと私は思っていますが、その辺は、環境生活部長は痛みはないのかということを知りたいのですが。

○下地寛環境生活部長 ているるの継続雇用問題については、昨年6月定例会から議論してきたわけですが、そういった議論を踏まえて、我々も少なからず一例えば、指定管理者制度運用委員会における提案だったり、それから9月議会の陳情採択を踏まえて、財団法人おきなわ女性財団の理事長、常務理事への継続雇用のお願いといったものを実施してきたわけです。これに対して財団法人おきなわ女性財団側は、基本的には3年以上にならないような職員については一4名ほどと私は聞いておりますけれども、継続雇用の意向はあるという提案もしましたし、それからそうではない職員については、財団法人おきなわ女性財団みずから新しい職場をあっせんするという提案もしたと聞いております。そういった中で、今回の職員が9名一緒にないとよくないというこ

ともあって、そういった財団法人おきなわ女性財団側の提案について受け入れなかったということも聞いております。そういう意味では、非常に残念な結果になったと思っております。しかし、ているるについて我々は、もちろん雇用の場でもありますけれども、いわゆる男女共同参画に関するいろいろな施策を実施する、それからその事業にかかわることによって、多くの人材が輩出されるという拠点機能も持っていると思います。そういった視点を持って、ぜひ今後も運営に当たっていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 環境生活部長の態度については、若干努力の部分は理解するのですけれども、結果的にそれが報われなかったということでもありますから。私はその皆さんの勤務態度とか、あるいは成績が悪ければ、それは一つ議論の対象になると思います。しかし、まさにここで働きたいと実績を積んで、将来のているるのことも心配しながらやってきた皆さんを無残にも打ち切るということが、私は否めなかったこともあったので、ここを含めて一物理的にこの皆さんは3月末をもって契約が切れるのです。そこを含めて県の姿勢というか、非正規雇用がこれだけふえる中において、県は一体的な姿勢を持ったほうがよいと私は思います。他の部署では継続雇用されて、皆さんは切るということは不合理だと思っておりますので、これは皆さんに指摘をして、発言を終わりたいと思います。

○**當山真市委員長** 休憩いたします。

午前11時58分 休憩
午後1時24分 再開

○**當山真市委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、乙第56号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** ているるの件ですけれども、この間ずっと問題になって、結論的にはああいう採決で県が直接管理するとなったのですが、この後議論される陳情の問題もあるのです。今、陳情が2つ出ておりまして、1つは否決される前に出た、雇用の継続を求める陳情。否決された後に出されたもう一つの陳情は、雇用の問題に関して、公平な雇用をやってもらいたいということなので

す。要は雇用の継続を求める思いと、同じ人たちだけではなくて、多くの人に雇用の機会を与えるべきだという2つの要請なのです。結局、両面からの問題がこじれてしまって、こういう結果になってしまったのです。一つ指定管理者の施設の職員というものは、非正規雇用の職員が結構多いと思いますが、それは1年雇用の2回更新で3年間ということになっていますが、この問題は、全国でもいわゆる官製ワーキングプアの問題とかマスコミ等々でも出まして、問題になっているのです。今回のこの問題を踏まえて、県としても1年契約の2回更新3年までという原則を見直すというか、それを再度検討するものがあるのかどうか。

○下地寛環境生活部長 指定管理者制度については環境生活部だけの問題ではなくて、各部にまたがる問題ということで、たしか本会議の中でも総務部長が答弁していたかと思うのですが、制度そのものは住民サービスをよくすると。効率的に行うという視点でやっています。確かに、ある意味効率が重視されて雇用が継続できないと。やはり指定管理を受けた団体は、その3年間の雇用の保障といいますか、継続できるという確証はあるのですが、その次に指定管理をとれるかどうかわからないという中で、非正規雇用をせざるを得ないという現状があるわけです。そういった中で、国でもそういった関連の法律で、雇用期間を5年間継続するという法案を出すかどうかという議論もありますし、そういった意味では、指定管理者制度の中でも雇用期間の3年をどう見直すかという視点は、今後、県庁全体の中で検討されていくべきものであると思っております。

○新垣安弘委員 検討されていくと思うのですが、例えば3年を5年にしたとき、3年で区切っていることに関してはそれなりの理由もあると思うのですが、その3年を5年にすると、どういう問題が出てくるのかという点はどうでしょうか。

○下地寛環境生活部長 我々の男女共同参画センターの嘱託職員の考え方は、ある意味では3年のローテーションで、なるべく多くの方に男女共同参画にかかわる仕事を通じて、そして研修などを通じて、いろいろな考え方の広がりといいますか、男女共同参画への理解を深めるという視点もありますので、今まで3年でいろいろかわっていた方が5年になるということは、ある意味では人の就業の機会が少なくなると、いわゆる数的な問題は少しあるかなと。しかし、一方で3年が5年になった場合には、かなり男女共同参画に係るさまざまな相

談事業とか、啓発事業にかかわった人たちにとっては、よりそういう仕事に対する深みとといいますか、知識がかなり高くなるのではないかとすることは考えております。

○**新垣安弘委員** 相談員も原則3年で契約を解除しているという話だったのです。3年間ているで研修を積んで、実践を積んで、その後は地域で活躍してもらいたいという意向があるという話なのですが、ているで働いた皆さんが3年を終えた後、地元あるいは別のところでどういう働き場を得ているのか、どういう活躍をしているのか、そこら辺の追跡調査はやったことがありますか。

○**下地寛環境生活部長** 数的には把握していませんけれども、全員の追跡調査もしていないようですけれども、同じような形で女性相談所とか、市町村における相談業務などにかかわっているという報告を受けているようです。

○**新垣安弘委員** 今回、県の直接管理になることで、財団法人おきなわ女性財団が管理から外れることで、この財団が抱えている相談員の皆さんがいます。その人たちに対する影響は、どういう形で出てきますか。

○**下地寛環境生活部長** 当面は、財団法人おきなわ女性財団がみずから持っている基金の果実によるいろいろな事業—規模的には余り大きくないのですけれども、そういった事業。それから自主的に行っているその他の講座、そういったものを継続しながら、財団法人おきなわ女性財団は自分たちの財団の運営を行うと思います。大半は、これまで指定管理で受けていたもののほかに、県から直接、委託事業として受託した相談事業、啓発事業を行ってきたわけですが、県としては、今度は公募で委託する予定ですので、もちろん財団法人おきなわ女性財団もそれに応募してくるかもしれませんが、実際として受託できない場合には、財団法人おきなわ女性財団のいわゆる啓発事業とか、相談事業をやっていた皆さんも、継続雇用がかなり厳しいことになる可能性があります。

○**新垣安弘委員** 例えば財団として、あるいは指定管理者として3年間で雇用を打ち切るときに、打ち切られた人たちのその再就職に対する責任のあり方はどう考えていますか。

○**下地寛環境生活部長** 財団としてこれまでもやっていると聞いておりますけ

れども、あつせんとか、いろいろな財団法人おきなわ女性財団がかかわっている団体、それから企業などに対して研修といいますか、事業を通じて得た力を、経験を生かして頑張ってもらいたいと、そういう形での職場の紹介は、財団法人おきなわ女性財団みずからが行っているという話は聞いております。

○新垣安弘委員 最後に、相談業務の件で、私どもの同僚議員から提案があったかと思うのですが、今、国際結婚の破綻に係るハーグ条約に関する問題が国のほうで出ています。日本も批准する方向に進んでいると。このハーグ条約の批准に進んだときに、それに伴って影響を受ける人たちは、沖縄においてどういう形でこの問題が出てくると思われますか。

○下地寛環境生活部長 ある意味では国際家事問題といいますか、そういったいろいろな相談、国際結婚などに関連する相談は年間150件前後—170件ぐらいありましたか、そう少なくはない数で、かなりあるわけです。そういった中で、初期的な相談は女性相談所において引き受けていますし、仮にこれが割と国際的な、法律的な問題にまで相談の内容が深くなれば、国際問題に詳しい法律家—弁護士を月に1回ぐらいの頻度でお願いして、相談業務を行っているわけです。今後、ハーグ条約が締結され、批准されて関連する法令が整備されていきますと、当然子供の親権をめぐるいろいろな問題は、特に沖縄の中では国際結婚をなさる方が割と多いほうですので、ある意味で件数は今後ふえる可能性があると考えております。

○新垣安弘委員 このハーグ条約にかかわる問題の処理、対応に関しては、県の平和・男女共同参画課が中心となって、責任を持って取り組んでいくことになるわけですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には、我々は相談業務の中で対応しておりますけれども、国際的な相談といいますか、ハーグ条約そのものの影響に関する事業といいますか、所管はまた福祉保健部の中にもあります。いずれにしても我々は男女共同参画センター、それから平和・男女共同参画課の中で、そういう女性問題に関するいろいろな相談の中で、我々がかかわれる部分はかかわりながら、そういう問題が生じた場合には対応していきたいと考えております。

○新垣安弘委員 例えば、これに関する相談業務となると、結構専門的な知識とか、経験とかが要求されるのではないかと思います。そうすると相談員とし

ても、例えば財団法人おきなわ女性財団がやるとして、3年で雇用が終わりですということもまたどうかなと思うのです。そうしたときに、こういう専門的な相談業務が発生していく中で、それにかかわる相談員に対しては今後3年ではなくて5年とか、専門的にずっとやってもらうとか、そういうことも出てきますか。

○下地寛環境生活部長 必ずしもこういった相談業務を財団法人おきなわ女性財団、もしくは男女共同参画センターにかかわる団体がやらなければならないということはないと思うのです。結構、民間の中でもNPOを組織して、みずからそういう相談を引き受けている団体もあります。必ずしも県だけがそういうことを担うのではなくて、プラスアルファ、民間団体でいろいろな今までのノウハウを積み重ねながら、自分たちの事業としてやっている団体もあります。そういったところとどういう形で業務をシェアしながらやっていけるかということは、また別の視点から検討していくべきではないかと思っております。

○新垣安弘委員 最後に、私どもの同僚議員から提起されていると思うのですが、いわゆる国際家事問題の解決・支援に関する相談センターを設ける必要が今後出てくるのではないかと、それに対する予算措置とか、そういうことも出てくるのではないかと。条約が批准されると必要になってくるのではないかと。そこら辺に関してはどうですか。

○下地寛環境生活部長 これは相談事業ですので、例えば委託する、平和男女共同参画センターでやる、いずれにしても予算的な措置をしないとしっかり対応できないですし、かなり国際法律的な問題ですので、かなり高度な法的能力を持ったといえますか、そういった方も必要ですので、新たに平成24年度の中で我々もいろいろ財源の問題も含めて、検討していきたいと思っております。今、当面考えているのは、沖縄振興一括交付金などを使ってそういうソフト事業ができないかということ、平成24年度の中で検討していきたいと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 労働委員会のあっせんを受けたと思えますけれども、その内容について説明してもらえませんか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 労働委員会からのあっせんは、指定管理者の議案が否決される前にありましたが、団体交渉の席に着くようにというあっせんがございまして、財団法人おきなわ女性財団は2度ほど団体交渉の席に着いております。

○吉田勝廣委員 要するに、あっせんを受けるまでは団体交渉を拒否していたということで理解してよいですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 雇用主としてのJVの立場で団体交渉に応じておりました。ただ、財団としては直接的な雇用関係にないということで、財団の立場では団体交渉の席に臨んでいなかったということです。

○吉田勝廣委員 労働委員会のあっせんが出て、雇用主でないのに団体交渉に応じたということになるのですか。どういう意味ですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 あの時点では指定管理者候補として選定されましたので、近い将来、雇用主になる可能性があるということで、団体交渉の席に着くようにというあっせんがございました。

○吉田勝廣委員 これは今後も続くわけですよー今は否決されたわけだから、候補から落ちたわけだから、今は関係ないのかな。どうですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 あっせんの前提が、近い将来、雇用主になる可能性があるということでございしましたが、議案が否決された時点で指定管理者の候補としての資格を失いましたので、前提が崩れているかと思います。

○吉田勝廣委員 労働委員会のあっせんの中で、一つ内容を説明していただきたいのは、いわゆる雇用主の予定だから、将来にわたって雇用するかもしれない、そうでもないかもしれないが、そのあっせんとして団体交渉してください。その団体交渉においては、財団法人おきなわ女性財団側の主張は大体どういう内容ですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 団体交渉の中身までは報告を受けておりません。

○吉田勝廣委員 財団法人おきなわ女性財団は独立していると思うけれども、県から大体何%ぐらいの補助金を出していますか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 補助金がありませんが、基金の8割が県の出資でございます。

○吉田勝廣委員 県が8割を出資していて、今、このていどの雇用問題はかなり大きくなっています。この土木環境委員会でも団体交渉の件については、その団体交渉を拒否するのは好ましくないのではと私も言ってきたし、その内容について把握していないとはどういうことですか。普通、労使交渉、団体交渉があったら、皆さんはその団体交渉での内容はどうだったのかと、普通はやらないのですか。

○下地寛環境生活部長 まだ、そこまでは言っていなかったと思います。労働委員会のあっせんは、これまで財団法人おきなわ女性財団は、JVとしてなら団体交渉に応じるのだけれども、個別の財団としては労働組合とか、個別に相対する契約相手ではないので、できませんと言っていたのです。それを労働委員会は、それでも次の候補者であるから、あなたたちは団体交渉に応じるべきではないかということをおっせんしていたと。そのあっせんが2回ぐらいあったと。団体交渉も2回あったということです。

○吉田勝廣委員 ここであっせんの内容を余り議論することはないけれども、要するに、雇用者と被用者—これはやはり自分が首にされる、あるいは職を失う、そのときにはもちろんこれから予定される、皆さんの指定管理者としてあの財団が申し込んでいるわけだから。それと、従来の雇用主ともこれは何とか継続してくれと。皆さんがやらないから問題が起きたわけだから、それはあっせん内容は別にして、私は当然だと思う。だから、その辺はこれからいろいろと認識を一つにしてもらいたいと思う。例えばこの議案が原案可決されて、これから雇用するとなれば、あなた方とはもう関係がないから、団体交渉はできませんとなると、この人たちはどこに話せばよいと思いますか。あなた方とは関係がありませんということになってしまうのか、ならないのか。ここが一番重大なところなのです。解雇された側にとってみれば、どこに話を持って行けばよいのかと。この問題はそこが大事なのです。

財団法人おきなわ女性財団は、自分たちが直接雇用していないからJVとして、雇用主として協議したいと。恐らくあっせんの内容は大体わかるので、そ

こは余り議論したくはないけれども、要するに将来の指定管理者だから、あなた方は団体交渉に応ずるべきではないかと。仮に指定管理者の議案がこの土木環境委員会で可決されたら、どうなったのか。だから、財団法人おきなわ女性財団の回答がわからないということについて、私は問題だと言っているわけです。例えば、団体交渉に応じたけれども、いわゆる空団交はあります。応じるふりして、実際に話し合いには応じない、中身がないと。その中身を知っていますかと私が最初聞いたのは、そういうことだったのです。団体交渉の中身を知らないから、その中身がどういう団体交渉だったのかと。この土木環境委員会で指定管理者、もし財団法人おきなわ女性財団が可決された場合、この団体交渉の中身はどうだったのかと。要するに、あっせんの内容、中身がわからないと、あの財団が指定管理者になった後の団体交渉はどうなるのかということまで想像できないでしょう。今、私はそれを想像しているのです。

○下地寛環境生活部長 我々は県として、労働者の皆さんと使用者の皆さんがどういう形で団体交渉をするかと、そこまでは関与はできないのです。いずれにしても、その中で委員がおっしゃるように、ちゃんと使用者側も誠意ある対応でしっかり労働者の皆さんの意見を聞いて、そして、何かがあれば、それを自分たちでちゃんと仕事としてやるということを労働者に対して提示すると。仮に団体交渉があったとすれば、その中でしっかり対応すべきであると思います。

○吉田勝廣委員 だから、県はかかわっているのですよと。8割出資しているのだから。県はやはり正規雇用をある程度緩和しようとか、あるいはまた、さつき崎山委員も言ったのだけれども、県がかかわっていることについても継続雇用されているのだよということもあると、いわゆる県の労働行政として、そういうことだったらそこに重きを置いて、この解雇された方々をいかにして、どう救済していくのかという視点にも立ったほうがよいのではないかと考えます。ただ、皆さんが今言っているのは、いわゆる県庁にいる職員と1年ごとに更新されて3年になったら終わりという職員。だから県とこれは組織的に違うのではないのかと。その違いですよ。ですから条項の中で、そういう方々を継続雇用してくださいと言ってもよいのではないかと。これは何度も繰り返すけれども、そういう条項を挿入しても構わないのではないかと。それはある程度自主的判断にゆだねるかもしれないけれども、そういう方向性を入れなければ、同じような問題が次から次へと出てくる可能性がある。私は、県は指導する立場だから言っているのです。そこはぜひやってもらいたいのが1つ。

それから、基金があつて、その基金の果実で事業を行いますという話ですから、その基金は今、幾らぐらいありますか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 3億8000万円でございます。

○吉田勝廣委員 その3億8000万円の基金の拠出内訳はありますか。沖縄県だけが出したのですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 3億8500万円ございますが、そのうち県が3億185万円出資してございます。あとは民間企業、市町村、それから民間の団体でございます。

○吉田勝廣委員 だから、市町村も出資して、県も出資して、結局はここが非常に雇用関係をつかさどる部分があるわけですか—意味がわからないですか。要するに、県はそういう継続雇用をめぐるって、さまざまな問題がいろいろ出てくると。県の労働行政は、基本的にはその継続雇用を求めて指導する立場でやってきた。非正規雇用であれ、継続雇用であれ。最終的に民間企業に対しては、もちろんその判断は経営者にゆだねるかもしれない。けれども、こちらは公の場ですと言いたいわけです。民間の違うところはそこなのです。

○下地寛環境生活部長 財団法人おきなわ女性財団は、県が大半を出資して、ある意味では県の男女共同参画行政を推進するという役割を持った財団としてつくられたわけです。現在は当然、それは県も出資しておりますから、出資者としていろいろなことを言える立場にはありますけれども、やはり一つの法人として理事会や自分たちの組織の中で意思決定を行って、その出資に基づいていろいろな果実の運用で自分たちの自主事業をやっているわけです。そういった中で、しっかりと自分たちの考え方の中で事業を実施していくと。当然、沖縄県全体の男女共同参画事業の方向性を欠いてもらっては困るのですけれども、そういう中で財団法人としてやっていただきたいと。その中で財団法人おきなわ女性財団としても、3年間は受託事業なりをとって、指定管理をとって、雇用が可能なわけですが、それ以降の責任が持てないという意味で、財団みずからも3年という規定を持たざるを得ないと。それは県と同じだと思います。

○吉田勝廣委員 指定管理をとれなかったら、これはやむを得ないのです。だ

から、県の指導としては、指定管理がとれない場合の救済処置をどうするのかということ。そこが一番の最大のポイントなのです。我々がこの指定管理者制度を導入するときは一6年前の話を言わないけれども、この指定管理者制度の最も根本的なものはそこにあると。もちろん民間に任せましょうとか、何だかんだはよいのだけれども。指定管理者制度に伴う、いわゆる管理費用も次第に下がっていくわけだ。それと同じように労働条件も低下していくわけです。それはこっちに置くけれども、その労働者の継続雇用が一番最大のネックになると、今後の大きな問題となると。だから、指定管理者制度を導入する場合は、いつもそういう問題が発生するから、そこは気をつけてくださいと言ってきたのです。そこだけ、県の労働行政がやはり今、ちょっと空中分解しているのではないかと。もうちょっと緻密に、根を張ったような労働行政をやってもらいたいということが、私の一般質問の提言でもあったわけです。そうしなければ、路頭に迷ってしまう人が出てくると。我々は、皆さんは仕事があるから結構なのだけれども、そういう人たちは、あすから仕事がなくなったらどう生活するのかと、いつも日々感じているわけです。そのことを沖縄県の労働行政としてどうするかと。だから、愛情を持ってやってくださいと。

だから、この団体交渉の中で財団法人おきなわ女性財団の理事長の一団体交渉の報告の中で聞いているけれども、理事長の発言はちょっと、このような言い方は大変だなと思うぐらいです。自分は安定的な立場にいて、自分はいつも安定的なところにおいて一もし、原子力発電所だとすると、いつも東京都にいて、福島第一原子力発電所から電力をもらって、よい生活をしていて、それで福島第一原子力発電所があのようになってくると、現場は大変なのです。それと同じように自分はよいポジションにいて、一方では首を切られるわけです。そういうところに労働行政として何らかの形で、何らかの救済措置、何らかの対策をとらないとだめだと、私は前から何回も言っているのです。逆に私は余り言いたくはないけれども、さっき崎山委員が年金業務の移管問題も言ったけれども、あの年金収集員も私たちはちゃんと救済しました。だから、それと同じように行政なのだから、そういうところをぜひ考慮してください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第56号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

次に、環境生活部関係の陳情平成20年第64号の2外51件の審査を行います。
ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地寛環境生活部長。

○**下地寛環境生活部長** それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続35件、新規17件となっております。

初めに、継続35件中、処理方針に変更がある6件について、御説明いたします。

まず、資料の8ページ、陳情平成20年第192号の2、同じく資料の23ページ、陳情平成23年第6号の3の記の1、及び資料の27ページ、陳情平成23年第68号の3件につきましては、平成24年からの新たな男女共同参画計画の第4次沖縄県男女共同参画計画（DEIGOプラン）を策定したことに伴い、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に資料22ページ、陳情平成22年第205号につきましては、ワークショップを開催したことなどに伴い、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に資料36ページ、陳情平成23年第176号の2につきましては、国会において揮発油税等の軽減措置に関する関係法案の審議が行われていることに伴い、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に資料37ページ、陳情平成23年第181号につきましては、平成24年3月16日に沖縄県自然環境保全審議会から答申を受けたことに伴い、大幅に変更があった部分について、御説明させていただきます。

「そのため」以降ですが、第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度から平成28年度まで）を策定するに当たり、沖縄県自然環境保全審議会へ諮問し、平成24年3月16日に、当初案の鳥獣保護対策調査及び愛玩のための飼養の目的を修正し、適当と認めるとの答申を受けたところであります。また、メジロの愛玩飼養目的の捕獲についての審議会意見として、愛玩のための飼養の目的での捕獲

は原則許可しないとし、次の2つの意見が付されました。1つに、平成24年度以降の捕獲許可申請は受け付けない。ただし、平成19年度に捕獲許可を得て飼養登録を行ったが、飼養していたメジロの死亡等により、現在、飼養していない場合（規定では、5年以内に再度、捕獲許可は受けられない）は、平成24年度に限り、再度、捕獲許可申請を受け付ける。2つに、平成23年度に捕獲許可を取り、現在メジロを飼養しているが、飼養登録を行なっていなかった場合には、飼養登録を周知する期間として、平成24年度中に限り飼養登録を受け付ける。ただし、平成24年度中に飼養登録を行わなかった場合は、平成25年度以降の飼養並びに飼養登録申請を認めない。県としましては、この答申を踏まえ、第11次鳥獣保護事業計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、新規の陳情17件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料39ページをごらんください。

陳情第9号、メジロの愛玩、鑑賞目的の捕獲禁止に係る特例措置に関する陳情につきましては、処理方針が陳情平成23年第181号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料40ページをごらんください。

陳情第10号、メジロの愛玩、鑑賞目的の捕獲禁止に係る特例措置に関する陳情につきましては、処理方針が陳情平成23年第181号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料41ページをごらんください。

陳情第24号、沖縄県男女共同参画センター「ているる」職員の継続雇用を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

1、2についてですけれども、沖縄県男女共同参画センターについては、平成24年4月1日から指定管理者による管理が開始されるまでの間、知事が管理できるよう沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を平成24年2月議会へ追加提案しております。知事が管理するに当たっては、職員及び賃金職員を配置し、適切な管理運営を行うこととしております。賃金職員の採用に当たっては、ハローワークを活用した公募により、公平・公正な採用を行うこととしております。今回の知事による管理は、次期指定管理者が管理を開始するまでの間の暫定的な対応であり、県としては、速やかに次期指定管理者による管理へ移行できるよう準備を進めてまいります。

資料42ページをごらんください。

陳情第38号、メジロの愛玩鑑賞目的の捕獲禁止に関する陳情につきましては、処理方針が陳情平成23年第181号と同じですので、説明は省略させていただきます。

ます。

資料43ページをごらんください。

陳情第46号、第32軍司令部壕説明板記述からの「慰安婦、住民虐殺」の文言削除に抗議し、沖縄戦の実相を正しく記述することを求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

第32軍司令部壕の説明板は、沖縄戦の実相を語る重要な戦跡、平和教育・学習の場として活用することを目的とし、設置するものであります。県の基本的な考え方は、ごうができた背景、その役割、ごうの存在によって沖縄県がこうむった文化財の喪失等の被害を記載するというものです。県としては、説明板は第32軍司令部壕の説明であること、周辺を含めた沖縄戦全体の実相は別の記録等にあること、慰安婦、ごう周辺での住民虐殺についてはさまざまな意見があり、確証が持てないことにより、記述しないこととしたものであります。沖縄戦全体における慰安婦の存在や住民虐殺を否定したのではなく、再度、検討することは考えておりません。

資料44ページをごらんください。

陳情第50号、第32軍司令部壕の説明板から「住民虐殺」、「慰安婦」文言が削除されたことに関する陳情につきましては、処理方針が陳情第46号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料45ページをごらんください。

陳情第55号、第32軍司令部壕の説明板の文案から「慰安婦」、「住民虐殺」の文言の削除について抗議し、その復活を求める陳情につきましては、処理方針が陳情第46号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料46ページをごらんください。

陳情第57号、「ているる」の運営体制に万全を尽くすことを求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1、2 についてですが、沖縄県男女共同参画センターについては、平成24年4月1日から指定管理者による管理が開始されるまでの間、知事が管理できるよう沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を平成24年2月議会へ追加提案しています。知事が管理するに当たっては、職員及び賃金職員を配置し、適切な管理運営を行うこととしています。賃金職員の採用に当たっては、ハローワークを活用した公募により、公平・公正な採用を行うこととしています。今回の知事による管理は、次期指定管理者が管理を開始するまでの間の暫定的な対応であり、県としては、速やかに指定管理者による管理へ移行するよう努めるとともに、次期指定管理者に対しては、公平な就業機会を確保するよう求めてまいります。

資料47ページをごらんください。

陳情第58号、東日本大震災の災害廃棄物の処理受け入れに反対を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1から5までについてですが、東日本大震災においては、地震や大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生し、岩手県では通常の一般廃棄物量の約11年分、宮城県では約19年分となっており、被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な処理が必要であり、国は被災地を除く各都道府県に広域処理を求めています。広域処理計画量については、岩手県・宮城県で発生した災害廃棄物約2045万トンのうち、約401万トンとなっております。その処理については、国が災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインを定め、同ガイドラインに沿って安全性が確保されたものに限り行われ、運搬費や処理費、放射能モニタリング経費等は国の全額負担となっております。県としましては、東日本大震災の復興については、日本国民が一丸となって取り組むべき課題であると考えており、災害廃棄物の受け入れについては、他府県における処理事例等の情報収集を行うとともに、県内市町村等への意向調査を踏まえ、県民の理解を得ながら慎重に対応していく考えであります。

資料48ページをごらんください。

陳情第59号、第32軍首里司令部壕の説明板の記述復活に関する陳情につきましては、処理方針が陳情第46号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料49ページをごらんください。

陳情第60号の4、大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1についてですが、県内に移入される食品等については、国において特に検査を要する産地として17都県を指定し、検査されており、暫定規制値を超えた場合には出荷制限が行われていることから、安全が確保されていると考えています。しかしながら、県としましては、より一層食品に対する安心感を確保するために、店頭等で流通している食品について、平成24年5月ごろから放射性物質のモニタリング検査を実施する予定です。また、検査結果については、県及び国のホームページで公表することとしています。

2についてですが、県では、県民や事業者等からの依頼検査用として、県内の2カ所の登録検査機関に機器整備を支援し、平成24年5月ごろから検査できるよう準備を進めております。

3についてですが、県としましては、放射能に関する正確な情報や知識を収集し、県のホームページ等を活用し、移入食材関係者や県民への正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

4 についてですが、処理方針が陳情第58号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

5 についてですが、福島県など被災地の放射能汚染廃棄物の処理に当たっては、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、国が責任を持って対応することとされております。

6 についてですが、県では、これまで多重債務者に対する支援として、県民生活センターに多重債務専門相談員を配置して、県民からの相談に対応するほか、沖縄県多重債務対策協議会を構成する沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会、市町村等関係団体・機関と連携し、県内各地域で無料相談会を開催してまいりました。避難者の支援について、県といたしましては 県民生活センターにおいて対応するとともに、平成24年度に予定している無料相談会の開催に当たっては、避難者への相談にも対応できるよう、関係団体・機関と調整してまいります。

7 についてですが、県では、平成23年5月23日に沖縄県避難者向け借り上げ住宅実施要綱を制定し、民間賃貸住宅借り上げによる東日本大震災の被災者に対しての応急仮設住宅の提供を行っています。平成24年3月15日現在、261世帯643人が入居しており、そのうち、229世帯584人が福島県からの避難者となっております。県としましては、福島県からの応援要請に基づき、今後とも引き続き民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の提供を行ってまいります。

資料51ページをごらんください。

陳情第61号、放射能汚染瓦れきの沖縄県の受け入れの再検討を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1、2、3につきましては、処理方針が陳情第58号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4 について、災害廃棄物の受け入れ等に関する情報については、県のホームページ等を活用し、県民に提供していきたいと考えております。

資料52ページをごらんください。

陳情第62号、瓦れきの広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災支援ビジョン策定を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1につきましては、処理方針が陳情第58号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 について、県では、平成23年5月23日に沖縄県避難者向け借り上げ住宅実施要綱を制定し、民間賃貸住宅借り上げによる東日本大震災の被災者に対して

の応急仮設住宅の提供を行っており、平成24年3月15日現在、261世帯643人が入居しております。県としましては、福島県からの応援要請に基づき、今後とも引き続き民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の提供を行ってまいります。また、官民187団体で構成する東日本大震災支援協力会議においては、ニライカナイカードの発行による流通業界や交通機関等における割引サービスの支援期間も延長を決定しており、今後とも県民一体となった支援を継続してまいります。

資料53ページをごらんください。

陳情第64号、第32軍司令部壕説明文への「慰安婦」及び「住民虐殺」の記述削除の撤回を求める決議に関する陳情につきましては、処理方針が陳情第46号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料54ページをごらんください。

陳情第65号の3、東日本大震災に伴う放射能汚染瓦れきの沖縄受け入れ撤回を求める陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1につきましては、処理方針が陳情第60号の4の記5に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2について、災害瓦れきの広域処理について環境省は、焼却の場合、放射性セシウム濃度が240ベクレル・パー・キログラム以下のものを対象とし、焼却した際、濃縮された焼却灰等の放射性セシウム濃度が8000ベクレル・パー・キログラムを下回るとされています。さらに、焼却灰等の埋め立て処分の際、50センチメートル以上の覆土をすることにより、99.8%の放射線が遮へいされ、処分場周辺への影響は年間0.01ミリシーベルト以下とされております。なお、焼却処分の際の大気中への影響については、実証試験から高性能の排ガス処理装置（バグフィルターなど）により放射性セシウムを99.9%以上除去でき、大気中への放射性セシウムの放出を防ぐことが可能とされており、東京都の先行事業においても、排ガスからは不検出との結果が確認されております。また、運搬に際しては、搬出前に放射性セシウム濃度や空間線量の測定を行い、密閉された専用コンテナ等により災害廃棄物が漏れないように輸送し、受け入れ時も搬出前と同様に測定を行うこととされております。県としましては、環境省が示す基準や処理方法の安全性について、他府県における処理事例等の情報収集を行いながら、県民に災害廃棄物に関する情報を提供していきたいと考えております。

3につきましては、処理方針が陳情第60号の4の記1に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

資料55ページをごらんください。

陳情第70号、第32軍司令部壕説明板設置における沖縄県当局による検討委員会の同意を得ない文言削除の撤回と歴史的事実に基づく説明板の表記に関する情につきましては、処理方針が陳情第46号と同じですので、説明は省略させていただきます。

資料56ページをごらんください。

陳情第72号の3、沖縄県の産業振興と中小企業振興に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

4についてですが、エコドライブは地球温暖化対策として有効であることから、国においてもその推進に取り組んでおり、県も平成19年度以降、講習会等を開催し、普及に努めているところであります。平成22年度より自動車教習所を主体とした継続的なエコドライブ教習の実施に向けて、教習車の教官を対象としたエコドライブインストラクター養成講座を開始し、現在10教習所、18名の教官が養成講座を修了しております。

また、平成23年度には沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、事業者、県民等を対象としたエコドライブ講習会を実施しており、平成24年3月3日現在の受講者は1787人、全受講者の平均燃費改善率は約18%となっております。県としましては、国や県内自動車教習所と連携を図りながら、エコドライブの普及、強化に努めてまいります。

以上、環境生活部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當山眞市委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず33ページ、継続の陳情平成23年第132号、沖縄市長から出されているごみ山問題に関する件ですけれども、私はこれまでも繰り返し取り上げてまいりました。処理方針によると、今年度の3月までに、平成24年3月までに改善するよう指示しているところですよと言っているのです。私は現場に行って調査をしてきましたけれども、また新たにごみが持ち込まれているし、

浸出水についても皆さんは大丈夫だと言っているけれども、まだきちっとしていないと思うのです。今の状況はどうなっているのか説明してください。3月までに解決するのですか。

○大浜浩志環境整備課長 陳情の3月末までにということでございますけれども、昨年9月に安定型部分、いわゆる沖縄市有地の部分を改善するようにと命令を打っておりまして、その期間が3月末までという形になっております。平成24年1月8日時点で残り2万立方メートルとなっております、現在3月の状況でございますけれども、改善に向けて業者も鋭意取り組んでおりますので、3月末まできちっと見ていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、私は新たに持ち込まれていますよという指摘をしていますけれども、環境整備課長は現場を見て、3月末までには改善できるという確証をもとに説明しているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 北側の安定型部分につきましては、3月をめどに改善を進めたいと考えてございます。

○嘉陽宗儀委員 今の答弁に責任を持つのでしょうか。そろそろ3月末ですよ。今、あの状況なのに、3月末までに改善させますと。本当にできるのですか。

○大浜浩志環境整備課長 こちらも常に指導して、3月末にはどうにかめどをつけたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 あの業者は、簡単に皆さんの指導も全然聞かないということで、私はこの間、刑事告発しなさいと言ったけれども、皆さんはやらないと。そうやってしたたかに今まで生き延びている。それを3月までにやりますと言うから、皆さんは現場も見ないで、議会で3月末までには何とかという答弁ではよくないので、改めて現場に行って、本当に3月末までにできるかどうか確認してもらえますか。

○下地寛環境生活部長 2月の初旬ごろでしたか、私も現場を確認しております。当然、県は3月31日までに安定型部分を改善してもらいたいということで改善命令を出していますので、それがしっかり履行できるように、我々は監視・指導しますし、近いうちに行ってみたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 安定型部分からごみを取って、もう一カ所にどンドンダンプカーで上がって積んでいく。今、角切りにして、きれいに整地しています。だから、ごみ山を片づけなさいと言っているのに、ごみを上に積んで、さらにきれいに整地するのは相当な業者だと思うのです。今の状況を確認してください。

○下地寛環境生活部長 実態として仮置きということもございますけれども、焼却処理でも約5万立米近い処理はしっかりやっておりますので、かなり改善はされていると思っております。委員もおっしゃるとおり最新の状況がどうなっているか、早く見に行きたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 沖縄市のごみ山問題は、新たなものもどンドン持ち込まれていて、米軍のごみも持ち込まれてくるということで、処理能力を超過してどうしようもない状況になっておりますけれども、その実態はどのようなのですか。

○下地寛環境生活部長 あそこは今、中間処理という産業廃棄物焼却施設、それから安定型最終処分場—最終処分が終わったところ、また一つ新しいところがありますけれども、そういった中で今、受け入れているのは、基本的に米軍の廃棄物が中心だと思いますけれども、その受け入れをして、それを焼却して、その焼却残渣を新たな管理型最終処分場に埋め立て処分をしていると。我々はそう理解しております、いわゆるこれまで終了している安定型部分については新たな埋め立てはしないで、常に改善に向けて作業を進めていると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 我々だけで議論してもしようがないので前に進みますけれども、今、沖縄県全体で産業廃棄物処理の実態はどうなっていますか。

○大浜浩志環境整備課長 産業廃棄物の処理状況でございますけれども、平成21年度実績で申し上げますと、排出量が186万4000トン出ておまして、そのうち再生利用が91万1000トン、約48.8%。最終処分が10万4000トンで、5.6%という状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 私は前の委員会で、うるま市の中城湾港新港地区の特別自由貿易地域に、冷蔵庫からテレビから不法投棄がたくさんあると言いましたよね—初めて言いますけれども、皆さんは当然、環境政策として沖縄県内の不法投棄、産業廃棄物、これがどうなっているかという調査をしているのですよね。

今の言い方だと向こうは調査していないみたいだけれども、どうなっていますか。

○大浜浩志環境整備課長 不法投棄につきましては、毎年、市町村を通じて調査しております。状況につきましては、144カ所で不法投棄があると確認しております。全体の量としましては、9432トンのものが県内で不法投棄があるということで、監視につきましては、各保健所に不法投棄監視員等を配置して、監視している状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 144カ所と言っていますけれども、実態は、各市町村とも相当にテレビとか、冷蔵庫とか一法律が変わったせいもあるだろうけれども、捨てられていますよ。全体として正確に把握していますか。

○大浜浩志環境整備課長 先ほどの144カ所とは、調査対象としましておおむね一カ所で、1トン以上まとまりのあるところを検討しております。ですから、散乱ごみといいますか、道端に1つ2つ置いてあるという事例は、この中にはカウントされていないということです。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、実態としてはまだかなり上回るということが言えますか。

○大浜浩志環境整備課長 そういう状況はあると思います。

○嘉陽宗儀委員 環境整備課長がシミュレーションすると、大体どのぐらいだと思いますか。

○大浜浩志環境整備課長 ここで言える状況ではありませんので、済みません。

○嘉陽宗儀委員 緊張感が足りないのではないですか。観光立県といいながら、あちこちに産業廃棄物が捨てられていて、何が観光立県ですか。しかも担当者が緊張感がなくて、よく知りませんではまずいのではないのでしょうか。

○下地寛環境生活部長 特に不法投棄については、今おっしゃるように家電とか、そういったものの自動車のリサイクル法などの施行で、やはり処分料金が必要であると義務づけされた以降、道端とか草むらの中に不法投棄がふえてい

るという実態はあります。そういったものを踏まえて、県は保健所単位で不法投棄専門のパトロール要員も配置して、委員がおっしゃるように、特に不法投棄によって地域の環境が悪化することを防ごうという対応はしてきておりますけれども、今おっしゃるようなすべての箇所をなかなか把握できないことも実情です。もう少し市町村とも連携を強化しながら、できるだけ隅々まで対応していきたいという考えは持っております。

○嘉陽宗儀委員 中城湾港新港地区の不法投棄について、私はパトロールをしている人に会いに行きました。なぜ、あなたはお金をもらってここをパトロールしているのに、こんなにたくさんごみがあるのかと聞きましたら、捨てに来る人たちは、パトロールカーが今どこに行っているのかをちゃんと見て、そのすきに全部捨てていると。1台では間に合いませんと言っていました。パトロールをやっているから、不法投棄がなくなると思っているのですか。

○下地寛環境生活部長 不法投棄は、パトロールを行ったからといって一要するに1人でやったから、10人でやったから、100人でやったからといって全部防止できるとは思っておりません。ある意味では、言葉が正しいかどうかはわかりませんが、イタチごっこのような形になりますので。しかし、そのまま放置すると大変なことになりますので、いろいろ少なからず地域に対して、市町村も含めながら啓発といいますか、そういうことがないような形での普及啓発活動をもう少し強化しなくてはいけないという考えを持っております。

○嘉陽宗儀委員 なぜ不法投棄が絶えないのかということについて、考えたことはありますか。

○下地寛環境生活部長 先ほども話したように、例えば家電とか、そういったものもありますし、私はモラルの問題もあると思います。家から持ってきたごみを自動車から山に投げ捨てるという行為も見たことがあります。そういったものも含めて、県民の意識を変えていくことをもう少し強くしなくてはいけないという気持ちは持っております。

○嘉陽宗儀委員 環境生活部長は、少なくとも観光立県というからには、やはり沖縄に来たら本当に美しい島だ、不法投棄もない、ごみ一つ落ちていないと。こういう行政を行う責任がありますね。その決意を聞かせてください。

○**下地寛環境生活部長** こういったものは難しいところがありますがけれども、しかし、環境行政を担う者として、そういう自分の島を大切にするという気持ちは、県民一人一人にしっかり植えつけたいと思っております。

○**嘉陽宗儀委員** 環境生活部長がそういう気持ちになれば、一步前進するけれども、なぜそういうことになるかという具体的な原因を突きとめないと、気持ちだけでは解決できない。少なくとも私から言えば、現在の沖縄県の産業廃棄物処理能力は、沖縄県民はどこでもきれいにしたいと思うのだけれども、これによってお金もかかるし、結局知らないところに捨てるとか、心がけを説いても処理する能力がないと、同じイタチごっこになるのではないですか。そういう意味では、県が環境行政として抜本的に産業廃棄物処理を、一般ごみ処理を含めて、行政の責任できちっと片づける体制をとるべきではないですか。

○**下地寛環境生活部長** そういった意味では、これまで特に管理型の最終処分場が少ないという状況が、今委員がおっしゃるような、ある意味不適切な処理を生んできたかなと思っております。県としてはそういったことを踏まえて、公共関与による最終処分場をつくろうということではいろいろな計画、いろいろな事業をしていますので、ぜひ早目に県が対応した、しっかりとした最終処分場をつくった上で、そういった不適切な処理がされないような形での対応は、ぜひやっていきたいと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** さっき144カ所、9432トンと言っておりますけれども、これを処理するために、処分場は何カ所必要ですか。

○**下地寛環境生活部長** 計算をしてみないとわかりませんが、その不法投棄のごみの中には燃やせるごみもありますし、そうではない家電製品などもありますし、自動車、タイヤなどもあります。ですから、そういったものをすべて焼却もしくは埋め立て処分ということにはならないと思っておりますけれども、基本的に不法投棄されたごみは、ある産業活動によって出たということが特定されない限りは、市町村が処理することになりますので、市町村の焼却施設で焼却できるものは焼却し、それからリサイクルできるものはリサイクルした上で、市町村の最終処分場で処分することになりますので、対応できないことはないと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** 先ほどの9432トン—これだけでも全体ではないと思うのです

けれども、海岸漂着ごみはこの中に入っていますか。

○大浜浩志環境整備課長 その中には入っておりません。

○嘉陽宗儀委員 その海岸漂着ごみの量は幾らですか。

○大浜浩志環境整備課長 先ほど午前中に説明しましたけれども、平成22年11月から平成23年11月の1年間で、県全体の重量は2042トン、それから容量で2万3310立方メートルと把握されています。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、さっきの9432トンは相当な数になりますね。これは、皆さんは基本的に全部処理する方針はありますか。

○大浜浩志環境整備課長 正確に説明させていただきますが、その9432トンのうち、61.9%の5842トンが一般廃棄物でございます。残りの38.1%、3590トンが産業廃棄物となっております。一般廃棄物の部分につきましては、市町村の一般廃棄物のごみ処理施設も活用しながらやっていく形で考えております。産業廃棄物については行為者の特定を行って、どのように処理していくかということについて、検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 次に47ページ、陳情第58号、東日本大震災の瓦れき処理の問題ですけれども、もう一回、基本的な説明をしてもらえますか。

○下地寛環境生活部長 東日本大震災の瓦れき処理、先ほど少しお話ししましたけれども、実態としては岩手県で廃棄物処理能力11年分、宮城県で19年分ということで、こういう長い期間にわたって被災地で処理するのは大変厳しいという中で、トータルで2045万トンあるわけですけれども、そのうちの401万トンを全国の被災地を除く都道府県で処理していただきたいということが、環境省、国の考え方です。

それについては当然、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散によって、汚染されている可能性もあるということもあって、そういったことがないような形で、環境省がガイドラインをつくっているわけですけれども、そのガイドラインに基づいて、ぜひ受け入れていただきたいと国から要望されているわけです。

県としましては、被災地の復興は全国民が一丸となって、そして県としても

しっかり支援をするという視点で、知事が受け入れの可能性について言及したわけですが、当然、この震災瓦れきは一般廃棄物として位置づけられておりますので、焼却施設を持ち、なおかつ最終処分の可能な市町村が受け入れることが前提になります。そういう前提のもとに、県としてもいろいろな相談をしながら、そして地域に住んでいる皆さんが不安を持たないような形でさまざまな条件があると思いますけれども、そういったものがしっかり整えば、可能性としてはあるのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、可能性があるかどうかという議論の前に、政府が広域処理を訴えている、問題となっている瓦れきの中身は、皆さんは十分分析して、調査しているのですか。

○下地寛環境生活部長 県がまだ受け入れを決めたわけではないですので、そういった分析はしておりませんが、私は直接岩手県、それから宮城県の被災地の廃棄物処理施設—これは臨時に設けられた廃棄物処理施設ですが—でも、そこを実際に見ております。

そういった中で現在、処理の方法としては分別をした上で、当然焼却できる物、最終処分する物、いろいろな分別をした上で—当然、広域処理をお願いするのは、基本的には焼却処理できる物になっていると思います。そういったものをしっかり見た上でないとどうなるかわかりませんが、いずれにしても、そういったものを他の都県が実際に実証のような形で受け入れて、さまざまな問題点や課題を自分たちで調べておりますので、そういったことも調べながら、情報を収集しながら対応を検討することになると思います。

○嘉陽宗儀委員 実は、私ども日本共産党沖縄県議団として、去年の5月30日から6月2日まで宮城県石巻市、女川町にボランティアで後片づけに行きました。私が行ったのは石巻市ですが、メッキ工場があって、ドラム缶があって、それが民間の中に垂れ流されている光景を見てきました。それから、いろいろな工場も津波で粉々になって、瓦れきになって、ごっちゃになっている。あれを見て、私はエンジニアですから、そのカドミウムとか、重金属とかいろいろな恐ろしさがわかるわけだから、さて、これは片づけるのが大変だな、という実感でした。

私が割り当てられたのは、浸水した住宅の壁をはがしてくれということで、壁をはがしを一生懸命、汗を流してやりました。ところが、今考えたらアスベストなのです。マスクをしていたから大丈夫だと思うのだけれども、アスベスト

が住宅の壁に全部入っている。あのごみはメッキ工場から、住宅のアスベストから、いろいろなものが混在しているのです。あれは焼却できるというたぐいのものではない。やはり、ああいう実態を調べて、私はあのとき実感したのは、普通の家が強力な津波で打ち壊されただけで、木材だけだったら焼却処分して、すぐ片づくだろうと思ったら、実態を見たら本当にいろいろなものが混在しているわけです。危険物です。そういう実感を持ちました。

環境生活部長、少なくとも受け入れるかどうかという議論をする前に、今の災害廃棄物の実態はどうなっているのか、県として実態を調査すべきではないですか。

○下地寛環境生活部長 実態調査にはさまざまな視点があると思いますけれども、今、問題になっているのはお話のとおり、放射性セシウムの問題、それから有害な物質で汚染されているのではないかという疑いの問題、やはりさまざまあると思います。そういったいろいろな条件をしっかりと調査して、対応するということがなければ、委員のおっしゃるように、受け入れに対する住民理解はなかなか得られないのではないかということは、気持ちとして持っております。

○嘉陽宗儀委員 環境生活部長は不思議な答弁しますね。実態を調べるべきだと言ったら、さまざまな視点があると。例えば、これは何ですかと言ったら、これは上から見たり、そばから見たり、こういった実態はあるかもしれないけれども、しかし、これははっきりしている。見方によっていろいろありますでは通らないのです。向こうは少なくとも重金属の汚染、放射能汚染があるわけだから。それではさまざまな視点があって、そういう放射能がなくなるのですか。

○下地寛環境生活部長 私が言っている実態調査とは、これは仮の話ですけれども、沖縄県で受け入れを表明する自治体があって、仮にその住民も同意したとすれば、それを受け入れる物が、委員がおっしゃるような放射性物質に汚染されていたり、有害物質が入っていたら困るわけです。その場合には、当然、受け入れる廃棄物はどの自治体のどういう場所にあって、どういう状態であるかということは、受け入れる場合には実態調査はされるべきだと私は思っております。

○嘉陽宗儀委員 政府は、原子力発電所を安全神話のような形で、原子力発電

所は絶対大丈夫ですと言ってきた。私ども日本共産党は、1966年から原子力発電所は危険だと、人間の力では今の放射能は制御不能とずっと警告してきた。今回もそうでしょう。今度は瓦れきは大丈夫ですと、同じような形で安全神話を振りまくことは許されません。少なくとも、県の責任者としては実態調査をしてきて、どこの瓦れきにせよ、福島第一原子力発電所からいろいろな蒸気が出ているから、これがあちこちに降下して、三重県でもお茶畑にと今、かなり放射能が広がっているのです。だから、絶対安全な瓦れきはあるはずがない。最低限そういう意味では、県としては調査に行き、受け入れては困るという団体からの陳情が出ているから、少なくとも皆さんはそういう方々の声にも耳を傾けて、調査もしないで大丈夫です、地方自治体がオーケーと言っていますから引き受けてくださいとは絶対に言えない。受け入れるかどうかという前に、瓦れきの実態をきちっと正確に調査してください。どうですか。

○下地寛環境生活部長 瓦れきの実態は物すごい種類の数とといいますか、場所でも違いますし、種類でも違います。それを実態調査することは、物理的に不可能だと思います。もちろん、受け入れを表明した市町村があって、どこの市町村の瓦れきを受け入れるということになれば、当然受け入れる側の市町村としては、そういう実態をしっかりと調査して、放射性物質についても安全であると。それから有害物質等の汚染もないという状態でなければ、当然住民としては受け入れないと思います。

その場合には、県もしっかりと市町村と連携して、委員がおっしゃるような調査も含めて、さまざまな連携をしていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 今、大事なものは、政府がこれは大丈夫ですから、どうぞ全国の皆さん引き受けてくださいという立場に立つのではなくて、皆さんが県民の安全を守る立場から、しっかりと瓦れきについては精査することが必要だと思うのですが、どうですか。

○下地寛環境生活部長 そういう立場でしっかりと対応していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 私どもは東日本大震災が発生した後すぐに、知事あて8項目にわたって申し入れをいたしました。被災地への食料、衣服、生活用品などの支援を行うこと。それから沖縄に避難してくる一沖縄は南の暖かい地域だから、民間地、民間アパートなどを仮設住宅にすること。職員も出して、諸経費も1

人当たり1000円を出してと、いろいろ今、沖縄県としてやるべきことを申し入れました。それについては皆さんは、さっそく3月16日に申し入れをしたら、18日に知事表明で、沖縄県として可能な限り援助をいたしたいということで、すぐに答えてもらいました。今、沖縄がやるべきことは、沖縄のチムグクルで本当に沖縄の特性を生かした、沖縄に来て、この暖かいところで十分生活して、美しい自然の中で生活してもらおうと。だから瓦れきをどうするかという問題ではなくて、沖縄県としてやるべきこと。少なくとも沖縄県は、国土の0.6%しかない。そんな小さい島で、現在、沖縄県民から出てくる産業廃棄物ごみ処理もできないのに、それにあわせて東日本大震災の大量なごみを処理するなんて、到底考えられないのです。だから、少なくともさっき私は、なぜ現在の不法投棄自体どうなっているのかと聞いたのは、今の沖縄県民のものを処理することをまず最優先にすべきではないですかと。観光立県といいながら嘆かわしいではないですか。そういう意味では、沖縄自体の処理をどうするかも含めて、その上で瓦れき処理の検討ができるかどうか、その次ですよ。沖縄のことをやるべきことはやってください。どうですか。

○下地寛環境生活部長 県内の廃棄物、産業廃棄物の処理についてはなかなか厳しいところはありますけれども、やはり、それはそれでしっかり処理体制を構築することについては、我々としてしっかりやっていきたいと思えます。委員のおっしゃる不法投棄対策についてもさらに強化できないか、いろいろ検討をしていきたいと思えます。そういった意味で県内の体制もしっかりしながら、今、瓦れき処理の問題もありますので、日本国民としてどうするかということは、あくまでも地域の県民のコンセンサスといいますか、理解といいますか、それがなければできないと考えております。そういったものを踏まえて、県としてどう対応するかについては、今後、検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも、県民合意を最優先にすることだけはしてください。

次に53ページ、陳情第64号、第32軍司令部壕についてです。

私は代表質問でもやりましたけれども、説明板から慰安婦や住民虐殺の文言が消えたということですのでけれども、基本的な立場をもう一回説明してください。

○下地寛環境生活部長 第32軍司令部壕の説明板ですけれども、基本的には沖縄戦の実相を語る重要な戦跡、そして平和・教育学習の場として活用するためにその設置を決めたわけですけれども、その設置に当たってはこうができた背

景、その役割、ごうの存在によってこうむった文化財の喪失などの被害について、写真であったり、図面であったり、それから多言語ということで、そういったものを使うという形で、説明板を設置することになったわけです。

○嘉陽宗儀委員 説明板から文言を削除した理由は何ですか。

○下地寛環境生活部長 説明板から削除したという言葉は一もともとない説明板を設置する事業ですので、削除という意味ではないのです。我々は、第32軍司令部壕説明板設置検討委員会一検討委員会を設置して、我々の考え方を検討委員会に示し、そして、これまで県の資料の中で第32軍司令部壕について説明されたものをベースとして、さらに絞り込むようにと提案して、検討委員会に伺ったわけです。その中で、これまでになかった慰安婦であるとか、スパイ視された住民の虐殺という文言が検討委員会の案として出てきたので、これは掲載できないということでその部分を記載しなかったわけです。

○嘉陽宗儀委員 私が行った代表質問でも、検討委員会全員で一致して決めたものを、結局は環境生活部長の判断、最終的には知事の指示で削除したということでした。どうですか。

○下地寛環境生活部長 最終的には、私と統括監と課長でさんざん議論した上で、掲載することはできないという判断をした上で、副知事に1回、それから知事に1回、こういう判断でこういう文案にしたいという説明を行って、環境生活部長の判断でよいのではないかという回答を得ましたので、決裁したということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 私が本会議でも質問したのは、沖縄戦の専門家の皆様に委嘱して、全会一致で決めたものを皆さんが削除したと。皆さんは、沖縄戦史の専門家よりもなお専門家なのかということです。専門家だったら、いろいろと聞きたいことがあります。

○下地寛環境生活部長 私は沖縄戦史の専門家ではありませんけれども、さまざまな資料は読むことはできますし、そういったものをもとに、最終的に県の公文書の中に記載する文章を行政の責任者として、いろいろな資料をもとに判断して、確証が持てないという意味で記載しなかったということでもあります。

○嘉陽宗儀委員 環境生活部長はさまざまな資料を読んだと言いますけれども、少なくとも私もさまざまな資料を読んで、ほとんどこの記述があるのですよ。環境生活部長は、わざと入っていない資料を読んだのではないのですか。

○下地寛環境生活部長 証言は非常に多いのですけれども、いわゆる慰安婦であるとか、スパイ視の虐殺事件については、やはり戦争体験者もなかなかみずから語ろうとはしない実態があったものですから、実は平和祈念資料館で、たしか平成8年度だったと思いますけれども、特別にインタビュアーが体験者に呼びかけて、こういうことがあったのかと聞いたわけですが、その資料と。ほかに自分たちの戦争体験を本にまとめた方の資料、そういったさまざまな資料を全体として、私が読んだ限りにおいては、確証が持てないという判断の材料にしたということです。

○嘉陽宗儀委員 私は、皆さんがつくった資料を読んでいるのですけれども、16名ほとんどがスパイ、従軍慰安婦がいたことを認めているのではないですか。あなたは見ないようにしているのではないですか。

○下地寛環境生活部長 私も20数件ぐらいの文献に目を通していますけれども、その中で間違いなくというものは、せいぜい1件ぐらいしかないとします。

○嘉陽宗儀委員 心そこにあらずんば見れども見えずで、私から言えば、部長は従軍慰安婦、住民虐殺を見ようとしなから、この記述を読み込む力、推察力が欠けているのではないかと思うのです。

○下地寛環境生活部長 私は判断するに当たっては、そういう先入観といいますか、そういったものを持たずに資料を読んだつもりです。

○嘉陽宗儀委員 そうであればなお重大で、歴史的な事実というものは、この命令録、これを見ているでしょう。これにはちゃんとそういう婦人部隊がいて、ちゃんと従軍慰安婦と書いてある。こういう歴史的な証拠があるのに、部長はそれさえも目に見えないとはどういう意味ですか。

○下地寛環境生活部長 議会でも再三お話ししていますけれども、慰安婦がいたということを全く否定しておりません。第32軍司令部壕の中の説明として、

慰安婦がいたことは確証が持てないという話をしているのです。慰安婦がいたことは、今、委員のおっしゃる命令録の中でも慰安所の設置のことが書いてありますし、それ以外の資料の中にもそういった記述がございます。

そういったものを認めた上で、第32軍司令部壕の中でそういうことがあったのかについては、説明板の中では記載できないと。その確証が持てないという意味で、記載できないという判断をしたということです。

○嘉陽宗儀委員 それであれば、確証があれば書くということですか。

○下地寛環境生活部長 さまざまな議論はあるかと思えますけれども、総合的にそういう確証があれば、そういう状況になる可能性もあると思えます。

○嘉陽宗儀委員 では、今の時点では確証はないけれども、県民の世論で一教科書問題のときには10万人集会をやりましたけれども、今度も大会をやろうと思えますけれども、そういう声が出てくれば確証が持てますか。

○下地寛環境生活部長 私は世論ではないと思えます。確証を持てるようなさまざま資料・証言、しかもその証言がかなり一致すると。そういうことがない限りは、なかなか確証には至らないと思えます。

○嘉陽宗儀委員 では、多くの人からの事実、証言があったとしても、部長が確証に至らなければ、そう思わなければ削除した文言を復活しないということですか。

○下地寛環境生活部長 私は今回の件を判断するに当たって、兼城一さんという方の証言集も読ませていただきました。兼城さんは、当時の沖縄県立第一中学校——中の鉄血勤皇隊だったのですが、一中の卒業生と約400回ぐらい面談して、そういう証言をとっていますけれども、この本の前書きにはこう書いてあります。

私は、この記録を執筆するに当たって3つの留意事項をまとめた。たとえ証言として出てくることであっても、事実と異なると思われることや不確かなことは取り上げてはならない。これは試行錯誤を経て、到達した私の結論だ。記憶が一度活字となって世間に出ると、ひとり歩きしかねない。歳月がたてば真実のかすみ、架空の史実のみが残る結果になることを恐れるからだ。だから私は、この記録では事実と思われる証言のみを取り上げることとした。しかも、

各人の証言そのものをつないで、場面を再現するという方法をとった。証言をつなぐわけだから、1つの証言は次の証言を裏づけることになる。文章は簡潔化し、修飾語の使用は控えた。草稿ができると、必ず証言者にこれでよいかと点検を受けた。取材時の私の記憶違いや思い違い、聞き違いに歯どめをかけるためにも、この点検は省くわけにはいかなかった。証言者の点検は大体三、四回、多い方で7回もあったと。

証言というものは、このような形でまとめていくわけですね。やはりしっかりといろいろな方の意見を聞いて、符合するものが多ければ多いほど、確証として持てると思います。そういった意味で今回は、いろいろな証言の中からもなかなか確証が持てなかったという判断に至ったということです。

○嘉陽宗儀委員 教科書改ざん問題、集団自決の問題でもいろいろあって、慶留間島で集団自決があったなかったという議論があって、結局はなかったという話が出たものですから、当時、私の妻の身内はだれも口をつぐんで、集団自決の話はしなかった。ところが、慶良間諸島では集団自決は何もなかったということになったものだから、当事者たちが一自分たちの手で自分たちの子供を殺した、親を殺したという皆さんは、軍命があったから今まで口をつぐんで、やむを得ないことだったと。やらざるを得なかったと。それが何もなかったということになると、自分で勝手に殺したことになるので、それは許されないと。やっと重い口を開いて、こんなことではだめだということになったのですよ。

そういう意味では、環境生活部長は従軍慰安婦と書いていないからと言っているけれども、わざわざ自分で名乗る人がいますか。人間の尊厳にかかわる問題でしょう。私は疑問に思いますけれども、資料にないから認めないとちょっと人間性がない。書いていないからなかったといえは屈辱ですよ、この人たちにとっては。人間の痛みをしっかりと受けとめてください。

○下地寛環境生活部長 人間の尊厳については重く受けとめておりますけれども、第32軍司令部壕の中には、首里に住んでいた普通の娘さんであったり、学生であったり、看護婦であったり、いろいろな方が住んでいたわけですね、雑居していたわけです。これは記録としてあります。しかし、その中に慰安婦がいたという正確な記述はないです。逆に、その人たちがそのように言われる、間違われる可能性があるわけです。第32軍司令部壕にいたという女性もいるわけですから、そういった誤解がないように、しっかりした確証がない限りは、そういった記述にはならないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄戦の実相を正確に伝えていく上で、第32軍司令部壕が果たした役割—もう少し早目に司令部が判断していれば、糸満での悲惨な出来事は起こらなかったかもしれない。そういった極めて重要な問題であるのに、環境生活部長が確証がないからということで、後世に実相を伝えるということをやがめるのは、私は我慢ならない。そういう意味で、引き続き環境生活部長に、あれは真実だったのだよという資料を差し上げますので。終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 特に、このたびの東日本大震災の件について質問したいし、ある意味では、陳情者によってはいろいろな形の陳情が出ております。特に陳情第58号について、この陳情に対しては私は真っ向から間違っていると。国民はそういう感じではないということを経次、環境生活部長に質問していきたいと思っております。

沖縄の方は、昔から万国津梁の精神、イチャリバチャデー、チムグクルという感じですが。今日までずっと一戦前・戦中・戦後を通して言われてきた中で、今回の東日本大震災において3県が大きな被害をこうむりました。私たち自由民主党沖縄県支部連合会も6月に被災地に行って、調査して、ある意味では支援をしてまいりました。そういう中で陳情第58号は、この瓦れきについては、書面からもって受け入れられないという表現です。質問に入る前に、国が責任を持って放射能についても、瓦れきについても、あるいは運搬についても処理するのだということが、私たちの徹底した法則というのですか、こうだと思いますが、どうですか。

○下地寛環境生活部長 今回の東日本大震災の瓦れきの問題、放射性物質の問題は、当然ながら国としてしっかり対応しない限り、被災を受けたところでは簡単には処理できない問題だということです。それも時間をかけるわけにはいきませんので、一日も早い復興という視点では、全国民が一緒になって、特に国がしっかり対応しないと進まない話だと思っております。

○新垣哲司委員 国を動かすのは国民、あるいは都道府県にかかわる衆議院議員、参議院議員、都道府県議会議員だと思っております。行政だけではだめだと思っております。預けるだけでもだめだと思っております。国民みんなが共有しないと、こういう事故が起こった場合には進まないと思うのですが、ど

うですか。

○下地寛環境生活部長 まさに沖縄県民として県民一体となって、例えば被災者の受け入れ支援もしていますし、当然、こういう瓦れきの処理の問題についても、被災を受けたところからも国に要請をされております。国もそれを受けて、国の責任でしっかり対応したいということです。地元で対応できない分を、何とか広域処理で処理してほしいという要請でありますので、先ほどから申し上げていますように、あくまでも地域の皆さんの理解を得ることが大前提でございますので、そういったことを踏まえて対応すべきだと思っております。

○新垣哲司委員 今まで1年が過ぎました。私は、沖縄も知事を先頭に一生懸命やってきたと思うのです。義援金から、あるいは要員の派遣から、今までやってきた実績があると思うのです。わかる範囲で細かく説明してください。

○具志堅全助県民生活課長 環境生活部で担当している分野について、お答えしたいと思います。私どもは震災後、まず一時見舞金を被災県に送りまして、その後、県民から義援金を募りまして、最終的には5億4000万円を被災県に配分しております。それ以外にも生活物資—いろいろ毛布とか、乾パンとか、あるいはシャツとか、マスクとか、そういう支援物資を6回にわたって福島県と宮城県に搬出してあります。現在は借り上げ住宅を、先ほど環境生活部長からも答弁がありましたように、提供しているという状況です。

○新垣哲司委員 金額は5億4000万円と、都市部とは非常に違うと思うのです。1企業で10億円とか、20億円も出したところもあるのですが、しかし、県民が何回となく被災地に入って支援したということは、すごいものがあるのではないですか。私はどこの都道府県にも負けないと思います。140万人の県民ですが。いろいろな方に聞いても、そこを高く評価しないといけないわけです。みんなそれなりに忙しいのですが、これはしっかりやっていますでしょう。どうですか、環境生活部長。

○下地寛環境生活部長 今の県民生活課長の義援金とか救援物資のほかに、これは私は数字的には持っておりませんが、福祉保健部、土木建築部、企業局など県庁一丸となって、それぞれ関連する職員の派遣なども対応しておりますし、これまで東日本大震災支援協力会議を中心に、さまざまな形での支援活動も続けております。やはり県民が一丸となってしっかり支援するという気

持ちは、今もしっかり続いていると考えております。

○**新垣哲司委員** その辺ははっきり言っておかないと。平成24年3月15日現在で261世帯、643人が住んでいるのでしょ。まだまだ要請があるのでしょ。こういう可能性があるのでしょ。そういうことをしっかり言わないといけないわけです。幾らでも県民はそういう心だと。どうですか。

○**下地寛環境生活部長** 応急仮設住宅の提供ですけれども、平成24年度の予算としても既に措置しておりますし、その中でこれ以上の避難者がふえても、大丈夫なように体制は整えております。そういう要請があれば、県としてはしっかり対応していけると考えております。

○**新垣哲司委員** 陳情もいろいろあるのですが、福島県においてはもっと受け入れたいという陳情も来ているわけですから、そういうこともしっかり踏まえて、県民、市民にも示す努力をしないではいけないと思っております。あわせて風評被害というのですか、これが一番困るのです。実際はそれ以上のことはないところもあるのですが、こういうことがないようにしないといけないわけです。そのためには、県はどういう形でありますか。

○**下地寛環境生活部長** 風評被害は難しい話ではあるのですが、沖縄県の中でどういうものが想定されるかといいますと、当然、距離も離れておりますから、大気中の大気汚染物質の中にそういうものがあるかどうか。これは我々もしっかりモニタリングしておりますし、そういう意味では、例えば県産の農産物の中でそういうものがあるとは想定しておりませんが、先ほどからお話がありますように、例えば広域処理で瓦れきを受け入れた場合、汚染されたものが焼却された場合にどうするか。沖縄は受け入れるものについて、そういう汚染がないものという条件になる可能性はありますけれども、そういう意味での風評被害が絶対にはないとは言えないと思います。

○**新垣哲司委員** 一日も早い復興を願うものであります。国民が共有して、瓦れきの問題について何もなければ、やはり先頭になって受け入れるという体制を県民がひとしくなって、沖縄はそういう区別はないということをしつかり伝えるべきだと私は思っております。どうですか、環境生活部長。

○**下地寛環境生活部長** 瓦れきの受け入れについては、主体的には市町村だと

思いますけれども、委員がおっしゃるように、安全性を確認することが大前提で、なおかつ地域の皆さんの理解を得るという前提で、そういうものは今後いろいろな形で、県としても市町村と連携していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 行政だけに預けるのではなくて、みんな気持ちは一緒ですから、我々の地域へ行って、首長にも、あるいは市町村議会議員にもこういうことだということをしっかり—これは陳情が来ているから、しっかり整理し、採択もしたという気持ちでやっていきます。共有することが大事だと思っております。以上で終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 陳情説明資料43ページ、陳情第46号、第32軍司令部壕関連ですけれども、質疑をさせてもらいたいと思います。

まず、下地環境生活部長にお尋ねしますが、環境生活部長を初め執行部の皆さんは、全員が戦後生まれで、戦争体験者ではないと認識しておりますけれども、私も戦後生まれでございます、こういう悲惨な戦争の体験は全くございません。そういうときに、我々が沖縄戦について学ぶのはそれぞれの証言であり、戦争体験者の証言、そして研究家、専門家の文献等々、そういったことから沖縄戦の悲惨さを学ぶわけです。下地環境生活部長もそのとおりですか。

○下地寛環境生活部長 私は今、平和行政という視点で、それぞれ自分が所管する平和祈念資料館であったり、それから関係するようなところが発行している資料、それから当然、証言集、それから関連するようなさまざまな書籍、そういったものを通じて、私は沖縄戦の実相について、仕事も含めて勉強しているつもりであります。

○大城一馬委員 この第32軍司令部壕の件につきましては、今議会の代表質問や一般質問、さらに予算特別委員会、そしてきょうの土木環境委員会の陳情案件ということで、先ほども嘉陽委員からもいろいろとお話ございました。慰安婦と住民虐殺の文言の削除についてはなかなか議論がかみ合わない、一連の議論の中から私はそうとらえております。やはりいろいろな文献、そしていろいろな方々の証言からすると、第32軍司令部壕の中には現実に慰安婦がいたと、住民虐殺もあったという証言がいろいろな本で示されているわけです。例

えば私の手元に、那覇市的那覇女性史編集委員会で発行されたものの中にも、元那覇警察署長、元立法院議長でもあった山川泰邦氏が慰安所はあったと資料にも述べておりました、そういったいろいろなことからして、環境生活部長はその事実があったかどうか確証が持てないということで、記述を削除したと述べております。環境生活部長が言う、いわゆる確証が持てないということは、どういうところから出てきているのですか。

○下地寛環境生活部長 まず、慰安婦に関するものですが、検討委員会の文案の中では、女性軍属と慰安婦が雑居していたと表現しているわけです。私の考えでは、雑居していたということはそこに住んでいたという判断を与えらると思っております。そういった意味で、本当にそこに住んでいたのかという確証がどこにあるのかということ、私は私の立場でいろいろな文献を調べてみたわけです。その中で、そういう人たちが暮らしていたことは、私の調べた資料の中一平成8年度に平和祈念資料館がつくった第32軍司令部壕の映像証言記録目録、それから何冊かの本、それから1992年6月に琉球新報に掲載されていた記事など、こういったものから確証が持てなかったと判断したわけです。

もう一つのスパイ視の虐殺事件ですが、これは、首里城周辺で女性がスパイ視されて殺害されたという証言があります。この辺は、5つか6つぐらいの証言がある程度一致しますが、これでわかってくるのは、場所的には那覇市首里金城町と那覇市繁多川の間、川のあたり、沖縄師範学校の実習の田んぼだと。女性で軍服を着ていた感じもすると、この女性の人殺害されて、その後、兵隊に殺されたという記事があるわけです。ですから、私の今の感触ではこの一つなのです。それはあくまでも師範学校の実習の田んぼの中でだと。第32軍司令部壕ではないという判断、この2つが、私が記載しなかったという判断の材料になっております。

○大城一馬委員 私は、今の環境生活部長の答弁からしても、この存在を証明することが本当に不可能ではないかと、確固たる確証が持てないと、私は認識しているのです。しかし、先ほど申しましたようにこの件につきましては、いろいろな研究家がしっかりと確証を持って、県に再考を求めているわけです。例えば、検討委員会の中でもそれなりの研究者、学者の皆さんが、絶対にこれは沖縄戦の実相、これを次の世代に伝えるためにも、しっかりと記述を復元すべきだということで、県の考え方を撤回するようにという検討委員会の皆さん全会一致の意見なのです。それからしますと信憑性、いわゆる真実性というものは、私はこういった意見からしますと、県の答弁、説明では納得できな

いし、理解もできないわけです。この件につきましては、環境生活部長は確証が持てないということで、県は記述の削除をやったわけです。であるならば、確証をそれぞれがしっかり議論する場—あやふやな落としどころではなく、あやふやな対応ではなく、沖縄戦にかかわること、後世に語り継がれなくてはならない沖縄戦は、しっかり県も確証が持てるためにももう一回検討委員会に投げて、そしてその中にいろいろな専門家をさらに交えて、例えば県の新沖縄県史編集委員会のメンバーもいるわけです。さらに行政側も入って、知事か部長かが入って、お互いがしっかりと議論する場、ぜひ、こういうことをやるのが、ある意味県民の理解も得られると思っているのです。今のような状況の中では、県も全く聞く耳を持たないということでは、私はこの問題の事の大きさからして、なかなか着地点は出てこないと思っているのです。どうですか。

○下地寛環境生活部長 検討委員会を再度開くことは考えておりません。検討委員会の皆さんが開いてほしいという要望がありましたので、検討委員会は開かないけれども、ぜひお会いして意見交換をしますということで、28日にいらっしやることになっておりますので、その中で、私は私の考えをしっかりと伝えていきたいと思えます。

それはそれとして、やはり第32軍司令部壕の中にいた人はたくさんいるのです。先ほど説明したように、軍属の方もいましたし、看護師の方もいました。それから韓国などから、軍夫のために徴用されてきた人たちもいたと。そういう人たち、場合によっては名前が残っている人たちもいるわけです。そういう人たちがいる中で、慰安婦がいたことを明確にするということは、非常に重大な責任が伴うと私は思います。ですから、私は確実なことがない限り、第32軍司令部壕の中にいたと書くことは非常に重大なことで、まさに間違っははいけないことだし、相当な確証がない限りは、なかなか書けないことだと理解をしております。

○大城一馬委員 先ほど嘉陽委員からも紹介がありましたように、こういった公文書もあるわけです。これは命令録ということでもありますけれども、この中身を精査しますと、確かにその事実が書かれております。環境生活部長も当然、これは承知していると思えますけれども、私も資料を読んで、慰安婦がいたということで判断しております。環境生活部長、再度申し上げますけれども、私は先ほども申しましたように、28日に検討委員会のメンバーとお会いして、意見交換をしたいということでありましたので、私はこの件はそこで終わりではなくて、さらにいろいろな議論をして、やる方法をお互いがしっかりと、検討

委員会の理解も得ながらやるべきことであると。拙速な着地点を見出すと、とんでもない方向になると私は思いますけれども、環境生活部長、こういった議論のこれからの方向性を、ぜひしっかりとやってもらえらると思っておりますけれども、もう一度決意をお願いしたいと思っております。

○下地寛環境生活部長 この問題は、終戦後この方67年近く、いろいろな人たちの証言、その終戦直後の証言から最近の証言、それから私が先ほど申したように、平成8年ごろの最近の証言もあるわけです。そういういろいろな証言の中で、やはり第32軍司令部壕の状況はどうだったかという話は、今までちゃんとした形で整理されてきているわけです。その中でも、今までにも第32軍司令部壕の中には慰安婦はいなかった、スパイ視虐殺事件もなかったということはずっと言われているわけです。逆にあったということもないと。やはりそういう中で、これをこれからどういう形で議論していくかということは、私は今は全く検討していませんけれども、それはいろいろな歴史とか、戦争の研究者が今後自分たちの中で議論して、検討して、調査して、研究して新しい事実が出れば、それはそれなりに文献なり、いろいろなもので紹介をします。そういう作業が行われていくと。県としては、それをしっかり見ていきたいという考えを持っております。

○大城一馬委員 これは、やはりいろいろな方向性が出てくると、沖縄戦の実相そのものにも影響が出てくるのではないかと非常に危惧されるわけです。私は言いましたように、拙速で議論するわけではなくて、これだけ問題が惹起しているのですから、いろいろなそういった声が、意見が出ていますから、ぜひ聞く耳を持たない、いや、これは私も県としては撤回できないという立場に立つのではなくて、やはりさらに議論を深めていくという姿勢を、私は持つべきではないかと思うのです。この問題は、何も結論を急いでというわけにはいかないでしょう。どうですか。

○下地寛環境生活部長 これは第32軍司令部壕の説明板を設置する事業の中で、こういう論議になったわけですがけれども、基本的には、今年度でその事業は終了します。今月中には説明板を設置する予定にしておりますので、この事業としては私は終わりたいと思っております。その後の議論については、さまざまな立場、さまざまな意見があると思っておりますので、県にそういう話し合いをしたいということであれば、私としては、皆さんの考えを聞くことは対応していきたいと考えております。

○大城一馬委員 ぜひ、しかるべき対応をやっていただきたいと。くれぐれも拙速に県のほうから議論の終結ということではなくて、しっかりとした議論の方向性を出してもらいたいと思っております。今、環境生活部長が言いましたから、1つだけ確認させてください。この業者への委託も終わっているということもありましたが、この説明板設置は随意契約ですね。

○原田直美平和・男女共同参画課長 説明版設置に関する随意契約でございますが、3社が見積もりをいたしました。

○大城一馬委員 2月1日に、随意契約で株式会社アートリンクと契約したわけですが。しかし、県が私に持ってきた資料からすると、契約の前から一昨年末に、図面作成を委託しているわけですね。

○原田直美平和・男女共同参画課長 図面は、検討委員会から報告を受けた図面を業者に渡しまして、大体このような説明板になるけれども、幾らぐらいになるのかと。見積もり合わせをする場合でも、大体の金額を把握する必要があって、見積もり合わせの前に相談したものです。

○大城一馬委員 見積もり合わせであって、この図面作成は委託していないということですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 図面の作成といいますか、多分、委員が持っていらっしゃるものは、説明板に載せる写真でありますとか、第32軍司令部壕の図だと思っておりますけれども、それはこちらから提供したものです。

○大城一馬委員 これを随意契約の前にやるということも、事務手続上問題があると私は指摘しているのです。この辺についてはどうですか。

○下地寛環境生活部長 これは、基本的な通常の契約の仕方だと私は思っております。こういう説明板は、最終的には業者が決まってから細かい詰めはしますけれども、ある程度こういう形で、こういう写真が載って、こういう図面があって、こういう文言が入って、大きさはどれぐらいで、その様式は刻み込むのか、それとも焼きつけにするのかとか、そういったいろいろな条件を提示しないと、相手も見積もりを出せないわけです。そういう意味で、ある程度大まかな形を提供した上で、見積もりをもらった上で、最も適切な価格を提示でき

る事業者と随意契約をする、一般的な契約の仕方であるということで理解していただきたいと思います。

○大城一馬委員 次に、検討委員会の招集ですけれども、県は検討委員会は招集しないというのですが、これは検討委員会設置要綱を整理しますと、委員長が当然、検討委員会の招集はできるわけです。これはどうですか。

○下地寛環境生活部長 この検討委員会ですけれども、基本的には県の検討委員会とかそういう検討する場合は、法律で位置づけられた附属機関一諮問して、答申して、その答申を政策決定に生かすという形と、それから部長などの私的な諮問機関として、これは要綱的には会合という扱いをしています。今回の検討委員会も、部長が諮問機関として設置する会合の委員会であって、その委員会の意見を聞いた上で、最終的な決定は部長が行うという位置づけをしておりますので、私としては委員会の報告を受けて、それをもとに最終的な文案を決定している状況ですので、私としては、あえて再度委員会を開くことはないと思っております。ただ、要綱上は一これは、要綱の書き方に若干、我々の手違いがあったのですけれども、委員長がこの検討委員会を開くということをするれば、委員会が開けないことはありません。

○大城一馬委員 検討委員会のことを会合という言葉を使うと、選ばれた委員の皆さんに大変失礼な言い方です。こういうことは二度と言わないでください。これはしかるべき検討委員会ですから、ちゃんとした要綱に基づく検討委員会ですから、会合云々というのは全くお門違い。いずれにしましても、第4条では、委員の任期は説明板を設置するまでとなっていますから、私は先ほどから申し上げましたように、拙速な結論はぜひやめてもらいたい。これが県民の沖縄戦への思い、そして将来禍根を残す、それをなくすためにも、もっと議論を深める必要があると指摘をして、終わりたいと思います。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 同じく43ページ、陳情第46号について二、三点質疑をしたいと思っております。環境生活部長は先ほども答えておりましたが、沖縄戦全体においては慰安婦の存在、住民虐殺は否定していないということで答えられておりますが、否定していないということでありますので、沖縄戦における慰安婦と住

民虐殺は、先ほどから環境生活部長は、この第32軍司令部壕近辺では立証できないと言っています。環境生活部長が言う沖縄戦で立証できる箇所、証明できる場所はありますか。

○**下地寛環境生活部長** 例えば地図を示して、ここに慰安所があったというものはないのですけれども、例えば軍の隊報などに、どこどこの民家を徴用して慰安所を設置しなさいと。首里でもそういう徴用の文書があったということ、それから糸数でもあったということはあります。そういったことからすると一見たという表現もありますけれども、民家を徴用してそういう場所をつくったということは、事実としてはあると私も考えております。

○**崎山嗣幸委員** 環境生活部長が今、答えられたものと、そういう証言者がいるわけです。歴史の中において。首里とか、糸数とか民家や至るところで。その場所と今、第32軍司令部壕由来のものとの証言の差異というのか、証言者の違いは、どこら辺に重きを置いているのですか。

○**下地寛環境生活部長** 慰安所があったということは、軍の命令の資料としてどこの民家を徴用して、そういうものを設置しなさいと。そして設置した場合の金額、そういう数字的なものが書いてあったりと、そういう文書があります。それと合致するような証言もあると。つまり、記録と証言の両方の中から、これはやはりどこかの民家にそういうものがあったのだろうということは、場所の特定はできませんけれども、私としては可能性としてはあったのだろうと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど住民虐殺の件で、第32軍司令部壕周辺ではなくて、那覇市首里金城町とか那覇市繁多川近辺で、沖縄師範学校の近辺だったという話をしておりましたが、鉄血勤皇隊の渡久山氏の証言で、第6坑道で慰安婦を目撃したり、第6坑道口で住民虐殺があったという証言を、環境生活部長は信用していないということですか。

○**下地寛環境生活部長** その渡久山氏の証言は2つあります。1つは平成8年度の第32軍司令部壕事業映像証言記録、もう一つはみずからが書いた著書である「南の巖の果まで」というこの2つで、渡久山氏は証言しています。そのどちらも基本的には、坑道前の師範学校の田んぼで、スパイ容疑で沖縄の女性隊員が殺されるのを見たということです。それからもう一つ、田んぼの中では、

兵隊たちに囲まれた中で五、六名の女性たちが交互に短刀を突き刺している。そういう表現がありますので、渡久山氏は確かにこの田んぼで、そういう女性の虐殺事件が起きたことを見たのではないかと想像はしております。

○**崎山嗣幸委員** この間の議論の中で、これだけの証言というのか、確証があるならば、私は記述してもよいと思います。先ほど話をされたように、環境生活部長は検討委員会に諮問されて、委員の方々は専門家であるということで、環境生活部長は認識した上で諮問されたわけですよ。そういうことでよいですか。

○**下地寛環境生活部長** そういった沖縄戦の調査をしているという意味では、専門家ということですが、当然、専門家の皆さんだって、自分で見たわけではないです。こういった証言の確証性、それから他の文献、いろいろなものを調べた上で、結論に至ったと思います。そのように至った過程を私は聞いておりませんし、ある委員からもらった資料を私は全部チェックしました。村上委員から提供された資料を私が読んでも、最終的には、第32軍司令部壕の中で虐殺があったことについては、確証を持ってないということになったわけです。

○**崎山嗣幸委員** 環境生活部長は、先ほどもみずからは専門家ではないということをお話しておりました。この皆さんは、環境生活部長よりもはるかに専門家だということで、環境生活部長もとらえていると思います。専門家の皆さんが歴史を通じて、史実を通じて調べて出している結論を、環境生活部長は先ほど、最終的には私の権限であるという話をしておりました。ここはやはり環境生活部長が専門家の知識などを超えないと、専門家の言っていることを変えることは相当なことだと思うのです。この認識は専門家を超えて、環境生活部長がそういったことを変えていくということです。専門家よりはるかにすぐれているという立場にないといけないと思うのです。これは相当なことだという認識はいかがでしょうか。

○**下地寛環境生活部長** 私は幾ら専門家であったとしても、しっかりとした証明ができない限りは、そういったものは、ほかの人に客観的に説明できるということにはならないと思います。私は私なりに行政の責任者として、入手できる限りの資料をもとにそういう発言を検証した上で、私の判断としては、そういう確証が持てないということに至ったわけです。専門家は専門家としての自分たちの考えがあるかもしれませんが、そういう判断は私とは別だと思

います。

○**崎山嗣幸委員** それから、検討委員会が皆さんに答申をして、部長決裁で慰安婦と住民虐殺の文言を削除しているのですが、これを削除した後については委員に連絡するか、確認することが一般的に考えられるのです。こういうことをせずに、環境生活部長はそのまま説明板の契約に入っているのです。これはやはり手順において、無理がなかったかどうかを聞きたいのですが。

○**下地寛環境生活部長** 最終的に検討委員会の報告を受けて、私たちのほうで意思決定をして、それを検討委員会に早目にお知らせして、委員の理解を得ることは必要だと思います。これが少しおくれたということはありません。検討委員会からの報告を受けて、意思決定をした上で、最終的にはこうなりましたと委員長に報告するまでに少し時間がありました。そういう時間的なずれについては、我々は反省しないといけないと思いますが、この委員会を設置するに当たっては、当初から検討委員会にいろいろなことを検討していただきますけれども、最終的には、県として環境生活部長が決定するというを事前に説明をした上で提案しておりますので、行政の立場として若干の反省点はあるかもしれませんが、しっかりやってきたと理解しております。

○**崎山嗣幸委員** それから、捨て石の表現も削除されているのですが、これは御承知のように、沖縄戦を本土防衛の盾にするということで、軍民一体でたくさん犠牲を出したことが捨て石作戦だったと言われているのです。このキーワードというのか、その当時の軍部が、沖縄県民をそういう捨て石作戦に使ったと、我々沖縄県民がこれだけ犠牲になったことが言われている言葉も含めて消しているのです。この感覚、認識はいかがですか。

○**下地寛環境生活部長** 翻訳については英語、韓国語、中国語に要約して入れるということですので、要約については検討委員会の中でも了解していただいたと思っておりますし、この要約の中で幾つか削った言葉があります。師範学校であるとか、空襲が激しくなる、牛島指令官、その参謀長、それから熱気と湿気とかもあります。そういった一つの形容詞として、これが本当に必要かというものを削った上で、説明板の大意がなるべく損なわれないようにという視点で、要約を行っています。捨て石については、長期持久作戦という視点の中で十分考えられる言葉ですので、特にそれを削ったことに意味もないですし、削ったことによって説明板の大意が変わったとも思っておりません。

○崎山嗣幸委員 この件は最後になりますが、先ほど環境生活部長は再検証して、改めて検討委員会を開催する意図はないと話をしておりましたが、あらゆる文献、いろいろな歴史の史実が具体的に明らかになればと言っておりました。これは、十分検証されていないということであるならば、環境生活部長が知らない範囲の中で起こっている話があって、歴史、史実についてまだ検証不足だったという感じを私は受けます。そうであるならば、そういった検証できなかった、確証を持ち得なかったということは、環境生活部長みずからが知らない話があって、実存したかもしれないことに対して、県自身、環境生活部長みずからが、沖縄戦の実相をつかみきれなかった結果としてあるのではないかと思うのです。そうであるならば再度、検討委員会にかけて、検証する余地が残っているのではないかと私は思ったのです。これはいかがですか。

○下地寛環境生活部長 私は今の段階、この時点で、かなり多くの資料を調査をしたつもりです。特に首里城周辺での、一中の鉄血勤皇隊の皆さんの3月から5月、6月の南部撤退まで、そこにいた人たちの相当な証言を読んでおります。そういったものを読む中で、首里のあたりでそういうスパイ視虐殺事件は、私が知る限りではこの沖縄師範学校の事件の1つぐらいだと思います。慰安婦についても、民家でそういうことがあったことは、資料の中でも推察はできます。しかし、第32軍司令部壕の中でそういうことがあったというものはない。ただ、私は何度も言っておりますけれども、沖縄戦全体の中でそういう慰安婦がいたとか、それからスパイ視で住民が虐殺されたことは、私が今まで読んだ資料の中でも随分あります。場所の特定という意味で、今回、この説明板の中に書かなかったということであって、否定しているということではありません。

○崎山嗣幸委員 このことについては、改めて検証するという私の要望は変わりませんので、ぜひそういったことを含めて、沖縄戦の実相を検討することを求めて、この件は閉じていきたいと思っています。

それから、47ページ、陳情第58号で瓦れきの問題であります。環境生活部長が先ほどから答えている県の立場という意味では、県が処理する立場ではないので、市町村への意向調査を踏まえて、県民の理解を深めながら慎重に対応していくという考えは、市町村との責任関係を持ちながら進めていくということですか。

○下地寛環境生活部長 受け入れる市町村、そして県の両方が仮にそういうこ

とになれば、責任を持って対応することになると思います。

○**崎山嗣幸委員** 瓦れきの広域処理の問題は、全体の役割といたしますか、全国で広域的に瓦れきを処理させている割合は御存じですか。

○**下地寛環境生活部長** 割合といたしますか、今、岩手県、宮城県だけです。福島県は別です。処理しなくてはいけない廃棄物は2045万トンあって、そのうちの401万トンを、国としては宮城県と岩手県以外の地域で処理してほしいと求めているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** そうですね。これは全体の約18%程度と言われておりまして、これはあくまでも全体からすれば補助的な手段で、中心はやはり、何といたっても現地の処理能力の拡大と加速が重要だと思います。これを今、18%の処理をめぐって、遠距離に向かって相当な経費を使いながら、全国に瓦れき処理の受け入れを求めているわけです。そういった意味では環境生活部長の考え方として、原則的にはそういった現地処理能力を高めて、現地処理能力の拡大を含めてやるという考え方への見解はどうですか。

○**下地寛環境生活部長** 19年とか11年とか、被災地での現在の処理能力、それから新しく整備したものも含めての処理能力だと思っております。私は現地に行ったときに、何十トンとか、何百トン規模の新しいものもつくっていましたが、やはり国としても、地元としても、なるべく地元で処理したいという気持ちに変わりはないと思います。しかし、そういった中でも、やはりどうしても足りない部分があるのだというやむを得ない気持ちで、この401万トンは広域処理をお願いしていると理解しております。そういった意味では、被災地のそういう気持ちもわからないことはないということでもあります。

○**崎山嗣幸委員** 瓦れき処理を急ぐことについては、私も理解できるのですが、この瓦れき全体で処理されている割合はどれぐらいか御存じですか。

○**大浜浩志環境整備課長** 3月12日の環境省の発表でございますけれども、全体の2045万トンのうち、現地で処理されているものも含めて138万4000トンが処理されておまして、6.8%というデータとなっております。

○**崎山嗣幸委員** そうなると、残りはほとんど仮置き場に置かれていると理解

しますし、緊急の事態ということで受けとめてはいないのですが、その辺からすると、受け入れるにしても十分な県民への説得と、理解と、合意形成が重要だと思うのです。これをなくして拙速すぎるということに関して、重要な問題がある感じがします。進めるときに、その辺の段階はいかがでしょうか。

○**下地寛環境生活部長** 先ほどから申し上げておりますように、そういう拙速な進め方にはならないと思います。あくまでも地元市町村、地域の住民、そして県民の皆さんの理解を得ることがない限り、こういった問題はなかなか進まないと考えております。

○**崎山嗣幸委員** それから、この広域処理を求めている瓦れきであります、これは放射能に汚染された瓦れきが、程度の差はあれ、環境生活部長としては放射能に汚染された瓦れきであろうが、どうであろうが、一緒の考え方なのでしょうか。

○**下地寛環境生活部長** 環境省が示しているガイドラインでは240ベクレル以下となっておりますけれども、当然、受け入れ側の自治体によっては、放射能に汚染されていない瓦れきを受け入れの条件だと言っているところもあります。それから240ベクレル以下となっているけれども、100ベクレル以下にしてもらわないと困るという条件で、お話ししている自治体もあります。それは、その地域の皆さんのコンセンサスだと思いますので、全く汚染されていないものでなくてはいけないという自治体もあるということで理解しております。

○**崎山嗣幸委員** この処理は、一般廃棄物と同じように取り扱うという考え方ですか。

○**下地寛環境生活部長** 燃やし方もガイドラインで示されていますけれども、仮に放射能に汚染されて、240ベクレル以下ということで受け入れる場合は、その廃棄物は10%になるように混焼しなさいと。つまり、仮に自分たちの市町村で50トン一般廃棄物として焼却しているのであれば、瓦れきは5トン入れて焼却しなさいと。それはなぜかという、瓦れきは海水につかっておりますので、特に塩分で焼却炉が非常に傷むということがありますので、そういうことも含めてガイドラインが示されております。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても少量の放射能ではあるが、何十年後にそうい

った被曝の状況が出るかについてはまだ検証されていないものもあって、不安なところもあると思いますけれども、そういった意味で放射能に汚染された廃棄物は、やはり国がしっかりと処理する責任があると思います。全国で広域処理することに関して放射能の影響のある瓦れきについては、極めて慎重に対応すべきだと思うのです。これは環境生活部長、いかがですか。

○下地寛環境生活部長 委員がおっしゃるとおり、仮に放射能で汚染されているものがあれば、それは県として拙速な判断はできないですし、やはり地域の皆さんとのいろいろな意見交換を踏まえて、理解していただくことが前提になると考えております。

○崎山嗣幸委員 次に41ページ、陳情第24号です。議案審査のときにも発言をしたのですが、環境生活部長がているるで培った経験は地域で生かしていくべきで、それを生かしながら、中には議員になったり、市長になったりするという話が若干ありました。私は、非正規職員で図書情報室や管理をやっている皆さんのうち、そういう方がいますかと聞いたら、それはよくわからないというお答えがありましたが、出向職員、館長とかで行かれた方であったかと思いません。この人たちは身分が守られている方だったのではないかと聞いたら、環境生活部長は、開館事業は一体だからということで答えたとは思っております。これは間違いないかということを確認したいのですが。

要するに、館長であれ、出向した職員であれ、ここでプロパーとして非正規雇用で働いている人であれ、だれもが将来議員になったり、市長になったりという機会があると答えていたのですが、それは間違いないかということです。

○下地寛環境生活部長 基本的には、その男女共同参画センターで働いていた人、それからそこで講習を受けた人、さまざまな形の人はおります。そういった人たちは一今後、ずっとているるにいう人は余りいないと思いますけれども、そういった人たちが各方面で、いろいろな職種について活躍するということは、当然あり得るという意味です。

○崎山嗣幸委員 なぜ聞いているのかということですが、何度も言っているように、ほかの部署では指定管理者に対して、継続して雇用してほしいと県から文書で申し入れて、継続雇用されているところが沖縄コンベンションセンターとか、万国津梁館とか3団体あるということを私は話しました。そうしたら、環境生活部長の私への答弁は、労働行政とも言っていました、専門性と言っ

たのです。専門性があるからという答弁をしたのです。それで私が聞いているのは、私はそのときに一体的であると一開館業務も、相談員も、事務員も、それから図書情報室も一体的であるということで、この人たちを継続雇用すべきではないかと論陣を張ったのです。そのときに環境生活部長は、一体ではないと言ったのです。この人たちは専門性はないと言ったのです。環境生活部長だけではなくて、平和・男女共同参画課長も言ったのです。図書情報室の皆さんとか、管理部門は専門ではないと言ったのです。それで継続雇用については、開館業務その他とは違いますということを一議事録にもあると思いますが、今回は市長になったり、議員になったりしている皆さんと非正規雇用の皆さんは一体とある意味使っているものだから、環境生活部長は矛盾を起こしていないかということで確認しておきたいのです。もし、これが私の勘違いであったら、議事録を起こしてもよいから、私は改めて精査しようと思います。環境生活部長は、それは一体であると言ったのです。先ほど私が聞いたのは、館長だった人が議員になったり、市長になったり、それはあるかもしれない。銀行から来た人でも、戻っていろいろ活躍している人もいるかもしれないと。私が聞いているのは、そこで働いている非正規雇用の皆さんが職を失って、戻るところもないという皆さんには、本当にそういう機会がありますかと聞いて、実績はわからないということでした。環境生活部長は一体であるという話をされたものだから、私は、一体と言ったことは違うのではないかと聞いているのです。それはいかがですか。

○**當山眞市委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、下地環境生活部長から崎山委員に対して、質疑内容の確認があった。)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

下地寛環境生活部長。

○**下地寛環境生活部長** 私は、男女共同参画センターで働いている職員は、基本的には皆さん同一だと思います。当然、企業から出向してきた人もいますし、公募などで採用された人もいます。それは皆さん同じような立場で一もちろん長くいた人もいますけれども、基本的には同じ立場で、同じような職場で、そこで経験を積んでいると理解しております。

○**崎山嗣幸委員** やはり一体であるならば、専門性もあるだろうし、経験もあるだろうし、そういった実績のある職員であるならば、皆さんは登用することが重要ではないですか。

○**下地寛環境生活部長** 一体感があるということと、専門性があるということ、そして、継続雇用するということは、私は同一ではないと思っております。

○**崎山嗣幸委員** この話はやめます。次にいきます。

もう一点ですが、実は、JVと職員との団体交渉で、今の指定管理を受けているところが、県に継続雇用の要請書を出すことで確認したようですが、環境生活部長は御承知ですか。

○**下地寛環境生活部長** 確認していません。

○**崎山嗣幸委員** 実は、これは第2回目の団体交渉の中において、財団法人おきなわ女性財団は要請書を出す立場にはないけれども、県に対してJVであれば一役員会で決定しないとわからないが、できるのではないかと常務が答えたということでもあります。しかし、その後、3月16日にこの要請書については、前回は翻してできないと答えているのです。実はその後、話が終わった後に株式会社エー・シー・オー沖縄の役員に対して、財団法人おきなわ女性財団が要請書を出すことに反対した理由は一私は午前中にも聞きましたが、次における指定管理者については財団法人おきなわ女性財団が受けるから、このときに要請書は困るからということで、一緒に出さないとやったというのです。そうすると、午前中に私は執拗に聞きましたが、皆さんは、知事の直接管理の後については公募すると言って、この財団と決まっているわけではありませんと言っていました。しかし、皆さんはそういう過程で進んでいる中において、今、言質を与えると困るので言ったということをお頭で聞いているのですが、何回も裏でこういったことをすることによって、信頼を失うと思うのです。環境生活部長、これはいかがですか。

○**下地寛環境生活部長** 今の発言がその財団と雇用されている皆さんとの間であったということは、私は承知しておりません。我々は知事の直接管理の後の指定管理については、公募による指定管理にしたいと思っておりますので、そういうことが確実であるということは、今の段階では全く言えないと思います。

○**崎山嗣幸委員** これは財団法人おきなわ女性財団と株式会社エー・シー・オー沖縄がJVを組んでいる中において、私は、これをちゃんと時系列で話してあるわけです。最初はやった、今回はやらない、やらない理由はこうだという中においては、信頼関係が発生しないわけです。そういったことも含めて、県の皆さんの指導力が問われていると思うのです。その辺はずっと前から言っているように、団体交渉を拒否した、労働委員会に訴えた、団体交渉すべき、団体交渉した、こういう話をしている。こういうやり方は問題ではないですか。こういったことが勝手に財団法人おきなわ女性財団で行われているわけです。県の指導力が問われて、環境生活部長は我々も申し入れを行ったと。しかし聞かない、何しに行ったのかわからない。こういうだまし討ちのようなことが繰り返されている。何が問題なのか、我々も不思議なのです。労働委員会に訴えて初めて団体交渉に応じなさいとあっせんされて、応じているわけです。応じたらこのような話をしている。正常な労使交渉のあり方ではないです。次は我々がとるからと、これもそうでしょう。県の指導力が問われないですか。最後に御答弁をお願いします。

○**下地寛環境生活部長** 財団法人おきなわ女性財団という1つの法人ですので、その財団の中でどういう方向で事業しようかということはあるとは思いますが、いずれにしても県が出資した財団でありますので、今おっしゃるような、例えば労働に関するさまざまな法規、規定、そこで雇用される者に対する説明責任はしっかりしなければいけないと思っております。もし、県としてそういう指導が足りないということであれば、我々ももう少ししっかり対応していきたいと考えております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○**嶺井光委員** 陳情説明資料の9ページ、陳情平成20年第201号の2、吉の浦火力発電所電源開発に伴う海域環境調査に関する陳情です。この件は、平成18年に工事が始まったことになっております。中城湾沿岸漁協長会から温排水についての懸念が示されているのですが、このことについて、漁業協同組合一漁協からこれまでいろいろな調査要求が出ているはずですが。その調査の状況、あるいは工事の進捗等々について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○**下地寛環境生活部長** 吉の浦火力発電所の稼働に向けては、もちろんこれは

環境影響評価対象事業ですので、環境影響評価を行った後、漁協からも今、委員がおっしゃるように温排水の問題、そのほかにもいろいろな形での調査をしっかりとってもらいたいという要請がありました。そういったものを踏まえまして、県と中城村、それから沖縄電力株式会社の3者で環境保全協定を締結しております。これはおとし、平成22年7月に環境保全協定を締結しまして、昨年の7月から協定に基づく環境調査を開始しております。基本的には、協定で締結された調査項目をすべて調査しております、ことしの7月で1年経過しますので、その調査結果をしっかりと中城村であるとか、それから住民の皆さんにも情報提供しながら、環境の保全を図っていきたいと思っております。ことしの6月1日に試運転を開始します—これは1号機です。それから11月に本格的な1号機の運転を開始するということが、今の吉の浦火力発電所の予定であります。

○嶺井光委員　そこで、協定で交わされた潮流、海水の温度調査、水質のサンプリング調査等々をやっています。そこら辺の結果は、漁協あたりにどう伝えられているのですか。

○下地寛環境生活部長　こういった調査は、周年を通して調査することが大事ですので、先ほどお話ししましたけれども、昨年の7月から開始しておりますので、ことしの7月—ちょうど1号機の本稼働の前ですので、基本的には温水も余り出ていないという状況です。まずは、今の工事の進捗に応じた環境調査を1年間かけてやって、当然、そのデータは中城村にも提供しますし、漁協にも提供して、どういうことになっていると提示します。それから、6月から試運転が始まりますので、試運転が始まりますと温排水も出ます。今度はそういったものも含めての調査を1年間しっかりとやって、またそれを出すと。当然、その中で環境保全協定に基づく目標値とか、いろいろな基準に合わなければ、それについてはしっかりとその事業者申し入れを行う予定であります。

○嶺井光委員　温排水は運転しないと出ないので、仕方がないと思うのですが、海洋生物の生態状況の調査というものがあるのです。これは、現状でどうなのかという調査もあるだろうと思うのですが、そこら辺はどうですか。

○下地寛環境生活部長　生態系調査—サンゴ類とか、卵稚仔とか、海洋生物、これはかなり調査しております。これも含めて7月に結果として出しますので、すべての調査結果を地元で説明することがこの協定の趣旨でもありますので、

そこら辺は調査を待って、しっかり説明したいと考えております。

○嶺井光委員　そもそも環境影響評価の対象だということで、県も意見を出しております。そのことで工事が進行していく。漁協が懸念しているのは、漁業への影響はどうなるのかということです。そうしながら、工事はどんどん進んでいって、6月には試運転をする、11月には運転開始するということは、こういう心配事はとめることができないことになるのですか。

○下地寛環境生活部長　特に漁協の皆さんが心配していたのは、委員がおっしゃるように、温排水によって生態系に影響があるのではないかと。例えばサンゴが変わる、生き物が変わるといった影響があるのではないかと。そういうことありますので、それはしっかりモニタリングを行って一今は、温排水が出ない状況で調査を行っているわけです。そうしますと6月から試運転したときに、温排水を出すことになりますので、そういった影響がどの範囲にまで広がるのか、影響はないのか。それは運転を開始しないとわかりませんので、もし運転を開始して、温排水が出た後に何らかの生態系に変化が起きる、影響を軽視できないことがわかれば、それは事業者に対してしっかり対応してもらい、対策をとってもらいたいということは、しっかりやっていきたいと考えております。

○嶺井光委員　漁業者が求めているのは、冷却方法のシステムを変えてくれということが本音なのです。要するに、海水をくみ上げて、冷却して戻すことで、温排水による悪影響を心配しているわけです。本土では、実際に陸地での冷却方法があると言われております。それはコストがいろいろ変わってくると思うのですが、そういう意味で漁業者の操業、漁場の確保という面から、極力その方法をとってもらいような県からの指導とか、そういうものがないのですか。

○下地寛環境生活部長　この件については、当然、発電所を設置するときに環境影響評価を行い、そのアセスメントの中で温排水による影響、シミュレーションをして、これはプラス・マイナス7度の範囲で温排水が出ますけれども、その温排水の広がりには一定の範囲、限られた一小さいとは表現できませんけれども、一定の範囲でしか影響は及ぼさないというアセスメントをした上で、温排水を排水する方式、いわゆるクロズドシステムではなくても大丈夫と判断し、なおかつそれでも心配なものですから、今回はさらに環境保全協定を結んで、当然、環境影響評価の事後調査もやりますけれども、それにプラスアルフ

アで、環境保全協定で新たな調査を行って対応する形になっております。ある意味では、二重にしっかり監視していく体制はできていると思います。

○嶺井光委員 自然が相手ですから、なかなか想定できない部分もあるのではないかと私は思っているのです。ウミンチュは、ある意味こういう自然を熟知しています。この潮の流れとかも敏感にわかります。そういう意味で、自分たちのどこに、どういう影響があるのかという心配が先行しています。これは所管が別だろうけれども、漁業者は沖に行くと、米軍の演習のため制限水域にとられて、漁場が物すごく制限されているのです。ある意味、このように陸地からの脅かしがあるとしたら、漁業者はどこに漁場を求めるのかという話になるのです。そういう意味でも、企業の努力で解消できるものは解消してもらおうという方向に、私はぜひ行ってほしいと思うのですが、いかがですか。

○下地寛環境生活部長 この温排水の周辺海域への影響は、今のシミュレーションの段階では放水口から900メートル、幅は250メートルの範囲で拡散して一何の範囲かということ、温度が1度上昇する範囲ということですので、900メートルを過ぎたら、1度以下の温度変化になるということです。しかし、それは、今おっしゃるように潮流であったり、海底の地形であったり、さまざまな形でシミュレーションは変わったりします。それはしっかり実態を調査して、確認して、これ以外に影響を及ぼさない形で対応していくということです。少なくともこれからモニタリングをやることによって、そういう対応はしっかりやっていきたいと考えております。

○嶺井光委員 900メートル、幅250メートルで1度上昇する範囲での悪影響とこののですか、どういうものが影響としてあるのか、わかっているのですか。

○下地寛環境生活部長 放出口のすぐ近くでは7度の温度差で出てきますので、それがいわゆる拡散という形で900メートル掛ける250メートルの範囲で拡散したときに、温度が1度上がることになっています。懸念としては、その動物プランクトンとか、植物プランクトンとか、そういうものがいなくなるとか、死滅する可能性もあります。ですから、そういったものも実態として調査しないとわからない状況ですので、ここら辺はしっかり調査をしていくことしかないと思います。

○嶺井光委員 調査しないとわからないと。今、サンプリング調査等々もして

おります。今、漁業者が求めている冷却方式を変えてもらうことについて、この影響によっては温排水を出す方法ではなくて、陸地での循環という方法に変えることは可能だと考えていますか。

○下地寛環境生活部長 これについては、非常に厳しいと考えております。当初から温排水、いわゆる循環方式の温排水という前提で設計して、あそこの大半は埋立地ですので、用地の確保とかさまざまな制限があります。それから設備投資の問題もありますけれども、そういった中で、循環方式をいわゆるクローズド方式と言っていますけれども、そういうものに変えることは簡単ではないと思います。ただ、そうとはいえ、温排水による影響が生じるということであれば、直ちに事業者の責任において対策をとってもらうことは、県としては検討すべきだと考えております。

○嶺井光委員 究極なことを言うと、システムを変えてくれということですから、県としては、そういうことを念頭に置いてかかわってほしいと思っております。陸地側は確かに中城村です。地元中城村と協議して、協定が結ばれた。漁協は8漁協に及んでいます。そこら辺も代表の方が出ると思うのですが、この各漁協の意見を、漁民の皆さんの思いをしっかりと吸収できるように対応してもらいたいと思っております。それについての決意はどうですか。

○下地寛環境生活部長 この件については、私も三、四年前に環境政策課長をしていたころ、漁協の皆さんの会合に行って、直接話を聞きました。中城村の皆さんともお話ししたことがあります。そういったものを含めたさまざまな対応、それも含めて環境保全協定を締結していますので、これからもそこら辺は、しっかり監視・指導していきたいと考えております。

○嶺井光委員 その要請を出してから、知念漁業協同組合は何ら接点がないと言っておりました。南城市知念側はちょっと遠いという見方をされている可能性があります。そういう意味では、ウミンチュの皆さんはいろいろな潮流とかを敏感に知っておりますから、やはり悪影響の懸念を持っています。この8漁協の代表者だけで終わることなく、末端の方々にまでこの交渉の経過が伝わるようにしていただきたいと要望して、終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 陳情説明資料の33ページ、陳情平成23年第132号です。沖縄市北部地区のごみの状況ですけれども、現在の進捗状況をお聞かせ願えますか。

○大浜浩志環境整備課長 現在は、平成19年3月に埋立処分を終わりにして、その改善に向けてやっているということです。昨年9月7日に処分場の北側、沖縄市側の安定型部分につきまして、本年3月末までに改善しなさいという指導を行っておりまして、それも含めて現在、焼却で7万7000立方メートル、それから再生利用で2万7000立方メートル、合計して10万4000立方メートルが処理されておりまして、1月8日時点で安定型最終処分場で2万立方メートル、それから管理型最終処分場で32万4000立方メートル、合計して34万4000立方メートルが残っている状況でございます。この安定型部分が終了次第、管理型の34万立方メートル余のところも、集中的に改善することにしております。

○平良昭一委員 当初の計画どおり進んでいるのですか、それともおくらせているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 当初は、沖縄市側のところを平成23年7月末までに改善するよという形で指導しておりましたけれども、その境界部分の廃棄物の作業上、どうしても山を崩さなくては行けないという事実がございました。そのためちょっと膨らんだということと、米軍嘉手納飛行場の運用の関係で山の高さを少し調整したという形で、その分ちょっと時間を要しましたので、その分につきまして、ことしの3月末までに改善するよという形で指導を強化しているところなんです。

○平良昭一委員 これは、地元からの要望もいろいろあるかもしれませんが、ごみの山を撤去してくれということ、地元からの要請があるわけですが、実際、まだ産業廃棄物を受け入れている状況もあるわけなんです。受け入れながら、これを処分していくことに対しては疑念があるんです。なぜなら、産業廃棄物一いわゆる受け入れるところがないから、1つの業者が犠牲になっているような感じがしてならないんです。陳情の趣旨からすると、早目に撤去してほしいという気持ちはわからないでもない。しかし、県内の状況からすると、受け入れざるを得ないということもあります。そういう観点から、私は、受け入れながら減らしていくことに関して、大変な作業をしているなという感じを持っているんです。その辺、改善策として1業者だけに任すという方向で

は無理があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○大浜浩志環境整備課長 この間、我々の指導としては、受け入れを停止して、集中的に改善を図るようというので、一昨年からの取り組みをしております。平成23年1月から12月まで、179日間の全面的な受け入れ停止。ことしに入りましても、1月1日から2月末までの26日間ということ、そういう受け入れを全面的にやめて、改善に取り組んでいることがございます。ただ、米軍からの廃棄物があります。これにつきましては受け入れている状況ではございます。

○平良昭一委員 受け入れる場所がないことも非常に懸念されますけれども、実は関連しますけれども、きのう、土木環境委員会の中でアスファルト切断汚濁水の件が出ました。これは環境生活部にも聞かないといけないなと思っておりますけれども、土木建築部では、アスファルトを切断するときに出る汚濁水は、明らかに産業廃棄物だという認識を持っていると。環境生活部としては、その認識は持ってらっしゃいますか。

○大浜浩志環境整備課長 それにつきましては、我々も土木建築部から照会がございまして、昨年8月に産業廃棄物の汚泥に当たりますという回答をしております。

○平良昭一委員 前回の定例会で、環境生活部長はこのガイドラインをつくると答弁の中でおっしゃっていました。それはどうなっていますか。

○大浜浩志環境整備課長 ガイドラインの形はいろいろありますけれども、土木建築部で発注の仕方や処理の仕方、それから基準単価の設定を当面の措置としてやっていますので、基本的にはそれを見てという答弁だったと思っております。ただ、それがきっちり処理されるためには一やはりこの汚泥はアスファルトという性質もございますので、きっちり処理させたいということで、他県の自治体の事例も見ながら、土木事務所のほか、保健所、社団法人沖縄県産業廃棄物協会等にも周知していきたいと考えております。

○平良昭一委員 実はきのう土木建築部から、国・県の発注する部分でのアスファルト切断汚濁水については県に責任があると言ったのですけれども、市町村については私たちの範疇ではないという答弁があったのです。そうであれば、

市町村はそれを守る義務がないという感覚になりますけれども、皆さんは環境生活部の立場として、どういう見解を持たれますか。

○大浜浩志環境整備課長 やはり、産業廃棄物の処理責任は事業者にございますので、市町村が事業者になるのであれば、市町村が処理を行う形になろうかと思えます。

○平良昭一委員 私が聞きたいのは、土木建築部は、市町村の発注する分野については何も言うことがないと。そうであれば、各市町村任せになるわけです。そうすると指導するのは、当然、環境生活部になってしまうわけです。横の連携が全くとれていないような感じがしてならないのです。いわゆる国と県の発注は私たちの分野です、しかし、市町村は関係ありませんというのが土木建築部の考え方なのです。そうであれば、頼るところは各市町村に対する皆さんの指導になるわけです。その辺はどうでしょうか。

○大浜浩志環境整備課長 土木建築部ではないので答えづらいところはあるのですがけれども、実は、暫定的な措置を平成23年11月21日に出しております。これにつきましては、市町村の建設課長にも出しております。土木建築部から出しておりますので、土木建築部もこれを参考にしてきっちりやっってくださいという文書を流しておりますので、基本的には、そのような文書で市町村においても、きっちりやっていただけるのではないかと考えております。

○平良昭一委員 土木建築部と連携を図って、やってもらうようにお願いします。

陳情説明資料の32ページ、陳情平成23年第93号、墓地の環境改善に関する陳情です。ことしの4月1日からお墓の経営許可の権限を市町村に移譲することが決定していますけれども、スムーズにできるような状況ですか。

○阿部義則生活衛生課長 まず、誤解がないように一言申し上げます。すべての市には、4月1日から権限が移譲されます。これは、法律の改正によって行われるものでございます。それからこれまでどおり、沖縄県の事務処理の特例に関する条例の改正によりまして、県知事から町村に対して権限が移譲される分は、追加で2町村—南風原町、渡嘉敷村がございます。この移譲につきましては、これまでも10数年来、市町村に対して説明会、それから研修会等々やってまいりまして、さまざまな形でフォローというのですか、我々は働きかけを

してきております。今後も同様な形で、移譲後も同じような形で取り組んでまいりますし、今年度に入りましてから、委員からいろいろ御指摘がありましたように、広報も力を入れてはどうかということで、御指摘を受けた分につきましてもことし2月、3月と十分手当てしてまいりまして、新年度に入りまして同じような手当てをしてまいります。ですから、我々としましては、スムーズな移譲に向けて十分努力してまいりますので、余り問題はないかと思っております。

○平良昭一委員 問題があるのです。各市町村は本当にできるのかと苦悩しています。実際、浦添市あたりからも、今のまま権限移譲されると非常に不安であると。市民に対して申しわけないような感じもするという声も出ているわけです。そうであれば一今いうように、100%権限移譲するということでもないかもしれませんが、連携をとってやっていくことはよいことではありますけれども、何といたしますか、1町村にこれを丸投げするのは非常に疑問があるのです。どうにか県と一緒にタイアップしながら、保健所を中心にしながら、連携できるようなシステムをしばらくの間は構築しておかないといけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○阿部義則生活衛生課長 すべての市につきましては、法律で変更されてしまう事項でして、もう県が裁量的にどうこうという話ではなくなってしまう分野でございます。例えば今、浦添市の例が出ましたけれども、浦添市について保健所でという話は、サポート的にはできるかもしれませんが、表立ってはできない状況でございます。ただし、その他の町村につきましては、あくまでも沖縄県の事務処理の特例に関する条例でやっていることでございますので、少し状況は違うのかなと思っております。

○平良昭一委員 私はびっくりしたのですけれども、こういうものがあるのです。いわゆる墓地を売りますという、これは管理霊園の商業だと思えますけれども、こういうものは法的に許されるものですか。

○阿部義則生活衛生課長 これは沖縄タイムスが特集を組んでやっていただいたものでございまして、確かに下の欄に公告がございまして、分譲中とかそういうものがありました。これについては、業者それから新聞社には誤解を招くのでやめてくださいということで、もう既に指導はしております。

○平良昭一委員　ということは、この上の部分は、県がお願いしたということですか。

○阿部義則生活衛生課長　これはあくまでも沖縄タイムスが、4月1日からすべての市に権限が移譲されることをとらえて、自主的に掲載された中身でございます。

○平良昭一委員　以前から、4月1日からということもありますけれども、県民への啓蒙活動に対しては、かなり広報に力を入れないといけないということで、この予算組みもしてきたと思うのです。しかし、こういう形で、啓蒙という形でやられると、余計に誤解してしまうのです。いかにも分譲して、法的に大丈夫だという誤解を招いているものがありますので、こういうものは十分注意したほうがよいと思います。4月1日から簡素化されるという形に、逆にとらえられてしまいますので、本来なら個人墓は難しいのですから、それが沖縄の慣習として、例外的に認められていると県民に認識させないといけないわけです。その辺を今後、十分注意してもらいたいと思いますけれども。

○阿部義則生活衛生課長　十分注意してまいりたいと思います。

○平良昭一委員　陳情説明資料の37ページ、陳情平成23年第181号、メジロの捕獲禁止の件ですけれども、これに関しての処理方針は、環境省からの指針で全面禁止と言われていています。これは一般質問の中でも、何名かの議員から取り上げられています。その中で、環境の分野だけではなくて、沖縄、琉球の文化としての取り扱いに関しても言われてきているかと思います。その分野を聞かずに、沖縄県自然環境保全審議会の判断だけでやらせてよいものかと疑問があるのですが、いかがですか。

○下地寛環境生活部長　今回は、鳥獣保護法に基づく第11次鳥獣保護事業計画の中にどういう形で位置づけるかということですので、これは法律で規定された審議会に諮るという行為ですので、法的な諮問、答申という形です。これを文化的な意味合いのものにかけるという根拠はないわけです。しかし、これまでもいろいろな話から、文化的な価値についてもありますけれども、やはり、メジロに関しては我々の立場からすれば、これはあくまでも鳥獣という、残念ながら自然の一部というとらえ方しかできません。そういった意味で、これを飼うには一やはり基本的には、これまで7種類の鳥が順次飼うことを禁止され

てきて、最後の1種類になったわけですから、最終的にはこういう自然環境、自然保護という視点に立ってしか判断はできないと考えております。

○平良昭一委員 環境の分野ではそうとしか言えないと思いますが、歴史的な背景をどうしても、これは考えてほしいということもあるのです。メジロを飼うことに関して、愛玩することによって、大きなポイントは竹細工のかごも一つの民具なのです。これも歴史なのです。それ自体を失ってしまう可能性も出てくる。つくる方も少なくなってきたし、琉球の文化として残していく民具であると思うのです。そういう観点からとらえることも大事ではないかと思うのです。ただ、環境の中だけで考えてしまって、300何十年の歴史を葬り去るということは、私は理解できないところもあるのです。違った観点から意見を聞きながら、審議をすることも今後可能ではないですか。

○下地寛環境生活部長 これについては、あくまでも鳥獣保護法の所管という中で、聞く機関は自然環境保全審議会に聞くということが法令で規定されていますが、いろいろな市町村議会からの意見書もあります。そういったものも踏まえながら、今回の答申の中では、とりあえず許可はしないことになりすけれども、経過措置的な意味合い—これまでメジロを飼った人たちに対する配慮が、答申の中では少し生かされていると思いますので、県としてはその答申も踏まえて計画をつくるわけですけれども、なかなかそれに文化的な意味を加味してということは難しいかと、今の段階では考えております。

○平良昭一委員 特別な事情によって、これまで認められてきたという特例があったわけです。一般質問の中で、長崎県の特別に認められている事例を挙げていましたけれども、どういう事例があるのですか。

○富永千尋自然保護課長 環境省の指針の中で、知事が特別に認める事由の事例として、例えば野外で鳥を楽しむことのできない老人など、そういう特別な人たちに対しては、例えば捕獲許可を出すことが一つの事例として出ています。長崎県の場合は今、原則禁止ということですが。

まず、環境省の指針に基づき、原則捕獲禁止とする。特別な事由に関しては、環境省が指針の中で例示している、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然と触れ合う機会を設けることが必要である場合に認めるとするということです。

○平良昭一委員 知事がある程度の特例を認めて、これは裏づけがないといけないと思いますから、当然、私たちの文化の一つとして、長らく続いてきた琉球の文化の一つとして知事が判断することができれば、私は特例が認められるのではないかと思うのです。ほかの他府県と違って、我々は独自の文化を持っているわけですから。それこそがやれるものではないかなと思うのです。そういう面では、環境の分野から知事に対して、そういう御提言をするのも大事ではないかと思います。環境だけではなくて、文化の面からもそれはお願いすべきだと思うし、本当にそのままこの文化を失わせてよいのかということに関して、知事に対して特例を認めさせるような努力をするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○富永千尋自然保護課長 メジロの愛玩飼養の取り扱いについては、鳥獣保護法で定められています。鳥獣保護法においては、県でつくる鳥獣保護事業計画の中で取り扱いを定めることになっていて、その際に、沖縄県自然環境保全審議会の意見を聞いて決めなさいということになっています。今回の答申で、審議会からこういう意見が出てきておりますので、それを踏まえて、もしくはそれをきちんと聞いて、計画をつくるという一つの流れということで理解しています。

○平良昭一委員 皆様の立場はそうです。私が言いたいのは、自然環境保全審議会のみではなくて、私たちの文化の一つとして取り扱って、特例を認めさせる方向がないのかということです。皆さんは、それを文化観光スポーツ部に提言することも大事だと思います。私たちの範疇以外にも、メジロに関しては文化があるのだと。その分野の中で意見を聞いて、反映させることも大事だと思いますけれども、本来ならばここだけではなくて、私は別のところにも陳情が行くべきだと思います。いかがですか。

○富永千尋自然保護課長 野鳥を飼うことにつきましては、あくまで鳥獣保護法の中で定められているものです。ですから、当然それを決めるルールは、鳥獣保護法の中で決めることになるという理解です。

○平良昭一委員 一つの型にはまってしまっていて、これはまさに公務員の発想なのです。皆さんは、できる方向に向かって努力する気持ちがありますか。これだけの愛玩者がいるということも、沖縄の一つの文化なのです。

○下地寛環境生活部長 この件に関しては、残念ながら本来やってはいけないことを特別に、メジロに関して捕獲を認めてきたわけです。基本的には逆なのです。とっただけいけないものを、特別にメジロについては認めてきたと。しかし、もうそれも認められなくなるということです、これは理解していただくしかないと思います。

○平良昭一委員 これは、皆さんの範疇から抜け出せないということでありますので、また別の方向で考えていきます。終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員 頑張ろう日本、頑張れ東北。一日も早い復旧・復興をということで、これをかなえてあげるのを手を挙げてごらんといったら、皆さんはどうしますかーみんな手を挙げるでしょう。これは一日も早い復旧・復興なのです。復旧がなければ、復興はないのです。我々も去年の6月に現地を視察してきてのですが、何とか協力できることがあれば協力して、復旧・復興のために協力していかないといけないという認識を強く持ってきました。物資が足りない分は、自分たちでできる分は物資を集めたり、あるいは義援金を集めたり、支援金を集めてまいりました。協力してまいりました。それでもやはり、まだまだ足りない。足りない分をどうするかということです。千年に一度しかない災害、これを日本国民が本当に苦しみを共有しなければ、これは解決できないと思います。説明の中では2045万トンのうち、まだ138万トン余、6.8%しか処理できていない。残りを2県、3県で処理するとなると、あと何十年とかかるのです。復旧どころではないでしょう。一日も早い復旧・復興を願うということであれば、できる協力はやらないといけないのではないかと考えています。しかし、ここでまた放射性物質をまき散らすとか、そういうことは我々も好むものではないし、それはあってはならないと思います。知事は、県民の安全性を確保しながら、県民の了解を得ながら、これを受け入れていくことを議会で表明しているわけですから、皆さんはきちっと知事の方針を守っていかねばならないのではないかと考えています。後ろ向きであってはダメなのです。心そこにあらずんば見れども見えずということです。ですから、やるかやらないか、これは県民に対して、この安全性が欠けるようなことをさせてはいけないと。これはきちっと協力して、この復旧に早く協力していかねばならないのではないかと考えております。この復旧・復興について、環境生活部長の御

認識をひとつよろしく願います。そして今後、どう協力していくかということも聞かせてください。

○下地寛環境生活部長 これは処理方針にも書いてありますけれども、やはり401万トン、約20%弱を広域処理でお願いされているわけですが、やはり、2年間でこういったものをしっかり処理するということがなければ、被災地の復興もなかなかできない状況で、国からそういうお願いがなされていると思います。とはいっても、その処理に当たっては、基本的に県は処理施設を持っていないものですから、市町村が処理することになります。そのためには、やはり市町村の理解を得る、市町村が住民の理解を得ることが大事だと思いますので、もし、仮に条件を付けて受け入れるということがあれば、県としてはしっかり連携していくという考え方があります。

○池間淳委員 この国からのお願いについて、安全性を確保しながら市町村への意向調査を行っていききたいと、予算特別委員会でもお話をされていました。早くやりたいということだったのですが、もう調査されているのですか。

○大浜浩志環境整備課長 国から、3月19日に正式な文書で、総理大臣名で来ました。それを受けまして、全市町村に意向調査を行うということで今、準備を進めております。なるべく早い時期ということで準備を進めたいと考えております。

○池間淳委員 皆さんがまだ意向調査をしないうちに、恩納村は決定しました。村議会で受け入れようと決議しました。しかし、何もかも受け入れるのではなくて、向こうの議会も条件はつけないかと思っております。安全性を確認した、そして、焼却して処理できるものということで、多分議決されているのではないかと考えています。やはり放射性物質の許容範囲というか、そういうものがあるわけです。もちろんゼロのほうがよいのですが、これを焼却して、県内で最終処分するわけです。どうですか。

○下地寛環境生活部長 先ほどお話ししたように、受け入れ条件はそれぞれの自治体、さまざまな考えがあると思います。放射性物質が検出されないという条件もありますし、環境省が定める基準の240ベクレル以内であっても、もっと厳しい受け入れ基準を定める市町村もあると思いますけれども、その基準を設定することに当たっては、当然、議会もそうでしょうし、住民の理解も大前

提になりますので、そういったものをしっかり地元、それから県も入って一緒に相談しますけれども、そういったものがしっかり整わない限り、受け入れは厳しいと思います。

○池間淳委員 東北地方から沖縄県に移住しておられる方が261世帯、643人ほどの皆さんが移住しているということで、特に福島県あたりからいらっしゃった方々は、この放射性物質に対するアレルギーというのか、物すごいトラウマのように厳しい認識をしているはずです。やはり、そういうことがないようにということは、ここでそういうことが起きたら、また逃げないといけないということになるわけです。そういうことがあってはならない。しかし、やはりこれだけの瓦れきを処理しないといけないということになれば、日本全国がひとしく協力体制を整えて、きちっと復旧・復興のために協力していかないとはいけませんから、ひとつ前向きに頑張っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○下地寛環境生活部長 私は、この受け入れについては福島県から避難されている方、それから県民、当然全く同じだと思います。その放射性物質に対する恐れは同じように持っていますし、そういった懸念を払拭できない限り、受け入れはできないと思いますので、そこら辺は仮に受け入れる自治体があれば、そういうところとしっかり連携しながら、県民、住民の不安がないような形で取り組んでいきたいと考えております。

○池間淳委員 きずなという言葉が出てきているわけですから、心のきずなが大事です。いかに信頼するかということをも日本国民が一これまで、いろいろな面できずなが強かったから、この経済大国もできたのではないかと思っています。協力なしではできないと思いますから、どうぞ頑張ってください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情説明資料の16ページ、陳情平成22年第42号。慰安婦問題が盛んに言われているので。この件については、この土木環境委員会でも質疑しましたが、県は、慰安婦問題について調査をする気はないと。県独自の調査はしたことがありますか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 県において、独自の調査をしたことはございません。

○吉田勝廣委員 だから、こういう問題が出てくるのではないかなど、ずっと思っているのです。私たちもあちこち回って、調査はしているわけです。実際、本人から証言も聞いたことがあるし、金武町でもあります。第32軍司令部壕にはあまり触れたくないのだけれども、さっき言った民間地を借りて、慰安所をつくった。慰安所から慰安婦—という言葉の説明を使ってよいのかよくわからないけれども、女性を自分の宿舎なり、あるいは自分の陣地なり、そういうところへ行っただけというのか、連れ込んだというのか、言葉が余りおもしろくないから使いたくないのだけれども、そういう経験がある人からも聞いたことがあります。例えば、第32軍司令部壕には周囲にそういう場所があって、そこから自分の壕と一緒にいくことが可能かどうか。その証言がないからかなど。私は、第32軍司令部壕のことはよくわかりません。一緒に同行したかどうかについてはわかりません。ただ、そういうことがよそであったことは、私も聞いております。だからこそ日本軍におけるいわゆる慰安婦問題は、女性も軍隊に連れて行くということは、世界でも日本軍だけだから、そこを調査することは、沖縄にとってみればまさに男女共同参画センターの皆さん、平和・男女共同参画課がやるべきではないかと、この前も私は言ったのです。そこが一番大事だと私は思うわけです。だからこういう問題が出てくるのです。平成3年か、平成5年に国がやった調査は私もわかりました。本来ならば、もうちょっと前にそういうことをやっておけば、今のような議論はなかったのではないかと悲しい思いをしています。何と表現したらよいかわからないけれども、そういう人たちがいかに苦労しながら、自分の生活のためだけではなくて、自分の家族だとか、兄弟とかの生活を助けるために、そうせざるを得なかったとか、いろいろとある。そういうことを含めて、環境生活部長が言わんとするところも大体わかります。そこにいた人たちがいろいろあるのではないかとということもすぐわかります。しかし、事実はある意味で1つしかない。その人たちのいわゆる人権ということよりも、慰安婦の—というか、そういう女性たちの権利を重く見ることが、なお大事なのではないかと—比べることは申しわけないけれども。だからこそ慰安婦問題は、沖縄にとっても非常に重要である。沖縄にたくさん日本軍がいたわけですから。しかも、沖縄は外地だから、東南アジアでもそういうことがよくあります。一緒に同行したという人からも話を聞いたことがあります。そこはもう一度原点に戻って、何らかの形で調査すべきではないかと思うのです。そうしないと、この問題はいた、いませんでしたと証言が変

わったり、それは歴史だから。こういうたびに、ドイツのワイツゼッカー氏の言葉をよく思い出します。そこをぜひ一きょうは別にノーとか、イエスとかと言うのではなくて、聞いてください。ノーと言われたら、私はおもしろくないから。どうですか、平和・男女共同参画課長。私は1992年に女性史をつくったのです。女性の権利を主張するために。今から20年前です。それをつくって、アンサー、ヌーソーガといろいろな労働条件とか、賃金格差とか言ってきました。女性の人権はどこにあったかということ調べてくれないと。今でも、現にそういうことはあちこちであるでしょう。知らないところでも、売春であるとか、いろいろな問題が。だから大事なのだと私は思うのだけれども、どうですか。

○下地寛環境生活部長 こういったことは、なかなか記録とか、そういったものから調査することが難しい面があります。証言とか、そういったもので拾っているわけですが、仮にそういった慰安所などを見たとか、そういった証言があつて、そういう資料もありますけれども、ある意味ではそれに関係した人に聞かなくてはいけないという実態もあつて、簡単にやっではいけないということがあつて、これまでもなかなか調査できない実態はあると思います。これについては、やはりこういう証言の中で、記録として残すということしかないかなと思っておりますし、県として具体的に調査しようという考えは、今のところございません。

○吉田勝廣委員 そういうことを何回も聞いているから、平成3年に国が調査をして、なぜ沖縄県は調査をしなかったのかなと。あれだけ沖縄戦があつて、市町村は大体調査をやっていますよね。慰安所があつたということをやっています。それから昔の遊郭がある、料亭がある。その料亭の女性だつて、行ったとか、行かなかつたとか。あるいは私たちでも大体見聞きしているのに、県がこれをまとめることはしないということに、それこそ私は、何か歴史の空白があるのではないかと。環境生活部長の判断ではなくて、何か沖縄県民がこれを歴史の空白として置き去りにしてしまったのではないかと。それこそ、人権問題からするとナンセンスなことです。一番大事なことなのに。

次は、陳情説明資料の46ページ、ているの問題で一番新しい陳情第57号です。これは沖縄女性団体連絡協議会からですが、いわゆる次の指定管理者がだめだったから、今の条例議案を出している。その条例議案が通った後の問題です。条例が通って、また指定管理をしようというときの問題です。そのときにはどうするかと。私たちはこれまで継続雇用をと言ってきたわけですが。3月31日までで、その人たちは切れるわけですが。指定管理者がないから、一たん県

が引き取る。県が引き取って後、また私たちの条例議案が通りましたと。通ったら指定管理者をまた新しく選定して、県は、今度はその条例に基づいて指定するわけでしょう。今度はそのときです。今までの雇用関係にあった人たちをどうするのかと。これはどういう判断をしていますか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 条例改正案を原案可決していただきましたら、県としましては県職員2人と賃金職員2人、あと、こちらが出先機関ではないために現金の扱いができませんので、現金の扱いについては、部分委託という形で管理していくことを考えております。

○吉田勝廣委員 直接管理をやって、もう今の人員ではやりませんということですか。

○原田直美平和・男女共同参画課長 今の人員では、管理は考えておりません。

○吉田勝廣委員 そうすると、今までの人員でやらないということは、どうなるのですか。財団法人おきなわ女性財団がやっている事業は、結局続けないということですか。

○下地寛環境生活部長 基本的には、県がすべて直接管理するわけですが。財団法人おきなわ女性財団は、今、自分たちがやっている事業をやることになると思います。ただ、県は職員もそこに常駐させて、それから賃金職員も雇って、みずから管理しますけれども、それでもやはり全部はできませんので、1つはホールなどの受付業務と管理業務、それから相談事業や普及啓発事業については、県が公募して、受託者を探して、委託事業で実施するという形で考えております。

○吉田勝廣委員 今度、この条例議案が通った後の問題を提起したいと思いません。

次は、陳情説明資料の47ページ、陳情第58号。瓦れきの処理問題です。これは嘉陽委員の意見だとか、いろいろな意見も聞きました。私も5月中旬から11月にかけて約18日間、青森県八戸市から福島県飯舘村まで現地のあちこちに、福島第一原子力発電所20キロメートル圏内のぎりぎりまで行って、調べてきました。瓦れきが学校の校門、運動場にあったり、それから畑のど真ん中にあたり、海の近くにあたり、すごい瓦れきです。これを見ていると、神奈川県

で反対運動をしている人たちと知事とのやりとりとか、いろいろなものを見てみると、あれ、大変だなと。基本的には、瓦れきは放射性物質とか、いろいろな意味からいうと移動させないほうがよいけれども、移動させなければまた何十年もかかると。政府は、東北三県あるいは隣村一いわゆる太平洋側と日本海側があるので、そういうところに処理施設をつくって、移動するのが難しいものとか、そういうものは基本的に近くでとか、または地元でと。移動させるのは材木であるとか、そういう放射性物質が明らかに少ないものというのか、ないものと限定する。私は、そういう対策が必要だと思います。そのためには、沖縄が受け入れたくても、もちろん住民の意識もある。しかし、キャパシティが、例えば金武町だと大体20万トンぐらい、10万トン、10万トンと処理施設を持っている。そうすると、今、沖縄にはどれぐらいそういうキャパシティがあって、どれだけの瓦れきを受け入れることができるか。しかも、瓦れきは10%と言っているのです。そういうことをやった場合に、その持ってきた瓦れきを何年もここに置いておくのか。それとも仮置き場などをつくって、そこに置くのかどうか。その辺をちょっと、大浜環境整備課長はどうですか。

○大浜浩志環境整備課長 処理能力から見てという話ですけれども、県内41市町村のうち、40市町村で33施設持っています。一部事務組合で持っておりますから、33施設ございます。その中で、1日にどれだけ処分されているのかということがまだ十分把握されていませんで、今後の意向調査の中できっちり把握していきます。処理施設全体で、大体1日どれぐらい処理能力があるかということにつきましては、1日当たり33施設で1839トンでございます。これは、全稼働一すべてをフル稼働した場合には、こういう数になっています。

○吉田勝廣委員 ごみ焼却炉は24時間稼働だとか、8時間稼働だとかいろいろあります。例えば、離島ではほとんど難しいだろうなという感じはするので、これは沖縄本島内における処理施設、焼却炉だと思うのです。これは離島に持って行ってもしようがないから。そういうことからすると、この約1800トンには離島も含むわけでしょう。やはり、このところを計算しながら、また、実際に処理能力があるのか。実際やっている施設も、大体稼働率が50%としても、私はこの半分ぐらいではないかと。すべて稼働しているわけではないので。しかも、24時間稼働や8時間稼働とあるわけだから一それは時間的に、そのために今まで8時間稼働だったけれども、これを12時間稼働にするとか、焼却炉はそういうことも可能ですよね。そういうことを含めながら、やはり計算して、それを入れることもしながら着々と準備して、住民との摩擦がないような仕組

みを考えたほうがよいと思いますが、いかがですか。

○**下地寛環境生活部長** 今回の意向調査の中に、当然その処理施設の能力—処理施設もその設置当初の規模、例えば50万トンなら50万トンですけれども、老朽化などによって、実際の処理能力は45万トンとか、そういう状況になっております。受け入れ量も年々変わったりしておりますので、そういった処理能力の実態調査も含めて、意向調査の中でしっかり把握した上で、今後どうするかということを検討していきたいと考えております。

○**吉田勝廣委員** 焼却するのはよいのだけれども、今度は最終処分場に持っていきます。ごみは焼却すること、焼却した灰を処理することが一体だから、ここもまた一つの課題があるわけです。だから、受け入れることを表明しても、それをクリアするために施設があり、最終処分場があり、そしてまた放射能問題があり、地域住民があるわけです。かなり時間もかかるだろうし、説得も大変だなど。その辺は早目に、いろいろな意味で—イエスか、ノーかは別にして、そういう能力があるかどうかだけは、きちっとしたほうがよいのではないかと思います。いかがですか。

○**下地寛環境生活部長** 早急に取り組んでいきたいと考えております。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** 陳情説明資料の43ページ、第32軍司令部壕の表示の件です。
これは、やりとりをずっと聞いていて、環境生活部長の信念もかたいことがわかるのです。43ページに処理方針が書いてあります。県の基本的な考え方、ごうができた背景、その役割、ごうの存在によって沖縄県がこうむった文化財の喪失等の被害を記載するというものです云々とあって、それに基づいた環境生活部長の、その説明板の中身なのだということが、県民の中でまだ理解されていないのです。環境生活部長も従軍慰安婦の問題、スパイ視住民虐殺の問題、こういう沖縄戦の実相があったことは否定はしていないわけです。ただ、この説明板に関しては、こういう理由で、こういう観点からの説明だから削除したということでしょう。ところが、そういう認識だということをやちゃんと県民に理解されれば、それはそれである意味よいかもしれないけれども、この沖縄戦の実相にかかわる問題は、さきの教科書問題とか、あの問題を見てもそうだし、

稲嶺県政のときの平和祈念資料館の展示資料の問題にしてもそうだし、すごくデリケートな問題なのです。この問題の処理の仕方を誤ってしまうと、環境生活部長は、県はこういう観点の説明板だからこうなのだという信念を持つかもしれないけれども、しかし、県内においては決してそうではなくて、そこを理解されないで、今、大きな問題になっているこの問題が、県自体が沖縄戦の実相をある意味でゆがめるような方向に行っているのではないかという、そういう疑念を県民に持たれていくと、この問題はすごく大きな問題になってくると思うのです。この処理の仕方を誤ると、環境生活部長の信念を通せばよいというか、通すのだというそれだけにおさまらないというか、その県政全体に対する不信感のような、そういうものに発展しかねない微妙な問題を含んでいると思うのです。信念は信念としてよいのだけれども、この問題がこういう形で展開している以上、処理の仕方を誤ると、県の思いが、観点が県民に全然伝わらなくて、別の誤解を生み、別な観点で県民からの指弾を受けるような状況になりかねないとか、ただ環境生活部長だけの、環境生活部だけの問題ではなくて、県政全体が県民から不信感を持たれかねない。そういうデリケートな問題だと思うのです。ですからそこは処理方針にも、再度検討することは考えておりませんと、環境生活部長はずっとそういう信念を貫いてはいますけれども、信念は信念としてよいのだけれども、そこの処理を誤ったら大きなやけどをしてしまうというか、そういうこともあると思うのです。そこら辺の心配は、環境生活部長としては持たないのですか。

○下地寛環境生活部長 信念というよりは、今回の説明板の設置は、あくまでも第32軍司令部壕の説明板ということで、我々は当初から検討委員会にも説明しておりますし、当初は検討委員会を設置しないで、事務方だけで、県だけで判断して設置するという考え方も持ち合わせてはいたのですけれども、こういう形で検討委員会を設置しました。これは私もそうですけれども、検討委員会の中でも、当初は慰安婦に関する記述を委員として書かなかった方もいますし、それから、最初は住民虐殺を書かなかった方もいます。そういった方たちの意見が、どういう根拠であのような最終的な文案になったかということも正確には聞いていませんので、今回の意見交換の中で、しっかり意見を交換しようかなと思っています。いずれにしても、第32軍司令部壕の説明板はそういう基本的な考えのもとで書いておりますし、慰安婦であるとか、それから住民虐殺ということ、私が信念を持って否定しているわけでもございません。私は、現実的に説明できる範囲をしっかりとらえて、この説明板を設置しております。そういうことをしっかり理解していただけるように、私は説明していきたいと

考えております。

○**新垣安弘委員** この一つの説明板の扱いのあり方、処理の仕方、検討委員会に諮らなくてもよかった、諮ったとか、そういういろいろなやりとりの中で、これまですごく大きな問題になっているわけです。だから、私が懸念するのは、この一つの説明板の問題だけれども、これが本当に大きな問題になってしまっているから、そこはやはりこういう状況になってしまった以上、ぜひ処理の仕方を誤らないようにしてもらいたいと。そこを少し懸念する部分があるので、それだけ要望しておきたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

次に、乙第38号議案沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

仲田文昭企業局長。

○**仲田文昭企業局長** それでは、平成24年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の105ページをお開きください。

乙第38号議案沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例について、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律において、水道法の一部が改正されたことに伴い、これまで同法で定められていた、技術上の監督業務を行う水道の布設工事及び当該工事の監督業務を行う者の資格、並びに水道技術管理者の資格を県の条例において定めるものであります。

以上で、乙第38号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣良俊委員。

○**新垣良俊委員** これは、沖縄県企業局の水道の布設工事云々とありますが、企業局だけの条例改正ですか。

○**仲田文昭企業局長** そのとおりでございます。沖縄県企業局に関するものだけでございます。

○**新垣良俊委員** 水道法の一部改正に伴うものということですが、離島の町村があります。そこについては該当しないということですね。

○**仲田文昭企業局長** 先ほど申しましたとおり、この条例につきましては、企業局だけでございます。市町村においてはそれぞれの市町村で、水道事業者で定めることになるということでございます。

○**新垣良俊委員** 今の水道法の中では市町村もあるのですが、離島もそういうことになるのですか。

○**仲田文昭企業局長** 水道法に基づいて、水道事業を行っている事業者は該当するということでございます。

○**新垣良俊委員** 可能性があるということですか。

○仲田文昭企業局長 そうなります。

○新垣良俊委員 今、離島には海水淡水化施設があります。そういうことで、離島の場合は財政もそうですが、マンパワーが不足しています。そういうことがあった場合、これはどうなりますか。離島での対応、水道会社の技術資格は厳しいですよ。企業局の条例と同様になった場合は、離島の町村で対応ができませんか。

○仲田文昭企業局長 先ほど申しましたとおり、水道法でこれまで定められていたものでございますので、これを今後、水道法が改正になりまして、それぞれ条例で定めてくださいということになりましたので、内容としては、これまでやってきたものと変わりません。離島市町村も水道法に基づいて、現在、もう既にできております。これを各市町村で条例化するだけでございます。マンパワーとか、技術者がいないとか、そういうことにはならないと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

仲田文昭企業局長。

○仲田文昭企業局長 それでは、平成24年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の107ページをお開きください。

乙第39号議案沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公営企業法の一部が改正されたことに伴い、同法に基づいて行ってきた補助金等の資本剰余金の取り崩しについて、その根拠を条例で定めるものであります。

また、企業局の給水区域内の水需要予測の見直しを含む水道用水供給事業計

画の変更に伴い、当該設置条例第3条別表第1に定める1日最大給水量について、現行の60万2000立方メートルを58万2500立方メートルに改めるものであります。

以上で、乙第39号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより、乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員

○**吉田勝廣委員** 1日の最大給水量60万2000立方メートルから58万2500立方メートルに改めることについて、説明してもらえますか。

○**仲田文昭企業局長** 昨年、県内水道の将来の需要見通しということで、計画の見直しを行いました。その結果、平成37年度の需要予測でございますが、見直したところ、前回の需要予測では60万2000立方メートルだったものが、58万2500立方メートルと少なくなったということです。

○**吉田勝廣委員** これは、水需要一水の使い方が変わったからと。人口はふえていますよね。観光客もふえている。なおかつ需要予測が少なくなるということは、僕ら素人からするとわからないのですが、需要予測をオーバーに考えていたということですか。

○**仲田文昭企業局長** おっしゃるとおり、人口は伸びております。観光客もふえております。しかし総需要が減っていると。それは先ほど委員からありましたように、節水型社会といいますか、トイレであるとか、洗濯機であるとか、あるいはホテルにおいても水を2回使うとか、そういうことがありまして、原単位といいますけれども、それが前回の計画時に比べて少なくなった。これは全国的な傾向でございます。

○**吉田勝廣委員** こういう見通しを立てて、ダムだとか、河川からの取水を行うと思うのだけれども、今後は、河川からの取水は若干少なくなるのですか。

○仲田文昭企業局長 具体的には御存じかと思うのですが、奥間ダムが前回の計画の中には載っていませんでした。見直した結果、需要が減りますので、その奥間ダムからの取水は要らないだろうということで、その見直しは既にやられております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成21年第194号の2外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭企業局長。

○仲田文昭企業局長 それでは企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局関連の陳情は、継続3件となっております。

陳情平成21年第194号の2、平成21年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の5—工業用水料金の設定、陳情平成23年第52号、新石川浄水場運転管理の夜間・休日委託に関する陳情、及び陳情平成23年第127号の2、平成23年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情の記の1—工業用水料金の全国水準並みの料金等インフラコストの充実につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當山眞市委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第14号議案から乙第17号議案まで、乙第35号議案から乙第39号議案まで及び乙第56号議案の条例議案10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案から乙第17号議案まで、乙第35号議案から乙第39号議案まで及び乙第56号議案の条例議案10件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第51号議案訴えの提起についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 乙第51号議案については、質疑の中でも私は主張しましたけ

れども、基本的に憲法第25条で、すべての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有すると。その最大のセーフティーネットは住居、衣食住の住居です。憲法でもそうです。それから公営住宅法でも、住宅困窮者についてはちゃんとつくって、提供しなくてはならないことになっているわけです。そういう意味では、もっと沖縄の県民所得を考えて、県民の大変な生活状況を見た場合には、公営住宅をふやして、このようなことにならないようにすべきということが私の持論です。そういう立場から、これについては追い出しになっていますから、反対します。

○**當山真市委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙51号議案訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當山真市委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第51号議案訴えの提起については可決されました。

次に、乙第50号議案訴えの提起について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第50号議案は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し入れたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市